

第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

第 6 次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成 23～27 年度）が平成 27 年度で満了するため、産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理等を推進するとともに、災害廃棄物対策に的確に取り組むため、次期計画を策定します。

2 これまでの経緯

平成 26 年度	第 7 次計画策定に向けた基礎調査を実施
平成 27 年 6～7 月	有識者による懇談会を開催
平成 27 年 9 月	素案策定

3 策定のスケジュール

平成 27 年 10 月 1 日	市民意見募集（～11 月 2 日）
平成 27 年 12 月	温暖化対策・環境創造・資源循環委員会にて原案報告
平成 28 年 2 月	第 7 次計画策定、公表

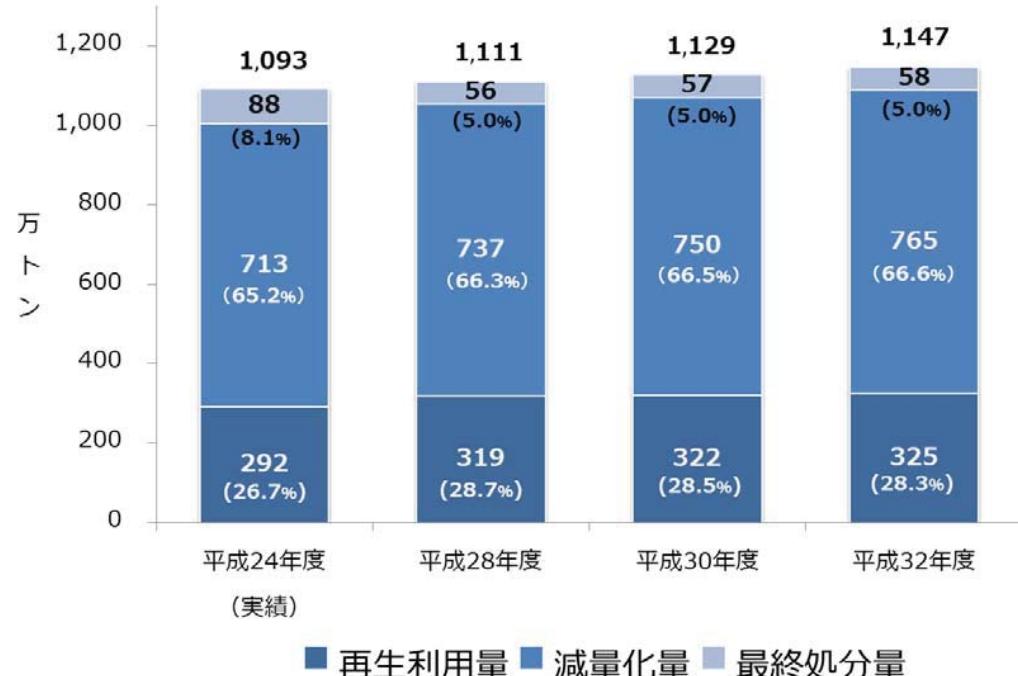
第7次横浜市 産業廃棄物処理指導計画（素案）

概要版

横浜市 産業廃棄物 処理指導計画とは

横浜市産業廃棄物処理指導計画（以下「計画」とする。）は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理等を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示したもので、昭和60年以降、5年ごとに策定し、現在は第6次計画（平成23～27年度）を推進しています。

産業廃棄物の 発生量及び処理量の 将来予測



第7次計画に 向けての課題



基本理念

目標1

更なる3Rの 推進

目標2

適正処理の 徹底

目標3

大規模災害へ の備え

最終処分量の削減

循環型社会を実現していくために、最終処分量のより一層の削減指導を継続していく必要があります。

有害廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物やP C B廃棄物等の有害廃棄物は、環境へ深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、事業者に対する適正処理指導を徹底する必要があります。

建設系廃棄物の適正処理

解体工事に伴って排出される建設系廃棄物については、市街化調整区域等の資材置き場で過剰に保管されているケースが見受けられるため、事業者に対する保管基準の遵守等の指導を徹底する必要があります。

災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合に膨大に排出される災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために、平時からその対策を取りまとめておくことが必要です。

横浜市における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取り組み、横浜市基本構想に掲げた 「持続可能な循環型社会の構築」 を目指します。

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。目標達成の目安として、最終処分率を平成32年度において、4%以下とすることを目指します。

良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

具体的施策

目標を達成するために「循環型社会の推進」「安全・安心な廃棄物処理の推進」「災害廃棄物対策への取組」の3つの施策の柱に基づいて26の施策を展開します。

柱1 循環型社会の推進

- 0 1 多量排出事業者等への処理計画等の策定指導
- 0 2 排出事業者への3R推進指導
- 0 3 製造業への専門家派遣(新規)**
- 0 4 建設系廃棄物の3R推進
- 0 5 廃棄物交換システムの円滑な運営
- 0 6 環境に配慮した廃棄物処理の推進
- 0 7 自動車リサイクル法の円滑な運営
- 0 8 建設リサイクル法の円滑な運営
- 0 9 市民への広報・啓発活動、環境学習

柱2 安全・安心な廃棄物処理の推進

- 1 0 アスベスト廃棄物の適正処理指導
- 1 1 P C B廃棄物の適正処理指導(拡充)**
- 1 2 感染性廃棄物の適正処理指導
- 1 3 その他有害廃棄物等の適正処理指導
- 1 4 建設系廃棄物の適正処理指導の徹底(拡充)**
- 1 5 排出事業者への適正処理指導
- 1 6 処理業者への適正処理指導
- 1 7 処理施設等の設置に係る指導
- 1 8 不法投棄・不適正処理の未然防止
- 1 9 電子マニフェストの普及
- 2 0 公共関与による最終処分場の運営及び整備
- 2 1 最終処分場の環境モニタリング
- 2 2 最終処分場の跡地利用に関する指導
- 2 3 近隣自治体及び大都市との連携

柱3 災害廃棄物対策への取組

- 2 4 災害廃棄物の処理手順の検討
- 2 5 関係機関との連携強化
- 2 6 仮置場等の設置に関する検討(新規)**

重 点 施 策

0 3 製造業への専門家派遣

産業廃棄物の3Rに取り組む事業者を支援するため、「横浜市中小企業技術相談事業」等を活用し、工程管理や品質管理等の改善を通じて3Rを推進します。

1 1 P C B廃棄物の適正処理指導

未届のP C B廃棄物等を把握するため、自家用電気工作物を設置している事業者を対象とした掘り起し調査を実施します。未届の事業者に対しては、届出の提出等の指導を行います。

1 4 建設系廃棄物の適正処理の指導の徹底

解体工事に伴って発生するがれき類や木くず等の産業廃棄物保管場所への立入指導に加えて、土地所有者への注意喚起等を行います。

2 6 仮置場等の設置に関する検討

公有地のうち、仮置場として優先して使用できる土地を事前整理するとともに、民間事業者等が所有する遊休地等を仮置場候補地とすることについて検討します。



用語の解説

◆アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称です。耐熱性、絶縁性等に優れ、大部分が建材で使用されていますが、アスベスト繊維を吸収すると、15～50年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫などの病気を発症するおそれがあります。

◆仮置場（カリオキバ）

大規模災害が発生した場合、廃棄物処理施設の処理能力を上回る廃棄物が発生することが想定されることから、道路開削、復旧等の空間確保を図る際に生じた処理しきれない廃棄物を一時的に保管する場所をいいます。

◆海洋投入処分（カイヨウトウニユウショブン）

陸上で発生した廃棄物、港湾等のしゅんせつ工事によって生じた水底土砂、不要となった海洋施設（海底油田・ガス田のためのプラットフォーム等）を、一定海域において投入処分することをいいます。産業廃棄物については、現在、建設汚泥が海洋投入処分されています。

◆産業廃棄物（サンギョウハイキブツ）

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、法律で定められた20種類のもののほか、輸入された廃棄物をいいます。ここでいう事業活動には製造業や建設業のほか、オフィス、商店等の商業活動や上下水道、学校等の公共事業も含まれます。

◆循環型社会（ジュンカンガタシヤカイ）

「循環型社会形成推進基本法」では、製品等が廃棄物等となることが抑制され、廃棄物となった場合でも、適正に循環的利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われないものについては、適正な処分が確保され、このことによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるかぎり低減される社会として定義しています。

◆3R（スリーアール）

発生抑制（Reduce（リデュース））、再使用（Reuse（リユース））、再生利用（Recycle（リサイクル））のことで、発生抑制とは、製造工程の見直し等により、廃棄物の発生そのものを抑制すること、再使用とは、製品や部品の一部として繰り返し使用すること、再生利用とは、廃棄物を加工して原材料や燃料などの資源として有効利用することをいいます。

◆多量排出事業者（タリヨウハイシユツジギヨウシャ）

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上）である事業場を設置している事業者をいいます。多量排出事業者は（特別管理）産業廃棄物処理計画等を毎年6月30日までに、都道府県知事等に提出することになっています。

◆排出事業者（ハイシユツジギヨウシャ）

廃棄物を排出する事業者をいいます。排出事業者は、事業活動で生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが、廃棄物処理法で定められています。建設工事及び解体工事の場合は、発注者から直接工事を請け負った者、いわゆる元請業者が該当します。

◆P C B廃棄物（ピーシービーハイキブツ）

P C B（ポリ塩化ビフェニル）は昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で分解されにくい上に、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に製造・輸入が原則禁止されました。国際的にも、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、製造・使用の原則禁止、非意図的生成物質の排出削減、P C Bを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理、これらの対策に関する国内実施計画の策定等が締約国に義務付けられています。

第7次

横浜市
産業廃棄物
処理指導計画

平成28年度～32年度

(素案)

平成27年9月
横浜市資源循環局

次のとおり法律等を省略して記載します。

正式名称	省略した記載
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
資源の有効な利用の促進に関する法律	資源有効利用促進法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	P C B 特措法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設リサイクル法
使用済自動車の再資源化等に関する法律	自動車リサイクル法
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装リサイクル法
特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品リサイクル法
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	小型家電リサイクル法
横浜市産業廃棄物処理指導計画	処理指導計画

目次

I	横浜市産業廃棄物処理指導計画について	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
II	第7次処理指導計画策定の背景	3
1	横浜市の産業廃棄物発生量等の現状	3
	産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量	3
	産業廃棄物の処理フロー	4
	産業廃棄物の種類別発生量	5
2	横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測	6
	予測方法	6
	産業廃棄物発生量の予測	6
	産業廃棄物の再生利用量、減量化及び最終処分量の予測	7
3	横浜市の産業廃棄物処理業の現状	8
4	横浜市の産業廃棄物処理施設の設置状況	9
5	法制度等の動向	11
	国の法制度及び計画等の動向	11
	第四次環境基本計画	11
	第三次循環型社会形成推進基本計画	14
	廃棄物処理法	15
	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るための基本的な方針	16
	災害廃棄物対策指針	17
	建設リサイクル推進計画 2014	20
	P C B 特措法及びP C B 廃棄物処理基本計画	22
	電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ	23
	横浜市の計画等の動向	25
	横浜市基本構想（長期ビジョン）	25

横浜市地震防災戦略	26
6 第6次処理指導計画の取組状況	27
第6次処理指導計画の概要	27
数値目標の達成状況	27
第6次処理指導計画の取組状況	28
循環型社会を目指した取組の推進	28
安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	29
排出事業者、処理業者、行政、市民の協働・連携の推進	30
7 第7次処理指導計画に向けての課題	31
最終処分量の削減	31
有害廃棄物の適正処理	31
建設系廃棄物の適正処理	31
災害廃棄物対策	31
III 基本的事項	32
1 計画期間	32
2 基本理念	32
3 目標	32
更なる3Rの推進	32
適正処理の徹底	32
大規模災害への備え	32
4 計画管理	33
5 計画実施主体と役割	33
排出事業者	33
処理業者	34
行政	35
市民	36
IV 具体的施策	37
1 循環型社会の推進	39
施策01 多量排出事業者等への処理計画等の策定指導【継続】	39

施策 0 2 排出事業者への 3 R 推進指導【継続】	41
施策 0 3 製造業への専門家派遣【新規】	42
施策 0 4 建設系廃棄物の 3 R 推進【継続】	43
施策 0 5 廃棄物交換システムの円滑な運営【継続】	44
施策 0 6 環境に配慮した廃棄物処理の推進【継続】	45
施策 0 7 自動車リサイクル法の円滑な運営【継続】	46
施策 0 8 建設リサイクル法の円滑な運営【継続】	47
施策 0 9 市民への広報・啓発活動、環境学習【継続】	48
2 安全・安心な廃棄物処理の推進	49
施策 1 0 アスベスト廃棄物の適正処理指導【継続】	49
施策 1 1 P C B 廃棄物の適正処理指導【拡充】	51
施策 1 2 感染性廃棄物の適正処理指導【継続】	52
施策 1 3 その他有害廃棄物等の適正処理指導【継続】	53
施策 1 4 建設系廃棄物の適正処理指導の徹底【拡充】	54
施策 1 5 排出事業者への適正処理指導【継続】	55
施策 1 6 処理業者への適正処理指導【継続】	56
施策 1 7 処理施設等の設置に係る指導【継続】	58
施策 1 8 不法投棄・不適正処理の未然防止【継続】	59
施策 1 9 電子マニフェストの普及【継続】	60
施策 2 0 公共関与による最終処分場の運営及び整備【継続】	61
施策 2 1 最終処分場の環境モニタリング【継続】	62
施策 2 2 最終処分場の跡地利用に関する指導【継続】	63
施策 2 3 近隣自治体及び大都市との連携【継続】	64
3 災害廃棄物対策への取組	65
施策 2 4 災害廃棄物の処理手順の検討【継続】	65
施策 2 5 関係機関との連携強化【継続】	66
施策 2 6 仮置場等の設置に関する検討【新規】	67

資料編.....	1
1　全国の産業廃棄物の排出状況等.....	1
産業廃棄物排出量の推移（全国）.....	1
業種別排出量（全国）.....	2
種類別排出量（全国）.....	3
産業廃棄物の処理フロー（全国）.....	4
再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移（全国）.....	5
2　横浜市の産業廃棄物の排出状況等.....	6
産業廃棄物発生量の推移（横浜市）.....	6
業種別発生量（横浜市）.....	7
種類別発生量（横浜市）.....	8
産業廃棄物の処理フロー（横浜市）.....	9
再生利用量、減量化及び最終処分量の推移（横浜市）.....	10
3　政令指定都市の産業廃棄物発生量等.....	11
4　社会・経済動向.....	12
横浜市的人口・世帯数.....	12
横浜市の産業構造（事業場数）.....	13
横浜市の産業構造（従業員数）.....	15
横浜市の製造品出荷額等の推移.....	17
横浜市の製造品出荷額等の内訳.....	18
5　横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測.....	19
発生量の予測方法.....	19
再生利用量、減量化及び最終処分量の予測.....	21
業種別の産業廃棄物発生量予測.....	23
種類別の産業廃棄物発生量予測.....	25
6　第6次処理指導計画の取組状況.....	27
第6次処理指導計画の概要.....	27
数値目標の達成状況.....	29
施策の取組状況.....	31

7	数値目標の考え方	59
8	用語集	64
	ア 行	64
	カ 行	65
	サ 行	66
	タ 行	69
	ナ 行	70
	ハ 行	70
	マ 行	72

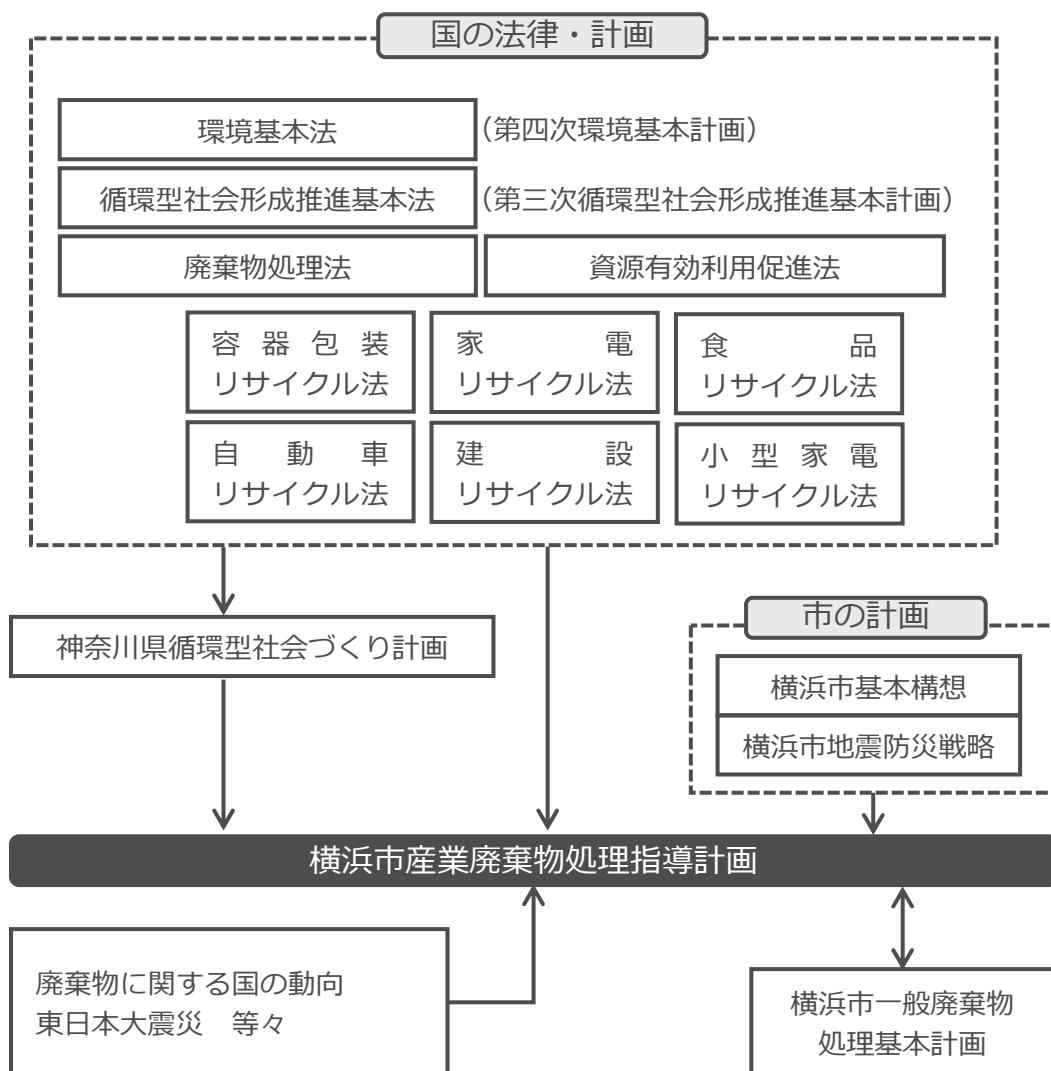
I 横浜市産業廃棄物処理指導計画について

1 計画の趣旨

横浜市産業廃棄物処理指導計画（以下「処理指導計画」とする。）は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理等を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示したものです。

処理指導計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画ではありませんが、廃棄物処理法、各種リサイクル法、社会情勢の変化等を踏まえ、横浜市の実情を勘案して、効果的に産業廃棄物行政を進めていくための具体的な施策を定めたものです。

2 計画の位置付け



II 第7次処理指導計画策定の背景

1 横浜市の産業廃棄物発生量等の現状

産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量

平成19年度から平成24年度の横浜市内で発生した産業廃棄物全体の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移を図1に示します。

発生量と最終処分量は平成21年度を除くとほぼ横ばいとなっています。

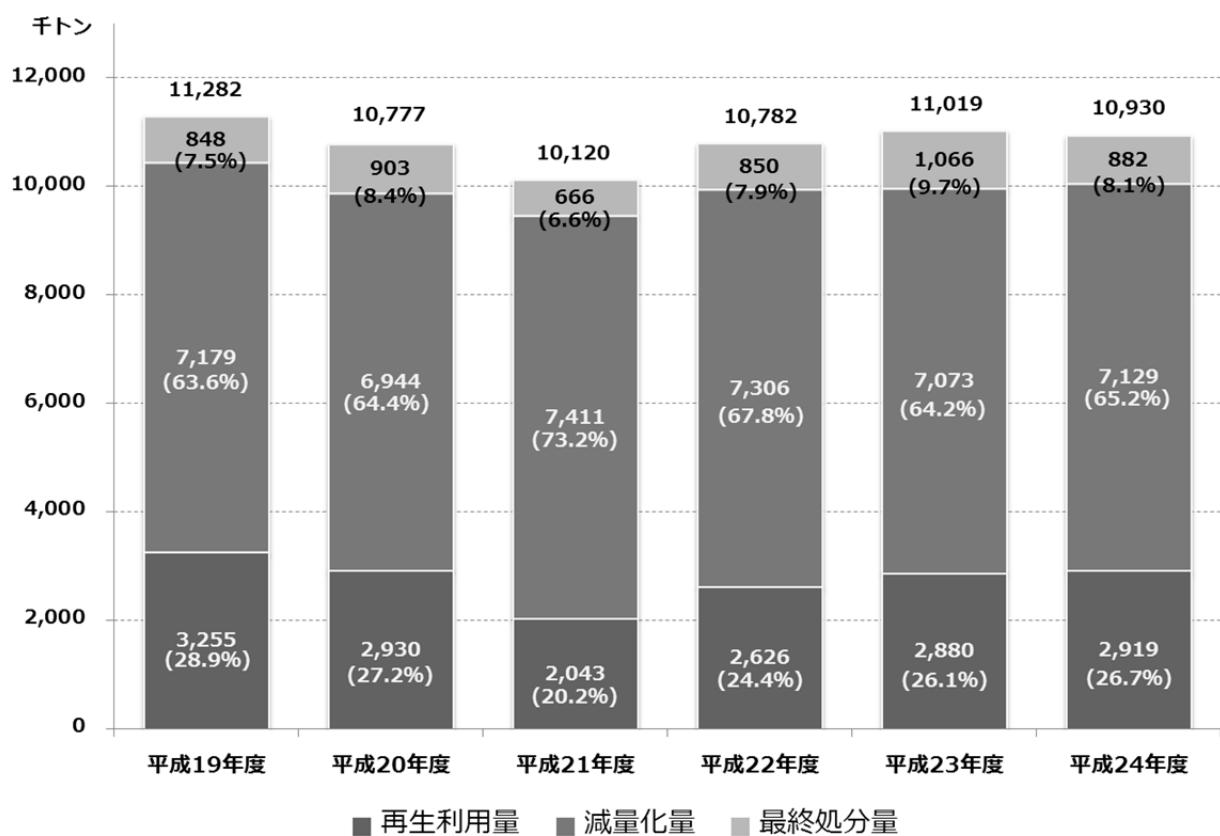


図1 産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量

(平成19年度～平成24年度)

※平成23年度以降に発生した下水汚泥の焼却灰の一部は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、最終処分されずに保管されていますが、ここでは最終処分量に算定しています。

産業廃棄物の処理フロー

平成 24 年度における産業廃棄物の処理フローを図 2 に示します。

発生量 10,930 千トンのうち、10,293 千トン（発生量の 94.2%）が中間処理され、109 千トン（同 1.0%）が直接再生利用され、528 千トン（同 4.8%）が直接最終処分されました。中間処理された産業廃棄物 10,293 千トンは、3,164 千トンまで減量化され、そのうち、2,810 千トン（同 25.7%）は再生利用され、354 千トン（同 3.2%）は最終処分されました。

再生量の合計は発生量の 26.7% にあたる 2,919 千トン、最終処分量の合計は発生量の 8.1% にあたる 882 千トンでした。

（単位：千トン）

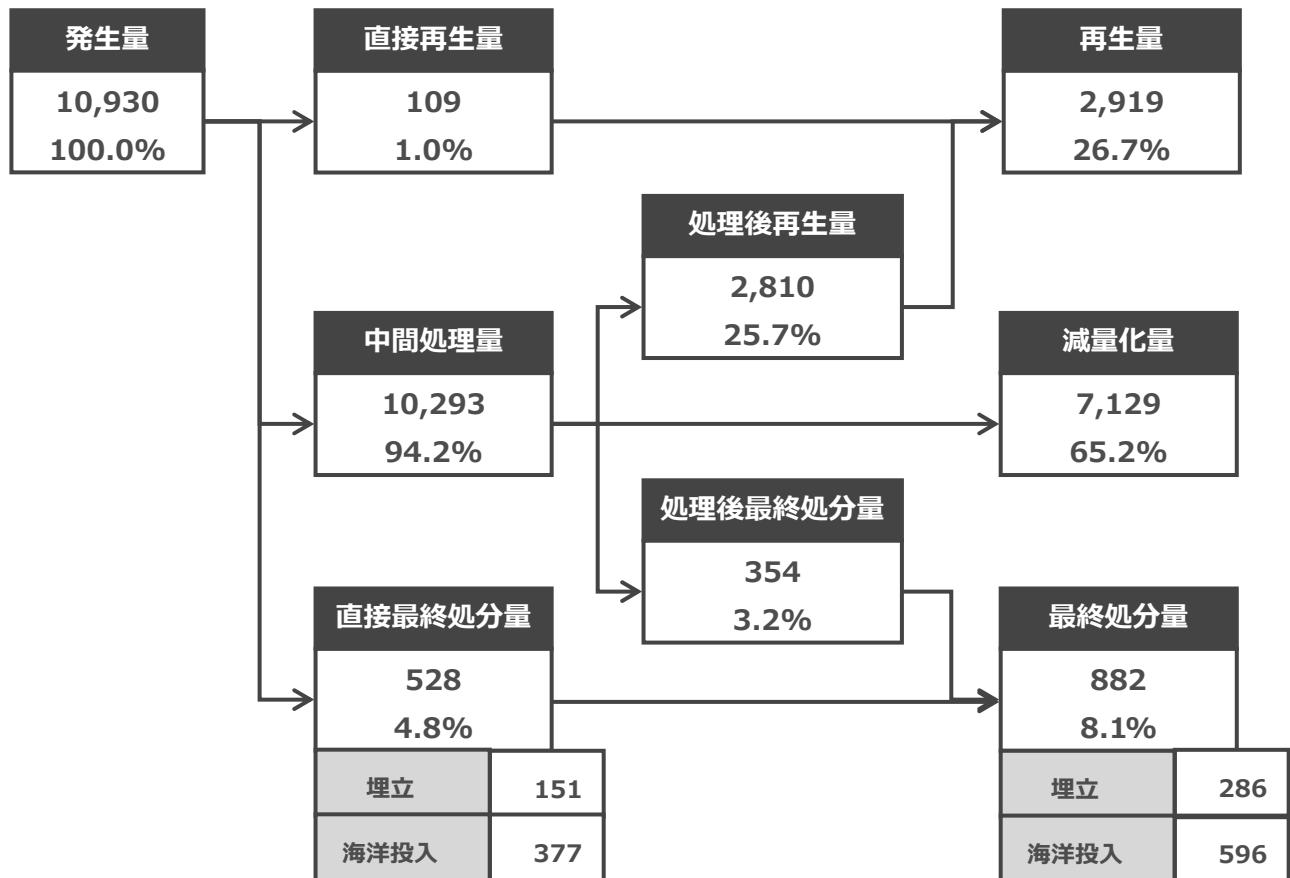


図 2 産業廃棄物の処理フロー（平成 24 年度）

※平成 24 年度に発生した下水汚泥の焼却灰の一部は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、最終処分されずに保管されていますが、ここでは最終処分量（埋立）に算定しています。

※各項目は四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合があります。

産業廃棄物の種類別発生量

平成 24 年度の産業廃棄物の種類別発生量を図 3 に示します。

汚泥の 8,181 千トンが最も多く、発生量の約 75% を占めます。次いで、がれき類の 1,762 千トン (16.1%) です。

これら 2 種類が発生量の約 9 割を占めています。

(単位 : 千トン)

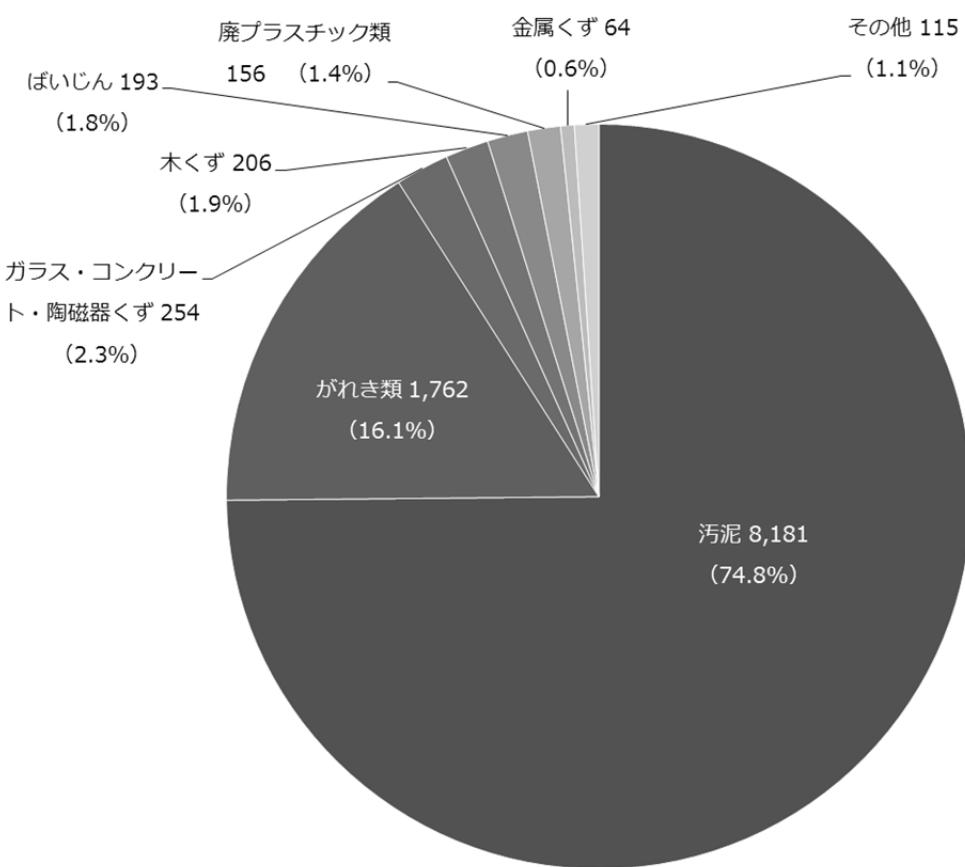


図 3 産業廃棄物の種類別発生量（平成 24 年度）

2 横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測

予測方法

産業廃棄物発生量の将来予測は、平成 24 年度の発生量を基準とし、業種ごとに産業廃棄物発生量に関連する指標を用いて、経済活動の水準が最も高くなる場合（ケース 1）と最も低くなる場合（ケース 2）について検討しました。

産業廃棄物発生量の予測

ケース 1 及びケース 2 における産業廃棄物発生量の予測を図 4 に示します。

発生量は、ケース 1 では増加傾向、ケース 2 では減少傾向にあります。

平成 24 年度の発生量 10,930 千トンに対し、第 7 次処理指導計画の終了年度である平成 32 年度の発生量は、ケース 1 では 11,474 千トンと 544 千トン増加、ケース 2 では 10,538 千トンと 392 千トン減少となりました。実際の発生量は、ケース 1 とケース 2 の間になると予測されますが、処理指導計画の策定にあたっては、発生量が最も多くなり、発生抑制等の施策が必要になると考えられるケース 1 を採用しました。

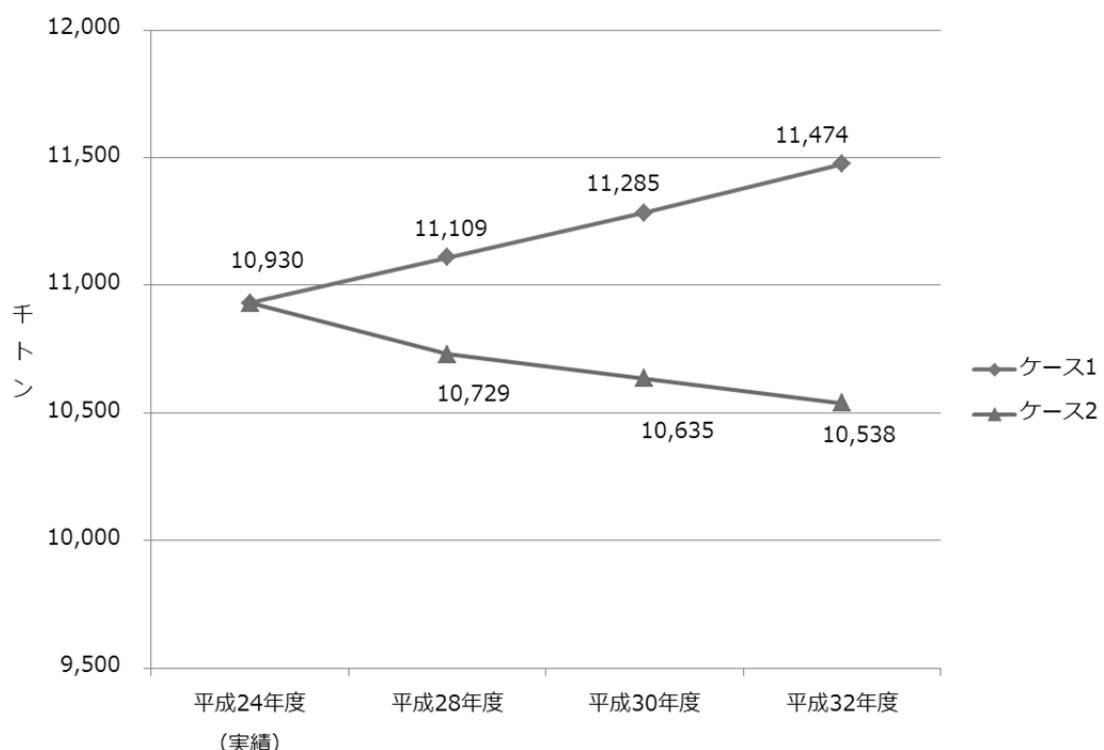


図 4 産業廃棄物発生量の予測

産業廃棄物の再生利用量、減量化及び最終処分量の予測

ケース1における産業廃棄物の再生利用量、減量化及び最終処分量の予測を図5に示します。

第7次処理指導計画の終了年度である平成32年度の再生利用量は発生量の28.3%にあたる3,250千トン、最終処分量は発生量の5.0%にあたる578千トンと予測されました。

平成24年度実績との比較では、発生量は544千トン増加していますが、これにあわせて、再生利用量は331千トン、減量化量は517千トン各々増加しています。逆に、最終処分量は304千トン減少しています。

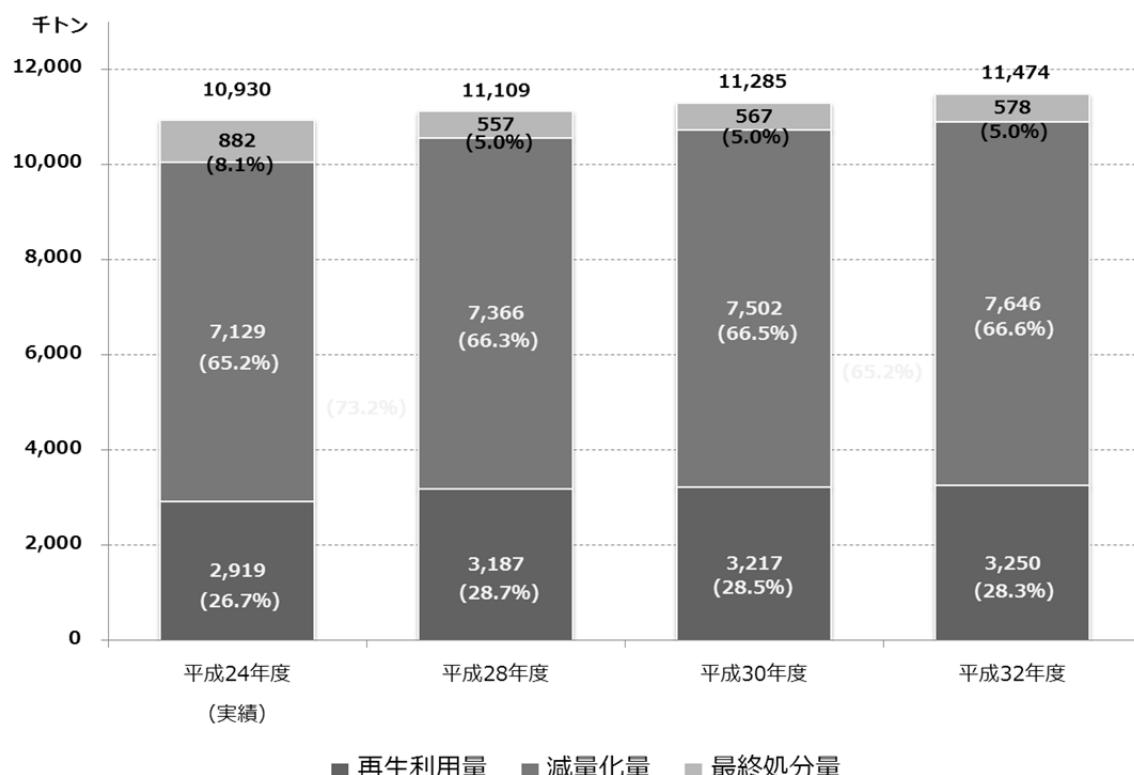


図5 産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量の予測（ケース1）

3 横浜市の産業廃棄物処理業の現状

平成 26 年度末時点の横浜市の産業廃棄物処理業の許可件数を表 1 及び表 2 に示します。産業廃棄物処理業は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の収集運搬業、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処分業の 4 種類の許可区分に分類されています。

収集運搬業の許可件数は 912 件 (873 社)、処分業の許可件数は 142 件 (126 社) です。(処分とは、中間処理 (焼却、破碎等) 及び最終処分 (埋立処分、海洋投入処分) のことです。)

また、平成 23 年 4 月施行の廃棄物処理法の改正に伴い新たに創設された「産業廃棄物処理業者の優良認定制度」に基づき、32 件 (16 社) の優良業者の認定を行っています。

※複数の許可を有する業者がいるため、許可件数の合計と許可業者数は異なります。

表 1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可件数

(単位：件)

	収集運搬業許可		
	積替保管を除く	積替保管を含む	計
産業廃棄物	725	106	831
特別管理産業廃棄物	64	17	81
計	789	123	912

表 2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業許可件数

(単位：件)

	処分業許可		
	中間処理	最終処分	計
産業廃棄物	123	3	126
特別管理産業廃棄物	14	1	15
計	137	4	141

4 横浜市の産業廃棄物処理施設の設置状況

平成 26 年度末時点の横浜市の産業廃棄物処理施設の設置状況を表 3 に、稼働中の産業廃棄物最終処分場の設置状況を表 4 に示します。最終処分場以外の「産業廃棄物処理施設（法定施設）」は 203 施設、法定外施設は 263 施設です。産業廃棄物最終処分場は、民間事業者が 1 施設（処理業者 1 施設：598 千 m³）です。

※産業廃棄物処理施設（法定施設）とは、廃棄物処理法で定められた一定規模の処理能力を備えている施設のことをいいます。

※法定外施設とは、産業廃棄物処理施設（法定施設）に該当しない産業廃棄物の処理施設のことをいいます。例えば、処理能力が 10m³／日を超えない汚泥の脱水施設や金属くずの破碎施設が法定外施設に該当します。

表 3 産業廃棄物処理施設の設置状況（最終処分場除く）

（平成 26 年度末時点）

施設の種類	排出事業者	処理業者	処理能力	年間能力
産業廃棄物処理施設（法定施設）	汚泥の脱水施設	37	17	3,395(m ³ /日) 814,800(m ³)
	汚泥の乾燥施設	3	0	0(m ³ /日) 0(m ³)
	汚泥の焼却施設	0	5	556(m ³ /日) 133,440(m ³)
	廃油の油水分離施設	0	5	332(m ³ /日) 79,680(m ³)
	廃油の焼却施設	1	6	243(m ³ /日) 58,320(m ³)
	廃酸、廃アルカリの中和施設	1	11	2,833(m ³ /日) 679,920(m ³)
	廃プラスチック類の破碎施設	1	27	1,789(t /日) 429,360(t)
	廃プラスチック類の焼却施設	1	7	260(t /日) 62,400(t)
	シアンの分解施設	0	1	8(m ³ /日) 1,920(m ³)
	その他の焼却施設	1	8	732(t /日) 175,680(t)
	廃 P C B 等の分解施設	1	0	0(m ³ /日) 0(m ³)
	木くず、がれき類の破碎施設	0	70	29,055(t /日) 6,973,200(t)
合計		46	157	
法定外施設		—	263	—

表 4 埋立中の産業廃棄物最終処分場の設置状況

(平成 26 年度末時点)

(単位 : 千m³)

	排出事業者		処理業者		公共		合計	
	施設数	全体 容量	施設数	全体 容量	施設数	全体 容量	施設数	全体 容量
管理型 処分場	0	0	1	598	0	0	1	598

5 法制度等の動向

国の法制度及び計画等の動向

第四次環境基本計画

- ・環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として「環境基本計画」が定められており、直近では「第四次環境基本計画」が平成 24 年 4 月 27 日に閣議決定されています。
- ・計画においては、次のような環境政策の方向性などが示されています。

①環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられています。

②持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向（今後の環境政策の展開の方向）として、以下の 4 点が示されています。

- 1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- 2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
- 3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- 4) 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

③9 つの優先的に取り組む重点分野を定めており、その一つである「物質循環の確保と循環型社会の構築」では、次の取組が示されています。

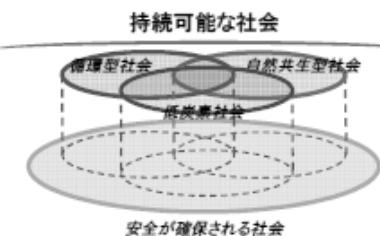
- ・有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- ・地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- ・災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

第四次環境基本計画の概要

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回(平成6年、12年、18年)策定。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向 (今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

9つの優先的に取り組む重点分野

1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

1-4. 地球温暖化に関する取組

- ・2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- ・2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行っていく中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国との排出削減に取り組む。
- ・2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- ・愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- ・農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- ・生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

- ・有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- ・地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- ・災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

1-7. 水環境保全に関する取組

- ・流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- ・我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- ・東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

1-8. 大気環境保全に関する取組

- ・大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組を強化する。
- ・騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- ・環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- ・科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- ・安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- ・アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

震災復興、放射性物質による環境汚染対策

2. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、②広域処理を含む災害廃棄物の処理、③失われた生物多様性の回復等の取組に取り組む。

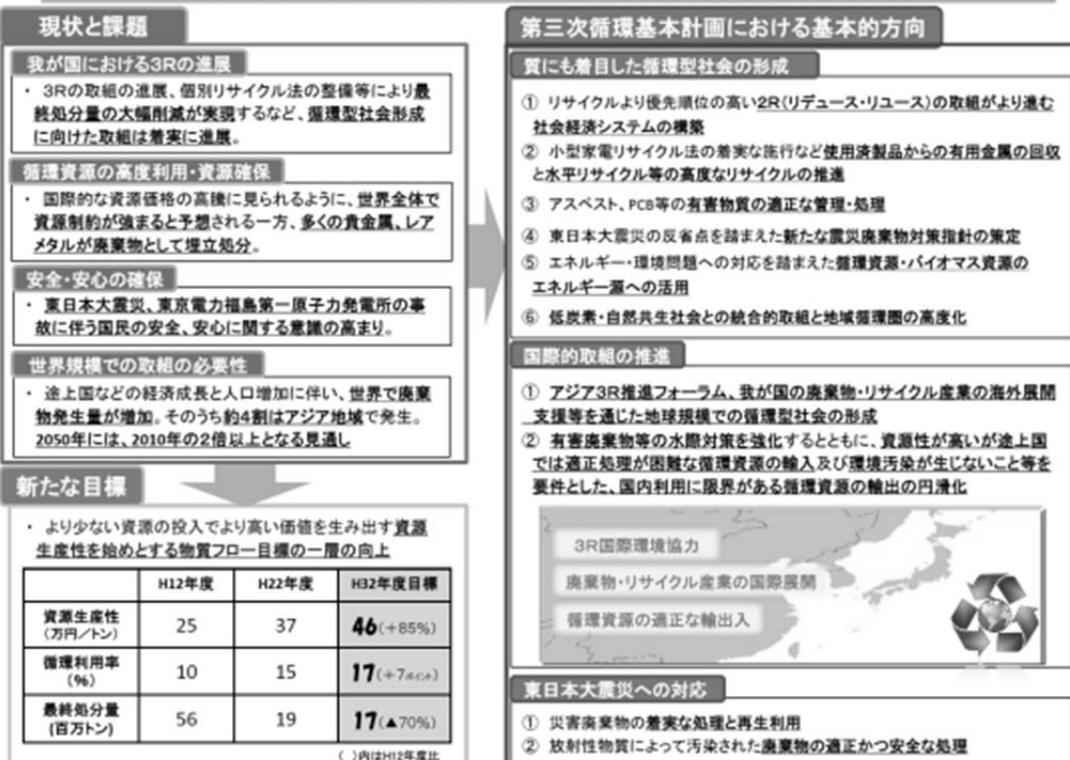
3. 放射性物質による環境汚染からの回復等

- ① 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施
- ② 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ③ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討に取り組む。

第三次循環型社会形成推進基本計画

- 循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、国は循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」とする。）を定めており、直近では平成 25 年 5 月 31 日に「第三次循環基本計画」が閣議決定されています。
- 計画の基本的方向の一つである「質にも着目した循環型社会の形成」では、
 - リデュース・リユースの取組強化
 - 使用済製品からの有用金属の回収
 - アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
 - 新たな震災廃棄物対策指針の策定
 - 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用等が示されています。
- 数値目標の一つとして、最終処分量を平成 32 年度において、1,700 万トン（産業廃棄物は 1,275 万トン）とすることを目標としています。

第三次循環基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント



廃棄物処理法

- ・廃棄物処理法は、社会情勢の変化などによる廃棄物に関する多様な課題に対応するため、逐次改正が行われています。

表 5 廃棄物処理法の改正内容

主な改正内容	
平成22年	<p>01 排出事業者による適正処理を確保するための対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者が産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度を創設。 ・建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。 ・不適正処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。 <p>02 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化</p> <p>03 廃棄物処理業の優良化の推進等</p> <p>04 排出抑制の徹底</p> <p>産業廃棄物の減量等計画の作成・提出を行わない場合、20万円以下の過料を規定。</p> <p>05 焼却時の熱利用の促進</p> <p>06 不法投棄に対する罰則の強化</p> <p>07 石綿等の埋立処分基準の強化</p> <p>08 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化</p> <p>09 廃棄物処理施設における記録の作成</p> <p>10 維持管理情報の公表</p> <p>廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開。</p> <p>11 設置者が不在となった最終処分場対策</p> <p>12 多量排出事業者処理計画</p> <p>処理計画及び実施状況に関する報告の様式を定めた。また、多量排出事業者処理計画等の公表方法をインターネットの利用によることとした。</p> <p>13 マニフェストの保存</p> <p>14 処理困難通知</p>
平成24年	<p>01 無害化処理する範囲の拡大</p> <p>無害化処理認定施設で処理するP C B廃棄物として、廃P C Bなどのうち濃度が1kgにつき5000mg以下のものを追加。</p>
平成25年	<p>01 特別管理産業廃棄物（1, 4-ジオキサン）の追加</p> <p>特定の施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含むばいじん、廃油（廃溶剤）、廃酸、廃アルカリが特別管理産業廃棄物に追加。</p>

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

- ・廃棄物処理法においては、法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、国による「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針(廃棄物処理基本方針)」が定められており、直近では平成 22 年 12 月に変更が行われています。
- ・廃棄物処理基本方針には、
 - ：廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
 - ：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
 - ：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
 - ：廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
 - ：その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
- が示されています。
- ・廃棄物処理基本方針の中で記載されている産業廃棄物に関する目標を表 6 に示します。

表 6 産業廃棄物に関する目標

項目	平成 27 年度目標値
排出量	平成 19 年度に対し増加を約 1 % に抑制
再生利用率	約 53% に増加 (平成 19 年度 約 52%)
最終処分率	平成 9 年度比約 12% 削減

表 7 産業廃棄物の現状

(単位: 百万トン)

項目	平成 19 年度
排出量	419
再生利用量	219
中間処理による減量	180
最終処分量	20

災害廃棄物対策指針

- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震等による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物(避難所ごみ等を含む)の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策における必要事項の指針として、国により「災害廃棄物対策指針」が平成 26 年 3 月に策定されました。

災害廃棄物対策指針策定（概要）

目的

本指針は、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものである。

災害廃棄物対策指針の策定の要点

- ✓ 災害対策基本法改正案(H24.5閣議決定)、環境省防災業務計画(H17.10)などの関係法令・計画に基づく地震災害及び水害、その他の自然災害に対応(水害廃棄物対策指針との統合)
- ✓ 東日本大震災をはじめとする過去の災害の課題を踏まえ必要な項目を追加
- ✓ 被災地方公共団体だけでなく支援地方公共団体も対象
- ✓ 民間事業者等(建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体、産業廃棄物事業者団体、セメント事業者等)との連携について記載
- ✓ 都道府県及び市町村の整合性が必要であり、広域的な相互協力体制の整備の観点を強調
- ✓ 災害予防(災害への備え)、教育訓練に力点を置いての構成・記述
- ✓ 災害前・発災後に誰が何をしなければならないのか、時期区分で見て分かる構成
- ✓ 災害廃棄物の種類別の処理処分方法や分別・再資源化の推進についての記載の充実
- ✓ 災害廃棄物処理計画の作成や実際に行う処理業務の手助けになるよう、資料編を充実

指針の構成

＜本編＞

【第1編 総則】

- 災害廃棄物対策指針の目的や基本的な事項を記載し、重点を実線枠内で強調

【第2編 災害廃棄物対策】

- 地方公共団体が地域防災計画を踏まえた処理計画の作成に資することを目的として、阪神・淡路大震災や東日本大震災で体験した課題に対する検討内容を中心に記載
- 各項目において、「処理計画の作成に必須」と考えられる補足資料を括弧内に太字で表示
- 各項目に資料名・番号を示し、必須資料（資料編）を容易に検索可能
- 特に発生頻度が高い大雨や台風などの水害対策については、関連する部分に（水害）のマークで強調し、各章の末尾に「水害廃棄物対策の特記事項」を統括的に提示

＜資料編＞

【第3編 技術資料】

- 本編の項目に関係する情報のうち、主に災害廃棄物処理対策に係る発生量推計方法、協定書フォーマット、災害廃棄物種類別の処理方法等を添付
- 東日本大震災で出された環境省や国立環境研究所、被災地方公共団体のマニュアル等も添付
- 情報の集約化（プラットホーム化）も意識。利用者がイメージしやすいよう具体例（東日本大震災の事例）を充実。計算例も記載。

【第4編 参考資料】

- 地方公共団体職員が事務手続きを行ううえで必要な法令や計画、様式集、国庫補助等

第2編 第1章 災害予防(被害抑止・被害軽減)

・組織体制の検討(指揮命令、情報収集、連絡)

・協力・支援体制の検討

- 自衛隊・警察・消防との連携
- 民間事業者との連携
- 都道府県・地方公共団体の支援
- 国の支援 など

・職員への教育訓練の実施

- 災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし継続的に更新。定期的な講習会・研修会等実施による能力維持 など

・一般廃棄物処理施設等の耐震化

・廃棄物処理施設の補修体制の整備

- 点検手引きの作成
- 補修に必要な資機材及び燃料の備蓄
- メーク等との協力体制の確立

・し尿処理機能の確保に向けた対策の検討

- し尿の発生量の推計に基づく仮設トイレの備蓄及び民間団体（レンタル業者等）との協定締結
- し尿の収集体制の確立のための機材の確保 等

・災害廃棄物処理対策の検討

- 災害廃棄物等の発生量の推計・処理可能量の試算
- 処理スケジュール及び必要な人員の検討
- 処理フロー（災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化）の作成
- 収集運搬ルート、方法、体制、機材、連絡体制の検討
- 仮置場の必要面積の試算と候補地の選定
- 環境対策、有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策（環境対策が必要な箇所の把握、化学物質等の保有状況の把握、緊急対応マニュアルの作成）
- 仮設処理施設に求める能力や役割の検討
- 種類毎に処理方法、再資源化方法の把握、方針及び手順の確認
- 受入れ可能な最終処分場の検討及び民間事業者等との協定の締結
- 広域的な処理・処分に向けた手続き・様式の確認
- 関係法令の目的を踏まえ上で、必要な手続きの精査及び担当部署との手続き等の調整 等

第2編 第2章 災害応急対応

・発災後の各主体の行動と処理主体の確認

・協力・支援体制の検討

- 自衛隊・警察・消防との連携し、災害廃棄物の撤去や倒壊建物の解体・撤去を実施
- 協定等に基づき、民間事業者、地方公共団体へ支援を要請
- 都道府県と連携した体制整備(被災市町村からの支援ニーズの把握、技術面・制度面・体制面での支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等)
- 国の支援 等

・廃棄物処理施設の早期復旧

・し尿処理機能の確保

・避難所ごみの処理体制の確保

- 避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を実施(支援市町村等からの応援を含めた体制の検討)
- 避難所ごみ、生活ごみは既存の施設で処理を実施
- 発災後3~4日後には収集運搬・処理を開始し、廃棄物の腐敗に伴う害虫の発生や生活環境悪化に伴う感染症の発生及び蔓延を防止 等

・迅速な災害廃棄物処理の開始

- 災害廃棄物等の処理実行計画の作成(災害廃棄物等の発生量の推計、施設の被災状況を把握し、処理可能量の試算)
- 職員等の被災状況を把握し、関係部局と調整した上で、処理スケジュールの検討(①道路障害物の撤去、②仮設トイレ等のし尿処理、③有害廃棄物・危険廃棄物の回収、④倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去、⑤腐敗性廃棄物の処理)
- 関係部局やボランティア等を連携した収集運搬体制の整備(ルートの確認、運行管理、資機材の調達等)
- 仮置場の確保(必要な面積の継続的な見直し等)及び管理・運営(火災発生や二次汚染の防止措置等)
- 損壊家屋等の解体・撤去(石綿対策、LPGガスや大容量バッテリー等の危険物への対応の周知等)
- 発生時期(季節や時間帯)に応じた優先順位の確認(腐敗性廃棄物の迅速な処理等)
- 応急対応時においても、再資源化を考慮した分別の徹底
- 進捗管理の実施 等

・住民等への啓発・広報

第2編 第3章 災害復旧・復興等

・災害廃棄物処理体制の確立

- 民間事業者の協力を得て、災害廃棄物の撤去や倒壊建物の解体・撤去、災害廃棄物の処理を実施
- 処理の進捗に伴い変化する被災市町村のニーズの整理とマッチング
- 災害廃棄物等の輸送体制の確立
- 広域処理体制の確立
- 仮設処理施設等の設置に向けた発注 等

・支援体制の確立

- 都道府県は、被災市町村への災害廃棄物処理体制の指導・助言・広域的な協力体制の確保、被害情報収集体制の確保、市町村・関係省庁・民間事業者団体との連絡調整等を実施。
- (事務委託の要請があった場合)被災都道府県が主体となって災害廃棄物処理を実施
- 国は、広域的な協力体制の整備を継続するとともに、災害廃棄物処理のための財政支援を実施 等

・廃棄物処理施設での処理体制の確保

・し尿処理及び避難所ごみの処理

- 平常時の処理体制への移行
- 設置した仮設トイレ等の撤去 等

・円滑な災害廃棄物の処理推進

- 災害廃棄物等の処理実行計画の見直し(処理の進捗に伴い、災害廃棄物等の発生量の見直し等)
- 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、稼働可能な人員、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを実施
- 道路の復旧状況や周辺の生活環境状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを実施
- 仮置場の管理・運営
- 進捗管理の実施
- 種類毎の処理方法、再生利用方法の検討(再生資材の積極的な活用に向け、復興計画や復興事業の進捗に合わせ、再生利用先との調整、広域処理必要量の見直し等)
- 環境対策、モニタリングの実施(労働環境や周辺環境への影響を防ぐため、建物解体現場や仮置場において、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・臭気等のモニタリングを実施) 等

・住民等への啓発・広報の継続

建設リサイクル推進計画 2014

- ・国は、建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「建設リサイクル推進計画 2014」を平成 26 年 9 月に策定しました。
 - ・計画では、新たに取り組むべき事項として、
 - ：建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、現場分別・再資源化・再生資材利用が不十分な者に対して、その促進を要請。
 - ：建設発生土の官民一体となったマッチングを強化し、その有効利用を促進。
 - ：建設副産物の再資源化率等に関する平成 30 年度目標値を設定し、建設リサイクルを一層推進。
- 等が示されています。

表 8 建設リサイクル推進計画 2014 概要

計画のポイント
・建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、現場分別・再資源化・再生資材利用が不十分な者に対して、その促進を要請。 ・建設発生土の官民一体となったマッチングを強化し、その有効利用を促進。 ・建設副産物の再資源化率等に関する平成 30 年度目標値を設定し、建設リサイクルを一層推進。
計画の位置づけ
国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画。
計画の対象
国土交通省が自ら実施する施策と併せて、地方公共団体、民間事業者等が実施する施策についても本計画の反映を要請。
計画期間・目標設定
平成 26 年度～30 年度の 5 カ年とし、平成 30 年度目標値を設定。
主要課題とその対応
①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応 ②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題 ③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献 →各課題への対応として、新たに取り組むべき重点施策（7 項目 16 施策）を設定。

フォローアップ

- ・目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年の建設副産物流の「モニタリング調査」や、従来からの「建設副産物実態調査等」により把握・評価。
- ・フォローアップや取り組み、施策の具体化にあたっては、適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」から御助言等を頂き、効果的な施策の実施を図る。

表 9 建設リサイクル推進計画 2014 の目標値

対象品目		平成 24 年度目標（推進計画 2008）	平成 24 年度実績	平成 30 年度目標	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.5%	99%以上	再資源化率が低下しないよう維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.3%	99%以上	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	94.4%	95%以上	引き続き目標達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	82%以上	85.0%	90%以上	より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率 ^{※1}	—	3.9%	3.5%以下	指標を排出量から建設混合廃棄物排出率 ^{※1} と再資源化・縮減率に変更
	再資源化・縮減率	—	58.2%	60%以上	
建設廃棄物全体	建設発生土有効利用率	94%以上	96.0%	96%以上	より高い数値目標を設定
建設発生土	建設発生土有効利用率 ^{※3}	—	—	80%以上	指標を利用土砂の建設発生土利用率 ^{※2} から建設発生土有効利用率 ^{※3} に変更

※ 1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※ 2：土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※ 3：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

PCB特措法及びPCB廃棄物処理基本計画

- 平成24年12月にPCB特措法施行令が改正され、PCB廃棄物の処分の期限が平成39年3月31日までとされました。
- また、平成26年6月にはPCB特措法第6条に基づくPCB廃棄物処理基本計画が変更されました。

表 10 PCB廃棄物処理基本計画の主な変更内容

今後の処理体制
<ul style="list-style-type: none">○高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物<ul style="list-style-type: none">・安全操業を第一としつつ、一日でも早期に処理・JESCOの5事業場の長所を生かし、処理能力を相互に活用・安定器等・汚染物の処理については、北九州事業場及び北海道事業場を活用・計画的処理完了期限、事業終了準備期間を設け、最長でも平成37年度までに処理を完了○微量PCB汚染廃電気機器等<ul style="list-style-type: none">環境大臣による無害化認定制度、都道府県知事の許可制度を活用
主な取組
<ul style="list-style-type: none">○JESCOにおける安全を第一とした適正かつ確実な処理<ul style="list-style-type: none">施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新(国による資金の補助)、日常的な工程改善○一日でも早い処理完了に向けた処理促進策<ul style="list-style-type: none">都道府県市、国、JESCO、電気保安関係の事業者等が協力し、未処理事業者の一覧表の作成、処理時期の確認及び計画的処理完了期限内の処理に向けた必要な指導等の実施処理費用の負担能力が低い保管事業者への支援及び意図的に処理委託を行わない者への対策検討○使用中の微量PCB汚染廃電気機器等の処理<ul style="list-style-type: none">処理がさらに合理的に進むよう検討(課電自然循環洗浄法等)
計画の変更により、高濃度PCBの処理期間を平成37年度までとし、ストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理を完了することが可能となる。

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ

- ・電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加えて、廃棄物処理システムの透明化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットがある一方で、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が加入しないと機能しないことなどから、その利用が進みにくい状況にあります。
- ・国においては、普及促進のための取組として、排出事業者が加入しやすい料金体系に改定してきたほか、利用者の利便性向上のためのシステム改善、操作説明会の開催などを行ってきていますが、平成26年度末の普及率は39%になっています。
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画で、電子マニフェストの普及率を平成28年度において50%に拡大する目標に掲げられました。
- ・国は、目標を達成するためのロードマップを平成25年10月に策定しました。

表11 電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップの概要

項目	内容
目標	平成28年度において電子マニフェスト普及率を50%とする
目標達成のための主な取組	<p>(1)排出事業者の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none">・多量排出事業者に対しては、自治体と連携した説明会の開催や、多量排出事業者の割合が高い業界団体を通じた加入促進を図る。・また、少量排出事業者に対しては、関連する業界団体と共同説明会を開催するなど業界団体を通じて加入促進を図る。 <p>(2)行政機関の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・国、地方公共団体等が発注する公共工事での利用促進を図るため、発注部局に対して電子マニフェストの率先的な活用を要請する。・また、国、独立行政法人、地方公共団体に対し、環境配慮契約法における産業廃棄物の処理に係る契約において、電子マニフェストの利用及び環境配慮契約を積極的に推進するよう要請し、産業廃棄物の処理委託に係る入札において、電子マニフェストの加入者が有

	<p>利になる環境を整備し、加入のインセンティブを高めていく。</p> <p>(3)電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善 (略)</p> <p>(4)普及促進策の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・電子マニフェストシステムの仕組みや利用のメリット等についての啓発資料を充実させ、展示会等への出展やインターネット上の広報などを行う。・また、電子マニフェストのメリットや運用方法の周知を図るための電子マニフェスト研修会や、インストラクターを派遣した操作講習会を更に充実させる。・さらに、電子マニフェスト加入時の経済的負担を軽減するための普及促進キャンペーンを実施する。
--	--

横浜市の計画等の動向

横浜市基本構想（長期ビジョン）

- ・横浜市基本構想は平成 18 年 6 月に策定され、概ね 20 年間(2025 年頃まで)を展望し、横浜を支える全ての人々が、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となる構想であり、都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を示しています。
- ・この都市像を支える 5 つの柱の一つとして「市民の知恵がつくる環境行動都市」を掲げており、その実現の方向性と取組「⑧地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう」において「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進め、持続可能な循環型社会を目指しましょう。」と示されています。

横浜市基本構想（抜粋）

8

地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう

地球環境に配慮した質の高い都市環境を創造し、未来へ引き継いでいくためには、一人ひとりが環境問題を考え、行動するとともに、様々な主体が協働して取り組むことが重要です。

ア 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進め、持続可能な循環型社会を目指しましょう。

横浜市地震防災戦略

- ・平成 24 年 10 月に公表された「横浜市地震被害想定調査結果報告書」に基づき、本市域に最も被害をもたらす恐れのある地震の人的・物的被害に対する減災目標、及びその達成のために必要な施策に係る具体的な目標と達成時期を明らかにし、被害軽減のための対策を効果的・効率的に推進していくことを目的として、平成 25 年 4 月に「横浜市地震防災戦略」を策定しました。
- ・各種対策を実施するなかで、被災数を限りなくゼロに近づけることを目指しますが、10 年後の平成 34 年度における減災目標については、実現可能性などを考慮し、3 つの基本目標と 9 つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策及び行動計画を設定しています。
- ・「行動計画 30 速やかな経済再生」には、災害廃棄物を迅速に処理する方法について検討し、必要な事前準備を行うことが設定されています。

表 12 横浜市地震被害想定調査結果一覧（抜粋）

被害項目	被害単位	元禄型 関東地震	東京湾 北部地震	南海トラフ 巨大地震
災害廃棄物	発生量（万m ³ ）	1,670	362	273

表 13 横浜市地震防災戦略（抜粋）

基本目標Ⅲ 被災者の支援と早期復興を図る
施策Ⅲ－4 速やかな経済再生・復興に向けた取組
行動計画 30 速やかな経済再生
仮置場、仮設処理施設の設置など、災害廃棄物を迅速に処理する方法について検討し、必要な事前準備を行います。
主な事業（主管する局）
災害廃棄物の処理手順等の整備（資源循環局）

6 第6次処理指導計画の取組状況

第6次処理指導計画の概要

第6次処理指導計画は、「持続可能な社会の実現」を基本理念とし、その実現に向けて「① 循環型社会を目指した取組の推進」、「② 安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進」、「③ 排出事業者、処理業者、行政、市民の協働・連携の推進」の3つの施策の柱を立て、それぞれの施策に具体的な取組を定め、実施してきました。

また、市内総生産あたりの発生量を10%削減（平成13年度から平成19年度までの平均比）する目標及び最終処分率を発生量の7%以下とする目標を定め、施策の効果を確認しています。

数値目標の達成状況

市内総生産あたりの発生量の削減

平成24年度の市内総生産あたりの発生量は0.91（トン／百万円）で、平成13年度から平成19年度までの発生量指標の平均値1.03(トン／百万円)に対して、11.7%減（0.12トン／百万円減）となっています。

最終処分率の削減

最終処分率の目標値7%以下に対して、平成24年度は8.1%となっています。平成26年度以降は海洋投入処分量の減少が見込まれ、平成27年度には7%以下になる見込みです。

第6次処理指導計画の取組状況

循環型社会を目指した取組の推進

【取組状況】

- 神奈川県及び4政令市が共同で開催する「廃棄物自主管理事業説明会」の中で優秀な3Rに関する取組を紹介しました。
- 赤泥が発生するアルミナ工場の海外移転に向けた脱水処理実験に対する指導を行いました。
- 工事発注者、排出事業者に対する説明会等を通じて建設汚泥及びコンクリート廃材の自ら利用について周知しました。
- 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の引取業及びフロン類回収業に係る登録、使用済自動車の解体業及び破碎業に係る許可の審査業務を適正に行うとともに、登録・許可業者への立入調査を実施し、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進しました。
- 建設リサイクル法及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づき、対象建設工事に係る届出の審査業務を適正に行うとともに、年2回の全国一斉パトロール、週2回の定例パトロール及び苦情対応等で工事現場への立入調査を実施し、不適正工事の抑制及び特定建設資材の分別解体・リサイクルを推進しました。

【課題】

- 3Rに関する取組の推進には、事業者の事業形態にあわせた個別具体的な助言・情報提供等が必要です。
- 建築物の老朽化等により解体工事の増加が予想されることから、不適正工事の抑制と特定建設資材の分別解体・リサイクルを推進するために、現場指導の更なる徹底と建設リサイクル法等の制度周知が必要です。

安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

【取組状況】

- 病院、製造業の工場、建設工事現場等への立入調査を実施し、適正処理を推進しました。
- P C B 廃棄物保管事業場への立入調査を実施し、適正な保管及び処理を推進しました。
- 事業者向け電子マニフェストの導入説明会を開催し普及に努めるとともに、庁内において電子マニフェストの利用を開始しました。
- 産業廃棄物処理施設に対しては、施設設置者への許可申請指導、処理施設や埋立処分場への立入調査により適正処理を進めました。
- 市民からの苦情通報に係る不適正処理案件への迅速な対応を継続的に実施しました。
- 「産業廃棄物処理業者等に係る行政処分基準」を平成 23 年 12 月に改正し、基準に基づく厳正な行政処分を実施しました。
- 「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 30）」に出席し、関係自治体と情報交換を行ったほか、一斉路上調査を行いました。
- 一般社団法人横浜建設業協会と災害時の協定を締結し、災害廃棄物の処理体制の整備を進めました。
- 口蹄疫家畜伝染病及び新型インフルエンザ等の処理体制については、対処計画等が策定され、資源循環局の役割が明確になりました。

【課題】

- アスベスト廃棄物の適正処理に関する徹底した指導が必要です。
- 未届の P C B 廃棄物について保管状況等の実態を調査し、届出の提出及び期間内に処理を行うこと等を指導する必要があります。
- 解体工事業者等が事業場の外で行う過剰保管に対する指導の充実が必要です。
- 排出事業者に廃棄物熱回収施設を周知し、環境に配慮した廃棄物処理を推進する必要があります。

排出事業者、処理業者、行政、市民の協働・連携の推進

【取組状況】

- 市民向けリーフレットをイベント時に配布することで、市民生活と産業廃棄物との関わりやリサイクルについての必要性を周知しました。
- 一般廃棄物対策課の配布リーフレット(事業系ごみと資源物の分け方)に産業廃棄物の処理についても記載し、共通の冊子としました。
- 一般廃棄物と産業廃棄物を排出する事業者に対する合同での立入調査や説明会を実施することにより、統一的な指導を行いました。
- 一般廃棄物と産業廃棄物を取り扱う処理業者に対して、合同で立入調査を実施し、廃棄物の適正処理に対して統一的な指導をしました。
- 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会等に参加し、情報交換を行いました。

【課題】

- 産業廃棄物に関する近隣自治体との連携を深めるため、引き続き、周辺自治体、大都市間での情報交換を行っていくことが必要です。
- 一般廃棄物対策課と連携して実施している合同立入調査等の指導を継続することが必要です。

7 第7次処理指導計画に向けての課題

「横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測」、「国の法制度及び計画等の動向」、「横浜市の計画等の動向」、「第6次処理指導計画の取組状況」を踏まえて、第7次処理指導計画に向けた課題を次のように整理しました。

最終処分量の削減

「再生利用量、減量化及び最終処分量の予測」によれば、平成32年度の最終処分量は平成24年度実績に比べて減少する見込みですが、循環型社会を実現していくために、最終処分量のより一層の削減指導を継続していく必要があります。

有害廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物やP C B廃棄物等の有害廃棄物は、環境への深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、事業者に対する適正処理指導を徹底する必要があります。

建設系廃棄物の適正処理

解体工事に伴って排出される建設系廃棄物については、市街化調整区域等の資材置き場で過剰に保管されているケースが見受けられるため、事業者に対する保管基準の遵守等の指導を徹底する必要があります。

災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合に膨大に排出される災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために、平時にその対策を取りまとめておくことが必要です。

III 基本的事項

1 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

2 基本理念

横浜市における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取り組み、横浜市基本構想に掲げた「持続可能な循環型社会の構築」を目指します。

3 目標

更なる 3 R の推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。

目標達成の目安として、最終処分率を平成 32 年度において、4%以下とすることを目指します。

適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。

災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

4 計画管理

本計画を着実に推進するために各施策について、「①単年度の計画設定」「②計画の実施」「③実績の取りまとめ」「④取組内容の見直し」を実施します。

また、毎年度、産業廃棄物の発生量、再生利用量及び最終処分量等の状況を把握するとともに、市内総生産[百万円]あたりの産業廃棄物発生量[トン]の推移をモニターしていきます。

これらの進捗状況の取りまとめ結果については、横浜市のホームページ等で公表していきます。

5 計画実施主体と役割

排出事業者、処理業者、行政及び市民の4者がそれぞれの役割を果たしながら、互いに産業廃棄物に対する意識を高めあう必要があります。

排出事業者

排出事業者は、廃棄物処理法の排出事業者責任や循環型社会形成推進基本法の拡大生産者責任を踏まえて、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進します。

産業廃棄物の排出事業者として

- 工程管理や品質管理等の改善により発生抑制、再使用及び再生利用を推進します。
- 再生利用等できない産業廃棄物については、単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する等の環境に配慮した処理を選択します。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、適正な処理費用を負担します。

生産者として

- 製品が廃棄物となった際のことを考慮して、設計段階での工夫に努めます。
- 自ら製造・販売した使用済み製品について、広域でのリサイクルを念頭に、製造者等が回収する広域認定制度等を適切に活用します。

処理業者

排出事業者の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の取組を技術的にサポートし、積極的に情報公開するとともに、再生利用を実施する立場から、より高品質なリサイクル製品の製造を目指します。

産業廃棄物の処理業者として

- 受託した産業廃棄物を適正に処理するだけでなく、環境に与える負荷を可能な限り少なくする高度な処理を目指します。
- 再資源化を図り最終処分量を減らす、焼却の際に発生する熱エネルギーの回収・利用に努めるなど、環境に優しい産業廃棄物処理を提供します。
- 産業廃棄物の処理処分状況等の情報を積極的に説明、公開するなどして、排出事業者、市民との信頼関係を築きます。

行政

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用推進の啓発を行うとともに、適正処理指導を徹底します。

また、産業廃棄物に関する情報を積極的に発信し、産業廃棄物に係る知識の啓発を行うとともに、行政も排出事業者・公共工事発注者となることから、事業者の模範となるよう努めます。

行政機関として

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、産業廃棄物の3R推進の啓発を行うとともに、再生利用等できない産業廃棄物については、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する等の環境に配慮した処理を推進します。
- 市民の産業廃棄物処理への信頼感を醸成するため、産業廃棄物に関する情報の提供を行い、産業廃棄物に係る知識の啓発に努めます。
- 中小事業者の産業廃棄物の適正処理を推進するため、公共関与による現行の最終処分場の継続運営や新規最終処分場の建設を進めます。

排出事業者・公共工事発注者として

- 排出事業者・公共工事発注者として、産業廃棄物の3Rの推進、適正処理を徹底し、模範となるよう努めます。
- グリーン購入を推進し、環境配慮型製品の利用・普及に努めます。

市民

日常生活における消費行動を通じて、循環型社会の構築及び適正処理に協力します。また、行政と協働して地域環境の保全に努めます。

消費者として

- 「もの」を大切に長期間使用することで、生産工程から発生する産業廃棄物の発生抑制に協力します。
- 廃棄物を原料として製造された製品等の環境配慮型製品を選択的に購入することで、産業廃棄物のリサイクルを促進します。
- 水や電気・ガスなどのエネルギーを節約することで、上下水道の処理や発電時に発生する産業廃棄物の発生抑制に協力します。
- 家屋の解体や自動車の廃棄などの際に発生する産業廃棄物のリサイクル及び適正処理を確保するため、適切な業者に委託し、必要な処理費用を負担します。

地域環境を保全する担い手として

- 地域において廃棄物の不法投棄や野焼きなどを発見した場合に通報するなど、行政との協働による産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 地域の排出事業者や処理業者が行う産業廃棄物の処理に关心を持ち、地域環境の保全に努めます。

IV 具体的施策

目標を達成するため、「循環型社会の推進」「安全・安心な廃棄物処理の推進」「災害廃棄物対策への取組」の3つの施策の柱に基づいて26の施策を展開します。

循環型社会の推進

No	施策名
0 1	多量排出事業者等への処理計画等の策定指導【継続】
0 2	排出事業者への3R推進指導【継続】
0 3	製造業への専門家派遣【新規】
0 4	建設系廃棄物の3R推進【継続】
0 5	廃棄物交換システムの円滑な運営【継続】
0 6	環境に配慮した廃棄物処理の推進【継続】
0 7	自動車リサイクル法の円滑な運営【継続】
0 8	建設リサイクル法の円滑な運営【継続】
0 9	市民への広報・啓発活動、環境学習【継続】

安全・安心な廃棄物処理の推進

No	施策名
10	アスベスト廃棄物の適正処理指導【継続】
11	P C B 廃棄物の適正処理指導【拡充】
12	感染性廃棄物の適正処理指導【継続】
13	その他有害廃棄物等の適正処理指導【継続】
14	建設系廃棄物の適正処理指導の徹底【拡充】
15	排出事業者への適正処理指導【継続】
16	処理業者への適正処理指導【継続】
17	処理施設等の設置に係る指導【継続】
18	不法投棄・不適正処理の未然防止【継続】
19	電子マニフェストの普及【継続】
20	公共関与による最終処分場の運営及び整備【継続】
21	最終処分場の環境モニタリング【継続】
22	最終処分場の跡地利用に関する指導【継続】
23	近隣自治体及び大都市との連携【継続】

災害廃棄物対策への取組

No	施策名
24	災害廃棄物の処理手順の検討【継続】
25	関係機関との連携強化【継続】
26	仮置場等の設置に関する検討【新規】

1 循環型社会の推進

施策 0 1 多量排出事業者等への処理計画等の策定指導【継続】

施策の方向性

- 多量排出事業者は廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられていることから、当該計画書等の策定の指導、支援を行います。
- 発生量が法定に満たない事業者に対しても、同様に処理計画等の策定及びその実施を呼びかけます。

具体的な取組事項

1

多量排出事業者への処理計画の策定指導

多量排出事業者に対して、産業廃棄物処理計画の作成及び実施状況の報告義務があることを周知徹底します。

2

廃棄物自主管理事業説明会の開催

廃棄物自主管理事業説明会を開催し、処理計画等の策定方法の説明や他の事業者の3Rに関する取組事例を紹介することで、多量排出事業者等の行う廃棄物の3Rに関する取組を支援します。

3

処理計画等の公表

廃棄物処理法の規定に基づき、提出された法定の処理計画書及び実施状況報告書をホームページで公表します。

4

多量排出事業者等への立入調査の実施

多量排出事業者等から提出された処理計画等をもとに立入調査を実施し、処理計画等の実施状況の把握に努めます。

5 優秀な取組事例の紹介

産業廃棄物の3Rについて、先進的な取組を行っている事例等の情報を収集し、他の事業者に紹介することで、事業者の自主的な取組を促します。

6 分析データの事業者への提供

多量排出事業者等が提出した処理計画等を神奈川県及び県内4政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）と協働で集計・分析し、取組状況の推移や業種別平均との比較結果を提供し、多量排出事業者等の自主的な取組を支援します。

7 事業者が設定する独自目標等の活用検討

多量排出事業者等への指導の際に、日本経済団体連合会が設定した独自目標の達成状況をヒアリングし、独自目標との乖離がある多量排出事業者等に対する指導に活かす方法を検討します。

施策 02 排出事業者への 3R 推進指導【継続】

施策の方向性

- 排出事業者の 3R を推進していくために、3R に関する情報収集を行い、事業者に情報提供を行います。
- 本市も排出事業者として、3R の推進に努めます。

具体的な取組事項

1	3R に係る情報提供
	産業廃棄物の 3R に関する情報を収集するとともに、排出事業者に対して情報提供し、排出事業者の 3R を推進します。
2	グリーン購入の推進
	排出事業者に対して、冊子等を活用し、グリーン購入のための情報提供、啓発を行います。また、本市も「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」等に基づき、物品調達や公共工事等においてグリーン購入を継続的に推進します。

施策 03 製造業への専門家派遣【新規】

施策の方向性

- 製造業者の3Rを推進していくために、工程管理や品質管理等の改善を促す取組を検討・実施します。

具体的な取組事項

1	専門家派遣の検討・実施【新規】
産業廃棄物の3Rに取り組む事業者を支援するために、「横浜市中小企業技術相談事業」を活用し、工程管理や品質管理等の改善を通じて3Rを推進します。なお、神奈川県産業技術センターの事業等についても調査し、連携について検討します。	

※横浜中小企業技術相談事業（技術アドバイザー相談）

（公財）横浜企業経営支援財団に登録している「技術アドバイザー」が、企業の技術的な課題の相談に応じるとともに、適切なアドバイスを行います。

相談対応分野

①機械加工 難削材加工、超精密加工、加工機の設計・開発など	⑥化学・樹脂 ゴム・プラスチックなどの成形加工技術、燃焼技術など
②機械設計 工作機械などの機械・装置設計、要素設計など	⑦生産管理 工場の生産性改善全般（ムダ取り、5S、TQC、標準化）など
③電気・電子 MEMS技術、センシング技術、電子回路の設計など	⑧情報技術 ITを活用した機器の制御・生産業務などの改善など
④計測制御技術 センサ素子、センサ開発・設計、放電応用技術など	⑨バイオ・食品 バイオテクノロジー、生体材料素材の利用・開発技術など
⑤金属材料 金属塑性加工、切削加工、金属系新素材・新技術開発など	⑩環境技術・省エネルギー 省エネ診断、省エネ計画の立案・提案など

施策 04 建設系廃棄物の3R推進【継続】

施策の方向性

- 産業廃棄物の発生量の約3割を占める建設系廃棄物については、「再生利用個別指定制度」の活用や「自ら利用」の促進等により3Rを推進します。

具体的な取組事項

1 建設汚泥の再生利用個別指定制度の活用

「再生利用個別指定制度」を活用し、建設汚泥の適正かつ確実な再生利用を推進します。

2 建設系廃棄物の自ら利用の推進

建設汚泥とコンクリート廃材については、排出事業者が自ら適正に利用できる品質にした上で、当該工事現場等において建設資材として再生利用する「自ら利用」を推進します。

3 木くずのリサイクルの推進

本市が発注する建設工事から排出される木くずの処分先について「横浜市木くずの再資源化に関する事務取扱要領」に基づき登録された事業者を指定することにより、確実なリサイクルを推進します。

施策05 廃棄物交換システムの円滑な運営【継続】

施策の方向性

- 排出事業者等による資源循環取引の活性化を図るため、神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所等と連携して運営している廃棄物交換システムを活用し、資源として再使用できる廃棄物の情報の共有化を図ります。

具体的な取組事項

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 廃棄物交換システム制度の運用 |
|---|----------------|

登録申込の際の立入調査、審査及び交換実績の把握など、廃棄物交換システムの適正な運営を継続します。

施策 06 環境に配慮した廃棄物処理の推進【継続】

施策の方向性

- 温室効果ガスの排出を抑制する廃棄物処理を促進するため、その周知について検討・実施します。

具体的な取組事項

1 廃棄物熱回収施設の周知

排出事業者に対して、廃棄物熱回収施設設置者として認定されている処理業者を周知し、環境に配慮した廃棄物処理を推進します。

2 熱回収施設の整備補助制度等の周知

高効率な廃棄物熱回収施設の整備等に対する国の補助制度（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業等）のほか、今後新たに創設される熱回収施設の整備に関する制度について、事業者へ周知します。

3 環境マネジメントシステムの導入の呼びかけ

廃棄物処理業者に対して、ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入について呼びかけます。

施策07 自動車リサイクル法の円滑な運営【継続】

施策の方向性

- 自動車リサイクル法に基づく引取業や解体業などの登録、許可制度を円滑に運用します。
- 使用済自動車の適正なリサイクル及び処理を図るため、立入調査や是正指導を実施します。

具体的な取組事項

1 自動車リサイクル法の円滑な運用

使用済自動車の引取業及びフロン類回収業に係る登録受付及び使用済自動車の解体業、破碎業に係る許可の審査を適切に実施します。

2 使用済自動車の適正なリサイクル及び処理に係る指導

電子マニフェスト（移動報告）制度に基づき、情報管理センターへの報告が無い事業者に対して是正指導を行います。

自動車リサイクル法に係る解体業・破碎業の処理施設について、立入調査を実施します。

※電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンにて情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要となります。

施策08 建設リサイクル法の円滑な運営【継続】

施策の方向性

- 建設リサイクル法に基づく分別解体等及び特定建設資材のリサイクルが図られるよう、建設リサイクル法を円滑に運用します。
- 建設工事現場のパトロールを実施し、分別解体等の徹底、特定建設資材のリサイクルを促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を推進します。

具体的な取組事項

1 建設リサイクル法等の届出書の受付

建設リサイクル法及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく対象建設工事の事前届出について、適正な指導を行います。

2 建設工事現場のパトロールの実施

年2回の全国一斉パトロール、週2回の定例パトロール及び苦情・陳情対応による現場指導を実施し、分別解体等の徹底による特定建設資材のリサイクルを推進します。

施策09 市民への広報・啓発活動、環境学習【継続】

施策の方向性

- 市民がリサイクルの必要性や排出事業者、処理業者の取組みを理解する機会の提供について検討・実施していきます。

具体的な取組事項

1	市民に対する広報活動
	産業廃棄物処理施設等の現場見学会の開催、産業廃棄物のリサイクルに関するパンフレット等による啓発について検討・実施していきます。

2 安全・安心な廃棄物処理の推進

施策10 アスベスト廃棄物の適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 建設工事等の元請業者や産業廃棄物処理業者に対して、アスベスト廃棄物の適正処理に関する周知を実施します。
- アスベスト廃棄物が発生する建設工事等については、届出書等により処理の状況を把握します。
- 建設工事現場及び処理業者への立入調査を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理に関する指導を徹底します。

具体的な取組事項

1	アスベスト廃棄物適正処理の周知
建設リサイクル法及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく事前届出の受付時にアスベスト廃棄物の有無に関する確認を徹底し、適正処理に必要な手続き等を周知します。	
2	アスベスト廃棄物に係る届出書及び報告書の徴収
「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づき、アスベスト廃棄物が発生する建設工事等を行う事業者に対して、届出書及び報告書の提出を求め、アスベスト廃棄物の処理状況を把握します。	
3	アスベスト廃棄物の適正処理指導（建設工事等の元請業者）
建設工事等の元請業者に対して、アスベスト廃棄物と他の廃棄物を適正に分別保管すること、処理にあたっては許可を有する事業者へ委託することなどアスベスト廃棄物の適正処理を指導します。	

4

アスベスト廃棄物の適正処理指導（処理業者）

再生砕石を製造している処理業者に対して、産業廃棄物の受入・保管状況の確認や石綿含有産業廃棄物の混入防止策等の聞き取り調査実施し、廃棄物処理法に基づく維持管理基準及び処理基準を遵守するよう指導します。

5

アスベスト廃棄物の分析

アスベストの含有が疑われる廃棄物が見つかった場合は、必要に応じて分析を実施し、アスベスト廃棄物の不適正処理を防止します。

施策 1.1 P C B 廃棄物の適正処理指導【拡充】

施策の方向性

- P C B 廃棄物の保管事業者に対して、保管及び処分状況等の届出書等の提出、適正保管の徹底を指導します。
- 未届の P C B 廃棄物を把握するための調査を実施し、P C B 廃棄物の処理が期限内に完了するよう必要な指導を実施します。

具体的な取組事項

1 P C B 廃棄物保管事業者への立入調査

P C B 廃棄物を保管している事業者に対して、計画的に立入調査を実施し、処分に関する情報を提供するとともに適正保管について指導します。

2 届出書等の提出周知

P C B 廃棄物を保管する事業者に対して、保管及び処分状況等に関する届出書の提出について周知します。

3 掘り起こし調査の実施

未届の P C B 廃棄物を把握するため、自家用電気工作物を設置している事業者を対象とした掘り起し調査を実施します。未届の P C B 廃棄物を所有する事業者に対しては、届出書の提出等を指導します。

施策 1.2 感染性廃棄物の適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 病院への立入調査を実施し、感染性廃棄物の委託状況及び保管状況等の確認を行い、感染性廃棄物の適正処理について指導します。
- 関係団体等を通じて産業廃棄物の適正処理について啓発します。

具体的な取組事項

1	病院への立入調査
感染性廃棄物を多量に排出する病院への立入調査を実施し、委託契約書及びマニフェストの保管状況等の確認を行います。また、運搬されるまでの保管が適正に行われているかを確認します。	
2	関係団体を通じた啓発
横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市獣医師会及び横浜市病院協会を通じて、産業廃棄物の適正処理について周知します。	
3	医療監視との連携
医療監視を実施する健康福祉局と連携し、市内の医療機関に対して、産業廃棄物の適正処理について周知します。	

施策13 その他有害廃棄物等の適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 有害廃棄物等を排出する事業者に対して立入調査を実施するとともに、ダイオキシン類などの有害物質の調査を行い、施設の維持管理基準等の遵守について確認します。
- 一定規模以上の焼却施設の解体工事に伴い発生する産業廃棄物の適正処理について、関係部局と連携して指導します。

具体的な取組事項

1 焼却施設への立入調査

産業廃棄物の焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん等のダイオキシン類の分析を実施して、施設の維持管理基準等の遵守状況を確認します。

2 特定有害産業廃棄物の調査

特定有害産業廃棄物を排出する事業場に対して、汚泥等の抜き取り調査を実施し、処分基準の遵守状況を確認します。

3 焼却炉解体時の適正処理指導

環境創造局と連携し、一定規模以上の焼却施設の解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理について指導します。

施策 1 4 建設系廃棄物の適正処理指導の徹底【拡充】

施策の方向性

- 建設系廃棄物の事業場外保管届出制度を適正に運用します。
- 解体工事業者等が行う産業廃棄物の過剰保管等に対して指導を徹底します。
- 事業場外保管場所への立入調査や土地所有者への注意喚起等を実施し、建設系廃棄物の適正処理指導を徹底します。

具体的な取組事項

1 事業場外保管届出の提出指導

建設系廃棄物の保管状況等の把握に努め、事業場外保管届出の対象となる事業者に対しては届出を提出するよう指導します。

2 事業場外保管場所への立入調査

届出書が提出された保管場所へ定期的に立入調査を実施し、不適正処理の防止に取り組みます。

3 過剰保管等を行う事業者への指導の徹底

過剰保管等を行う事業者に対しては、文書指導を原則とし、指導に従わない場合は、行政処分等の厳格な対応を取ります。また、警察等の関係機関と連携して建設系廃棄物の適正処理を推進します。

4 土地所有者等への注意喚起

過剰保管を未然に防止するため、業界団体を通じて土地所有者等へ土地を賃貸借契約する際の留意事項について周知します。

施策 1.5 排出事業者への適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 排出事業者への立入調査を計画的に実施し、委託基準の遵守や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用について指導します。

具体的な取組事項

1	排出事業者への立入調査
排出事業者に対して、計画的に立入調査を実施し、委託基準、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用等について指導します。	
2	排出事業者向けの説明会の実施
廃棄物処理法に関する説明会等を実施し、産業廃棄物の適正処理について推進します。	
3	排出事業者に対する産業廃棄物に関する情報の提供
排出事業者向けに産業廃棄物の処理委託の方法や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用などを解説した冊子を改訂し、最新の産業廃棄物の処理に関する情報を提供します。	
4	事業系廃棄物に対する一体的指導
一般廃棄物対策課と連携し、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を排出する事業者に対して合同で立入調査や説明会を実施します。	

施策 16 処理業者への適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 産業廃棄物処理業者の事業場等に定期的に立入を行い、処理基準の遵守状況や帳簿書類等の確認を実施します。
- 産業廃棄物の処理に関する関係書類を確認するほか、産業廃棄物の収集運搬及び処分等に係る受入を計画的に行うように指導するなど適正処理の確保に努めます。

具体的な取組事項

1 許可申請審査時の適正処理の指導

収集運搬業者及び処分業者において、適正な処理が行われるよう、許可申請時に指導するとともに、審査を厳正に行います。

2 処分基準の運用

不適正な処理を行った処理業者に対しては、行政処分基準に基づき適切に対応し、不適正処理の防止に努めます。

3 優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知

優良産業廃棄物処理業者認定制度は、環境への取組み、財務体質の健全性、事業の透明性等の基準を満たした処理業者が認定されるものです。産業廃棄物処理業者に、制度の周知を徹底し、優良処理業者の育成を図ります。

4 処理施設の維持管理に関する指導

処理施設の維持管理の技術上の基準の遵守徹底に加え、各設備の定期的な点検を行うよう指導するとともに、施設の稼働に伴い周辺の生活環境の保全上支障が生じないよう指導します。

5

産業廃棄物焼却施設の指導

焼却施設が適正に維持管理されているか確認するため、半年ごとに「産業廃棄物処理施設維持管理状況報告書」の提出を求めるとともに、施設への立入調査を実施します。

施策17　処理施設等の設置に係る指導【継続】

施策の方向性

- 産業廃棄物処理施設等の設置の審査にあたっては、廃棄物処理法や「横浜市産業廃棄物処理施設の設定等に関する指導要綱」等に基づき、その計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているものであるかの審査を行います。

具体的な取組事項

1	「横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱」に基づく処理用地の設定のための事前協議等の実施
---	---

処理業者が設置する産業廃棄物処理施設等について、廃棄物処理法に基づく申請を行う前に事前協議を実施し、当該施設の計画に関し、関係法令等の諸規則との整合性が図られ、生活環境の保全及び適正な廃棄物処理が遂行されるよう指導します。

2	廃棄物処理法に基づく設置許可申請の審査の実施
---	------------------------

申請された産業廃棄物処理施設の設置に係る計画が、廃棄物処理法に規定されている技術基準に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているか、申請者が施設の設置及び維持管理を的確に行う知識や技能を有しているか等を審査します。

3	廃棄物処理法に基づく定期検査の実施
---	-------------------

焼却施設及び最終処分場等の産業廃棄物処理施設について、設置者に定期検査制度の周知を徹底します。定期検査の実施に当たっては、設置（変更）許可時の書類や図面等と実際の施設の構造に相違がないことを確認し、当該施設が廃棄物処理法に規定されている技術上の基準に適合しているかを検査します。

施策18 不法投棄・不適正処理の未然防止【継続】

施策の方向性

- 不法投棄に代表される不適正処理の防止のため、関係者の協力のもと監視体制の強化を図ります。
- 不適正処理が起きた場合も被害を最小限にとどめるため、市民等からの通報に対して迅速に対応します。

具体的な取組事項

1 不法投棄等に対する速やかな対応

本市職員と産業廃棄物監視幹（県警OB）で構成する専従機動班による速やかな対応を継続します。

2 相談窓口担当者研修の実施

不法投棄相談の窓口である各区収集事務所相談窓口担当者向けに研修を実施し、収集事務所との連携を深めます。

3 通報への迅速な対応

各区収集事務所と連携し、市民等からの苦情通報への迅速な対応を実施します。

4 継続監視事業場への立入指導

引き続き監視が必要と判断した事業場に対して、定期的に立入指導を実施します。

5 「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム30）」への参画

30の自治体で構成される「産廃スクラム30」へ参画することにより、各地域との情報共有や連携を図ります。

施策19 電子マニフェストの普及【継続】

施策の方向性

- 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の電子マニフェストへの加入促進を図ります。
- 本市も排出事業者として、電子マニフェストの利用を拡大します。

具体的な取組事項

1 電子マニフェスト説明会の開催

九都県市や神奈川県及び県内の4政令市と協力して、電子マニフェスト導入に係る共同説明会を開催するなど、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の電子マニフェスト加入を促進します。

2 電子マニフェストの庁内利用の拡大

本市が排出する産業廃棄物の処理について、電子マニフェストの利用を拡大します。

3 電子マニフェスト加入者へのインセンティブ検討

本市の有資格者名簿の格付点数の加点項目に電子マニフェストの加入状況を追加することについて契約所管部署に働きかけていきます。

施策 20 公共関与による最終処分場の運営及び整備【継続】

施策の方向性

- 安全で安定した効率的な処分の推進のため、公共関与による最終処分場の運営・施設整備を実施することが必要であり、今後も、施設の延命化と新規処分場の建設に向けて、関係部局との調整を行います。

具体的な取組事項

1 南本牧最終処分場（第2ブロック）の延命化措置の検討

南本牧最終処分場（第2ブロック）の延命化について、関係部局との調整を実施します。また、届出書による産業廃棄物の受入量の上限確認を継続します。

2 新規処分場（第5ブロック）に関する関係部局との調整

新規処分場の設置の進捗状況等について情報を収集し、関係部局との調整を実施します。

施策21 最終処分場の環境モニタリング【継続】

施策の方向性

- 埋立中又は埋立終了後の最終処分場を適正に維持管理するため、最終処分場の埋立段階から廃止に至るまで、浸出液、放流水、周縁地下水の水質検査及び処分場湧出ガスの検査等の環境モニタリングを継続的に実施します。

具体的な取組事項

1	維持管理状況の報告徴収
産業廃棄物最終処分場からの浸出液、浸出液処理設備の放流水及び周縁地下水の水質分析を行うよう各処分場の設置者に通知します。分析結果を徴収し、適正な維持管理について指導を実施します。	
2	環境モニタリングの実施
最終処分場に立入り、重金属類やダイオキシン類などの水質検査及び処分場湧出ガス検査等の環境モニタリングを実施します。また、その結果に基づき処分場の適正な維持管理について指導を実施します。	

施策22 最終処分場の跡地利用に関する指導【継続】

施策の方向性

- 最終処分場の跡地利用に関する指導を行い、生活環境保全上の支障を防止します。

具体的な取組事項

1	指定区域の指定
産業廃棄物最終処分場跡地については、定期的に現地確認を行います。また、廃棄物処理法に基づき、順次、指定区域として指定します。	
2	指定区域における土地の形質の変更に関する指導
廃棄物処理法や国のガイドラインに基づき、開発行為等に伴う指定区域における土地の形質の変更について、指導を行います。	
3	最終処分場跡地における土地利用に関する指導
指定区域として指定されていない産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用においては、「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」による指導を行います。	

施策2 3 近隣自治体及び大都市との連携【継続】

施策の方向性

- 産業廃棄物は広域的に処理されることから、神奈川県内や九都県市等の広域的な枠組みの中で、産業廃棄物に関する指導の連携を進めます。

具体的な取組事項

1 神奈川県内自治体との連携

県政令市産業廃棄物処理施設担当者会議及び処理業担当者会議等を通じ、県内の情報交換や指導基準の統一を進めます。

2 関東地方広域での連携

関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会、九都県市廃棄物問題検討委員会等を通じ、国への要望や産業廃棄物に関する諸問題について検討します。

3 大都市間の連携

大都市清掃事業協議会産業廃棄物担当課長会議等を通じ、情報交換や指導基準の統一を進めます。

3 災害廃棄物対策への取組

施策24 災害廃棄物の処理手順の検討【継続】

施策の方向性

- 大規模な災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に進めるため、事前に処理手順等の検討を行い、災害対応力の向上を図ります。

具体的な取組事項

1 災害廃棄物の処理手順の整備

横浜市防災計画に基づき、損壊家屋等の解体撤去、収集運搬、仮置場の設置、中間処理及び最終処分等の処理手順について検討し、資源循環局防災マニュアルに整備します。

2 防災訓練の実施

横浜市の防災訓練にあわせて、災害廃棄物の処理に関する訓練を実施し、災害廃棄物の処理手順を精査します。

施策25 関係機関との連携強化【継続】

施策の方向性

- 本市と協定を締結している民間事業者が保有する資機材等について把握し、発災後の応援要請を円滑に進めます。
- 民間事業者との災害応援協定をより効果的なものとするために、協定の見直し等を検討します。
- 迅速な災害廃棄物の収集、運搬、処理が求められるため、市域を越えた協力体制の確立について検討します。

具体的な取組事項

1 民間事業者との連携

産業廃棄物処理業者が所有する車両、選別施設、破碎施設、焼却施設等の数や能力を把握する調査について検討・実施します。建設業者団体、産業廃棄物処理業者団体等との災害支援協定の見直しを検討します。

2 神奈川県内の市町村における相互協力体制の検討

災害時における神奈川県内の市町村間の相互協力体制について検討します。

3 警察・消防・自衛隊等との連携検討

災害廃棄物の処理や移動を円滑にするために、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連携について検討します。

施策 2 6 仮置場等の設置に関する検討【新規】

施策の方向性

- 多量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、仮置場の確保を図ります。
- あらかじめ仮置場の候補地や仮設処理施設の設置等を検討し、災害発生時に円滑な運用が行えるようにします。

具体的な取組事項

1 仮置場候補地の確保（公有地）

公有地のうち、仮置場として優先して使用できる土地の事前整理について検討します。

2 仮置場候補地の確保（民有地）

民間事業者等が所有する遊休地等を仮置場候補地とすることについて検討します。

3 仮設処理施設の整備に関する検討

仮設の破碎施設、焼却施設等の必要能力の算定方法や発注方法について検討します。

資 料 編

資料編

1 全国の産業廃棄物の排出状況等

産業廃棄物排出量の推移（全国）

全国の産業廃棄物の総排出量の推移を図1に示します。平成24年度における全国の産業廃棄物の総排出量は379百万トンであり、平成23年度から約2百万トン減少しています。

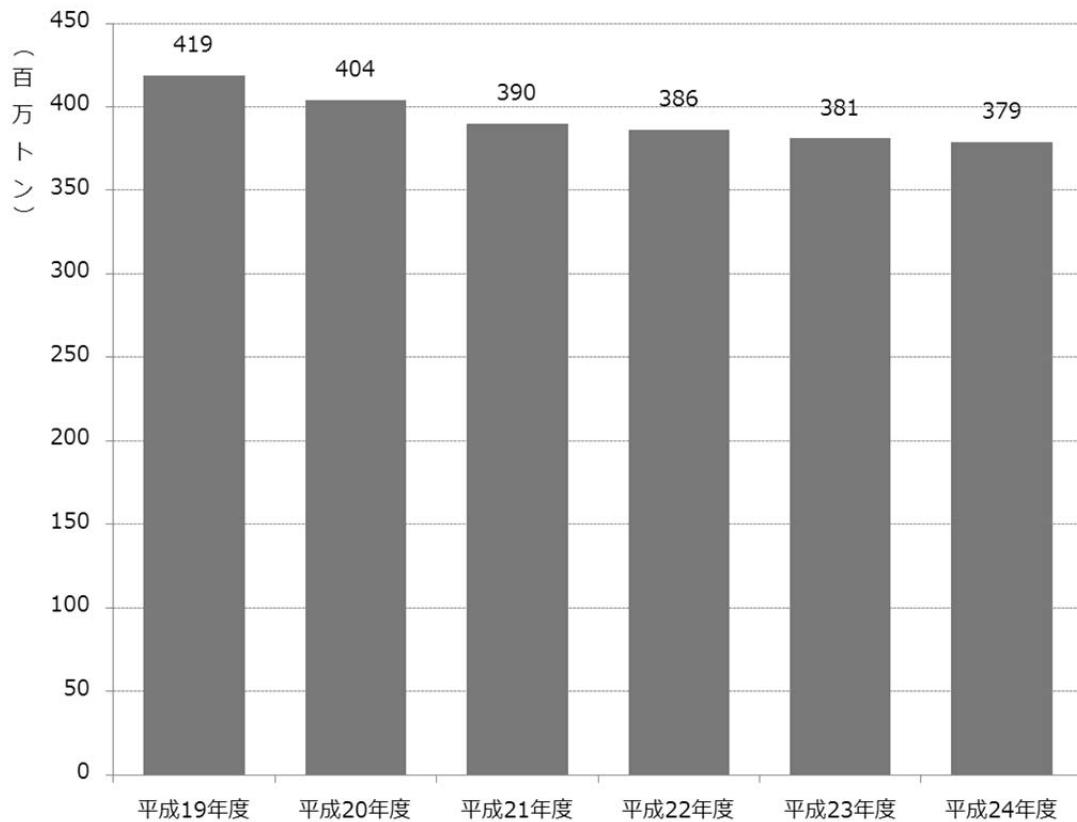


図1 産業廃棄物排出量の推移（全国）

業種別排出量（全国）

全国の産業廃棄物の業種別排出量を図2に示します。電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む。）からの排出量が最も多く、96,473千トン（全体の25.4%）であり、次いで、農業、林業が85,721千トン（同22.6%）、建設業が74,124千トン（同19.6%）、パルプ・紙・紙加工品製造業が28,996千トン（同7.6%）、鉄鋼業が28,655千トン（同7.6%）です。これら5業種からの排出量が全体の7割以上を占めています。

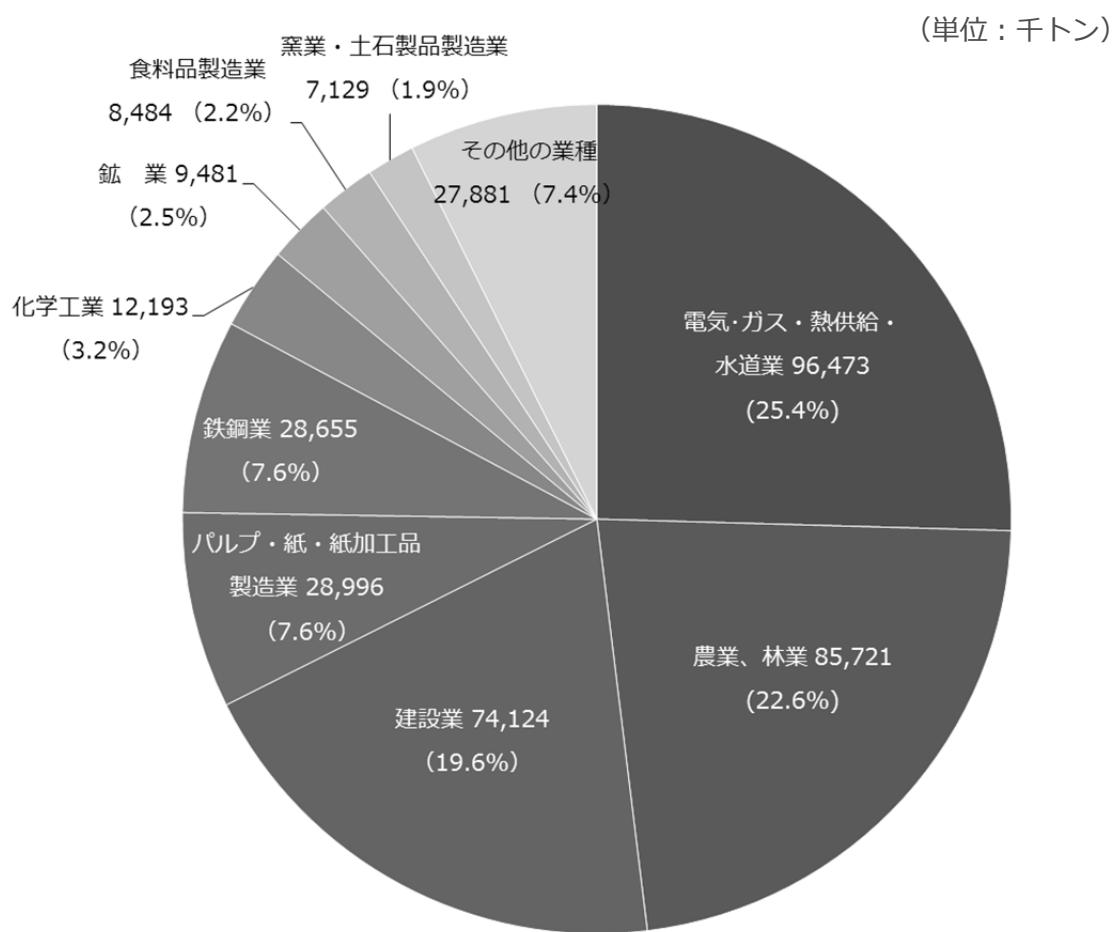


図2 産業廃棄物の業種別排出量（全国）（平成24年度）

種類別排出量（全国）

全国の産業廃棄物の種類別排出量を図3に示します。汚泥の排出量が最も多く、164,638千トン（全体の43.4%）であり、次いで、動物のふん尿が85,434千トン（同22.5%）、がれき類が58,887千トン（同15.5%）です。

これら3種類からの排出量が全排出量の約8割を占めています。

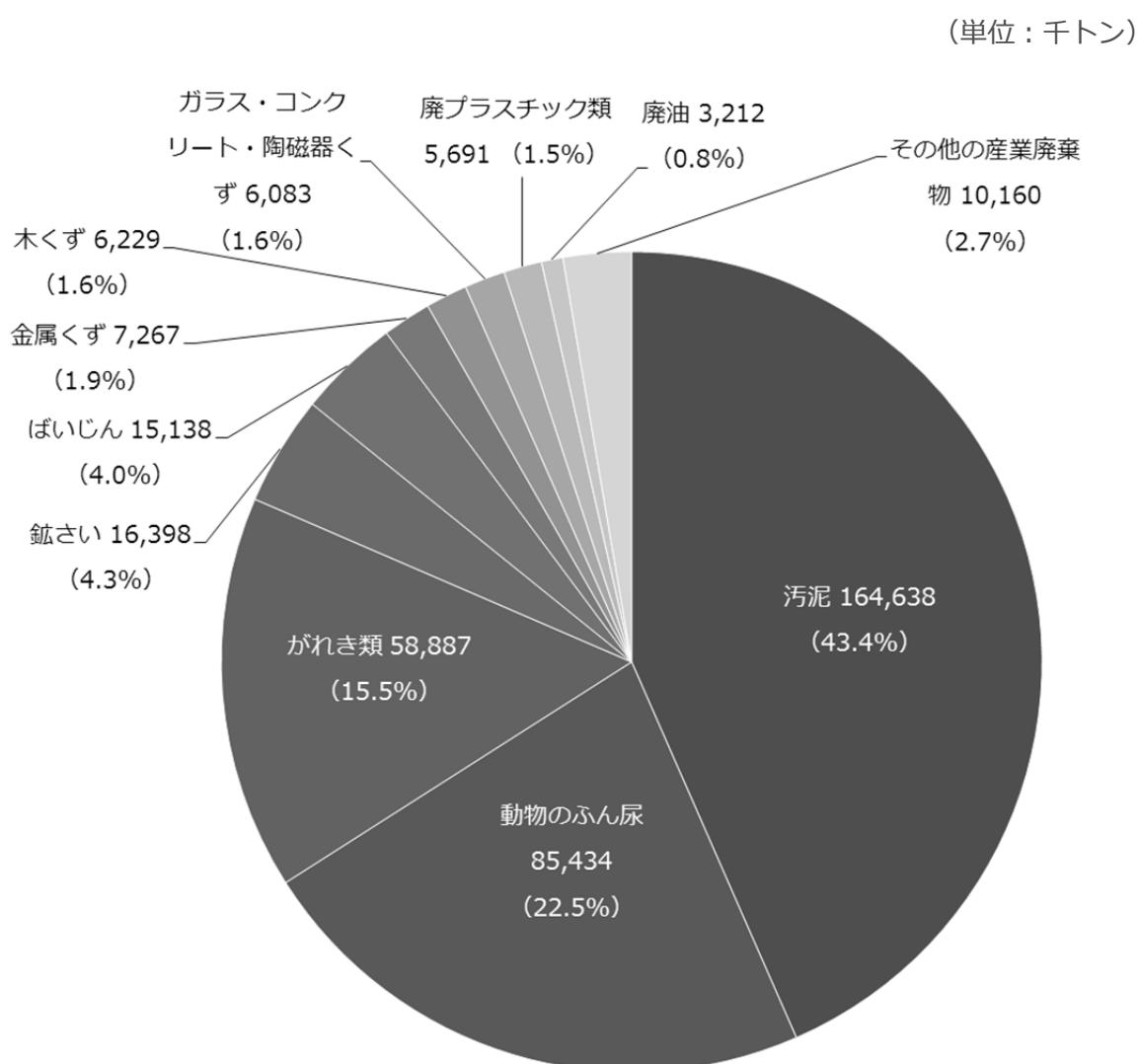


図3 産業廃棄物の種類別排出量（全国）（平成24年度）

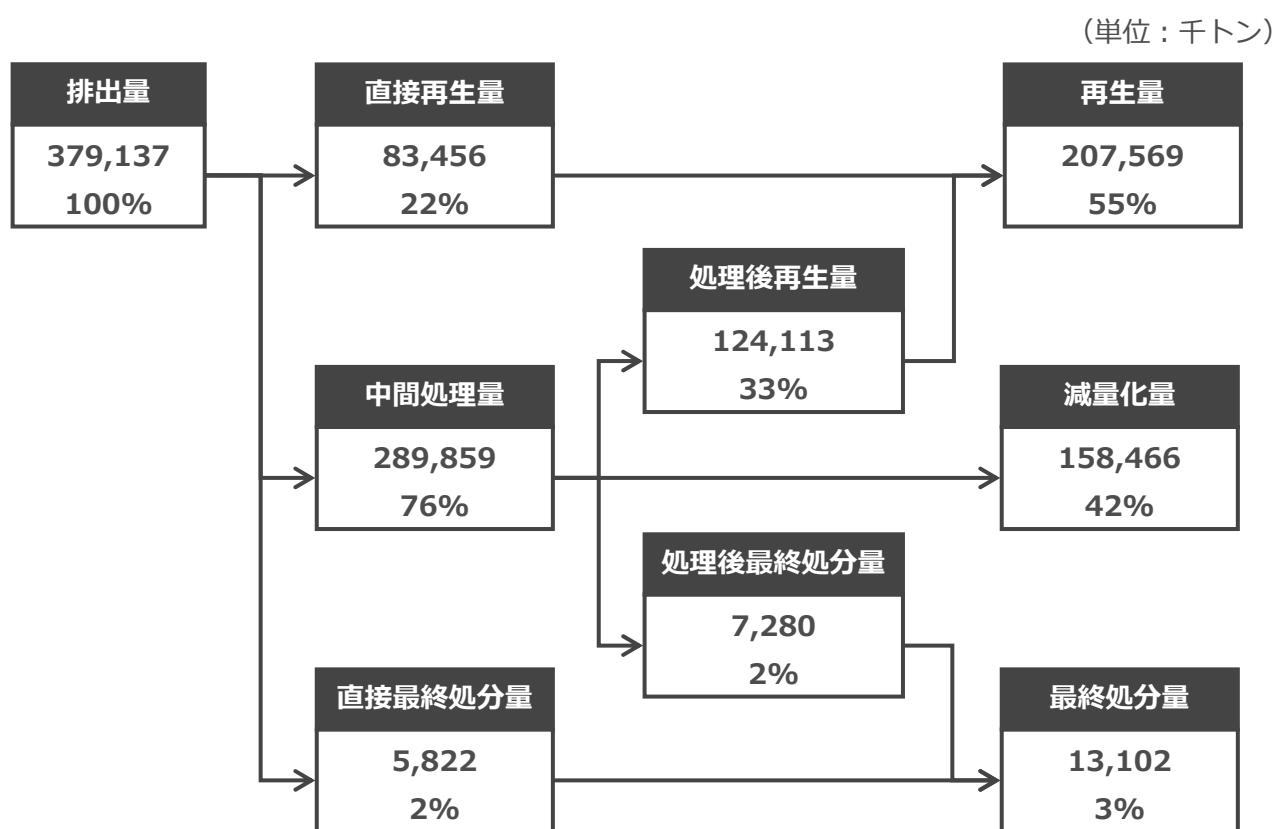
産業廃棄物の処理フロー（全国）

全国の産業廃棄物の処理フローを図4に示します。

総排出量約 379,137 千トンのうち、中間処理されたものは 289,859 千トン（全体の 76%）、直接再生利用されたものは 83,456 千トン（同 22%）、直接最終処分されたものは、5,822 千トン（同 2%）となっています。

また、中間処理された産業廃棄物 289,859 千トンは、131,393 千トンまで減量化され、再生利用（124,113 千トン）又は最終処分（7,280 千トン）されました。

合計では、排出された産業廃棄物全体の 55%にあたる 207,569 千トンが再生利用され、3%にあたる 13,102 千トンが最終処分されました。



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

図4 全国産業廃棄物の処理フロー（全国）（平成24年度）

再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移（全国）

全国の産業廃棄物全体の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移を図5に示します。最終処分量は平成21年度以降、ほぼ横ばいとなっています。

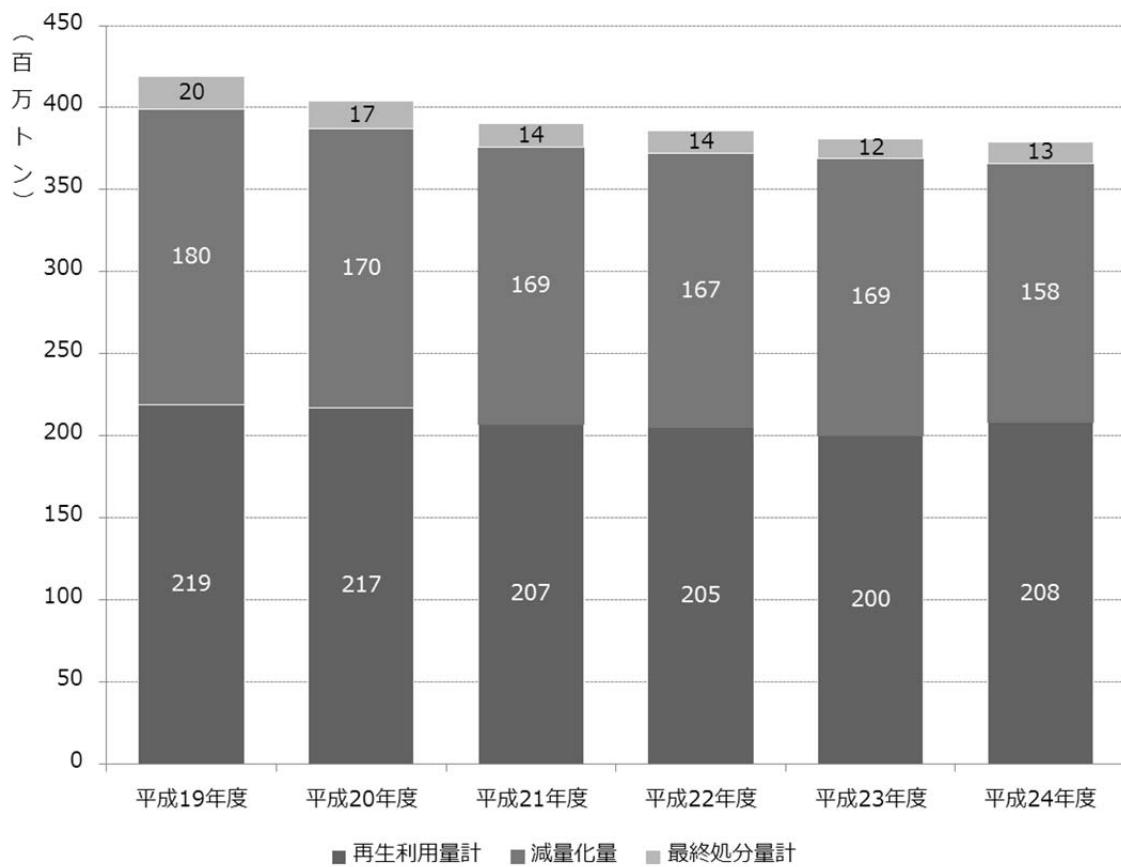


図5 産業廃棄物の再生利用量、減量化及び最終処分量（全国）

2 横浜市の産業廃棄物の排出状況等

産業廃棄物発生量の推移（横浜市）

横浜市の産業廃棄物の発生量の推移を図6に示します。平成24年度における横浜市の産業廃棄物の発生量は10,930千トンでした。発生量と最終処分量は平成21年度を除くとほぼ横ばいとなっています。

平成21年度の発生量の減少は、リーマン・ショック後の景気悪化の影響だと考えられます。

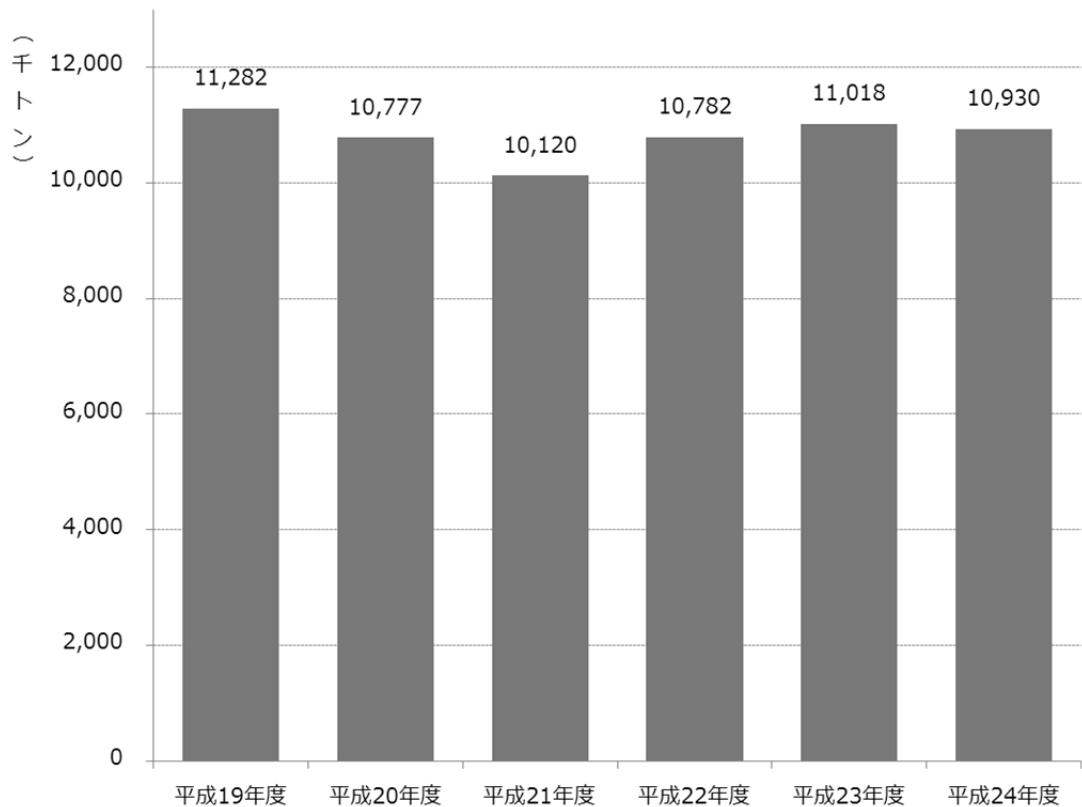


図6 産業廃棄物発生量の推移（横浜市）

業種別発生量（横浜市）

横浜市の業種別発生量を図7に示します。電気・ガス・水道業からの発生量が最も多く、5,921千トン（全体の54.2%）であり、次いで、建設業が3,018千トン（同27.6%）、製造業が約1,880千トン（同17.2%）です。これら3業種からの発生量が全体の9割以上を占めています。

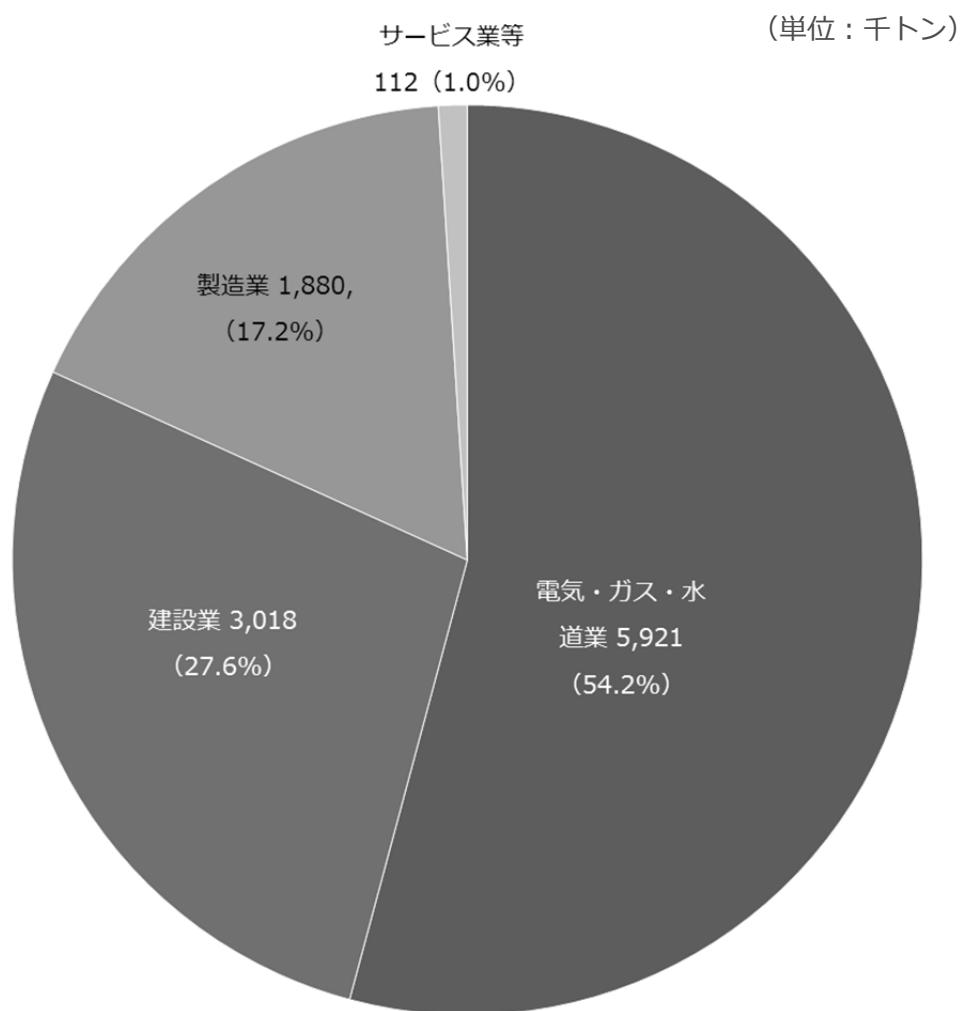


図7 産業廃棄物の業種別発生量（横浜市）（平成24年度）

種類別発生量（横浜市）

横浜市の産業廃棄物の種類別発生量を図8に示します。汚泥の発生量が最も多く、8,181千トン（全体の74.8%）であり、次いで、がれき類が約1,762千トン（同16.1%）です。

これら2種類からの発生量が全発生量の約9割を占めています。

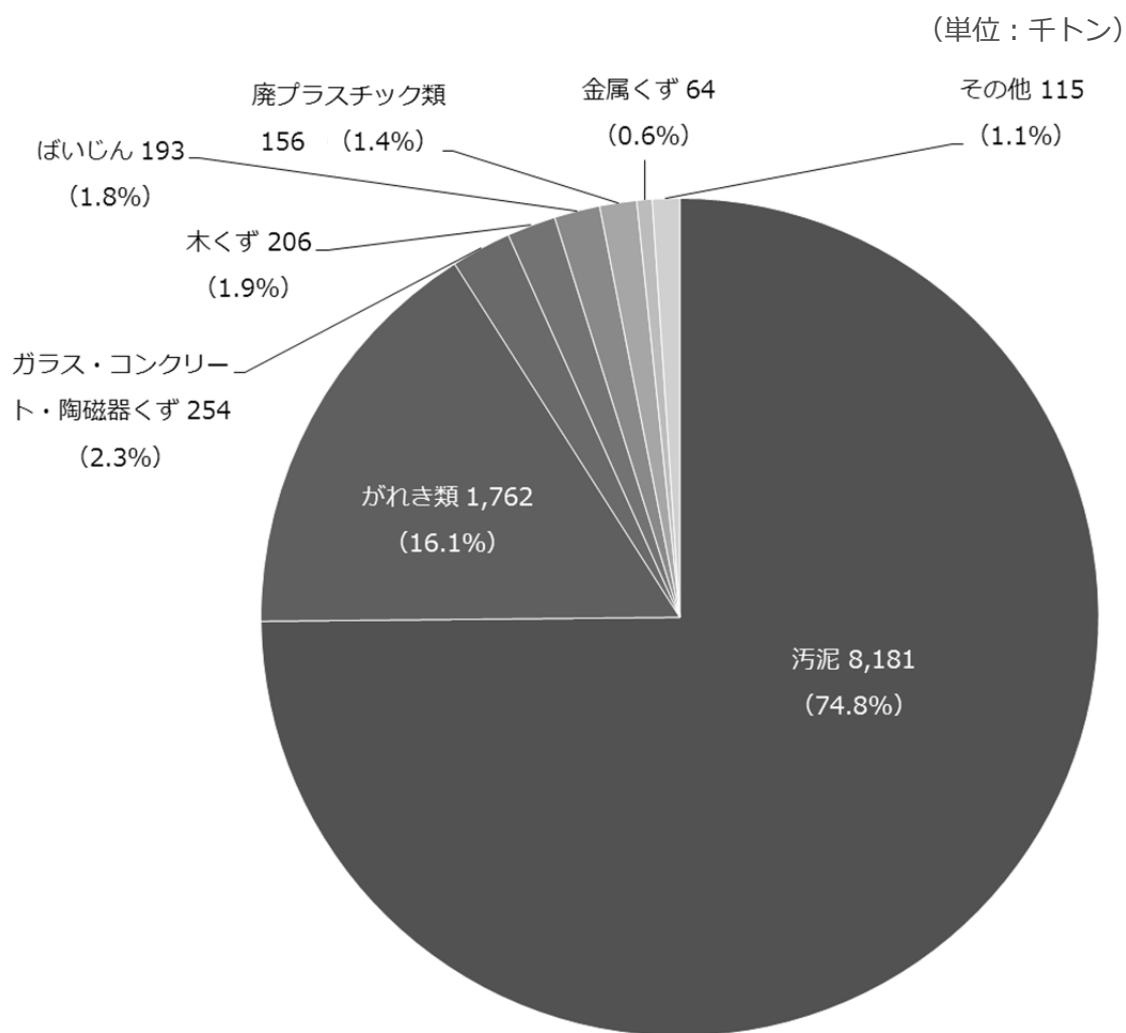


図8 産業廃棄物の種類別発生量（横浜市）（平成24年度）

産業廃棄物の処理フロー（横浜市）

横浜市の産業廃棄物の処理フローを図9に示します。

総発生量約 10,930 千トンのうち、中間処理されたものは 10,293 千トン（全体の 94.2%）、直接再生利用されたものは 109 千トン（同 1.0%）、直接最終処分されたものは、528 千トン（同 4.8%）となっています。

また、中間処理された産業廃棄物 10,293 千トンは、3,164 千トンまで減量化され、再生利用（2,810 千トン）又は最終処分（354 千トン）されました。合計では、発生した産業廃棄物全体の 26.7% にあたる 2,919 千トンが再生利用され、8.1% にあたる 882 千トンが最終処分されました。

（単位：千トン）

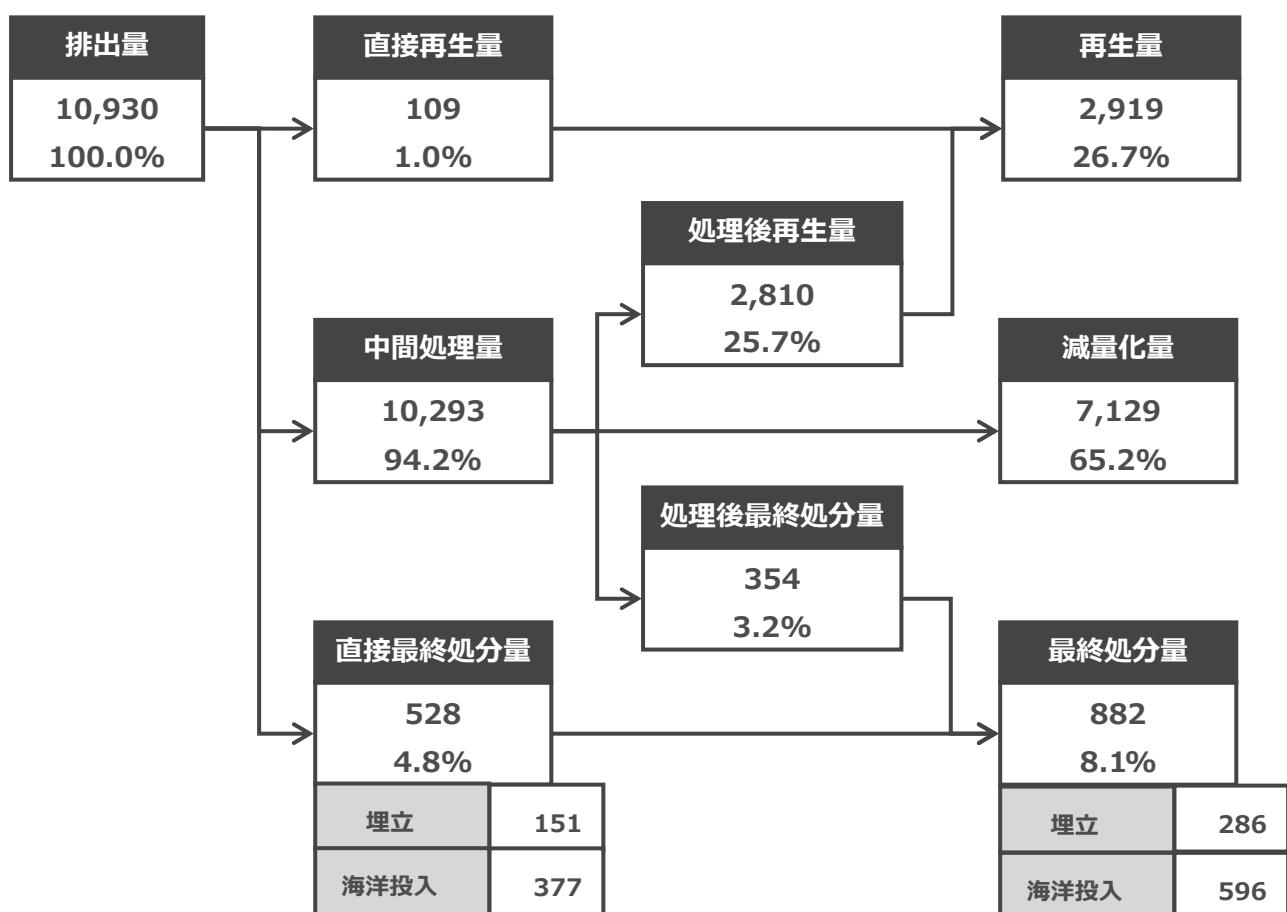


図 9 産業廃棄物の処理フロー（横浜市）（平成 24 年度）

※平成 24 年度に発生した下水汚泥の焼却灰の一部は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、保管されていますが、ここでは最終処分量（埋立）に算定しています。

※各項目は四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合があります。

再生利用量、減量化及び最終処分量の推移（横浜市）

横浜市の産業廃棄物全体の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移を図10に示します。最終処分量は平成21年度を除き、ほぼ横ばいとなっています。

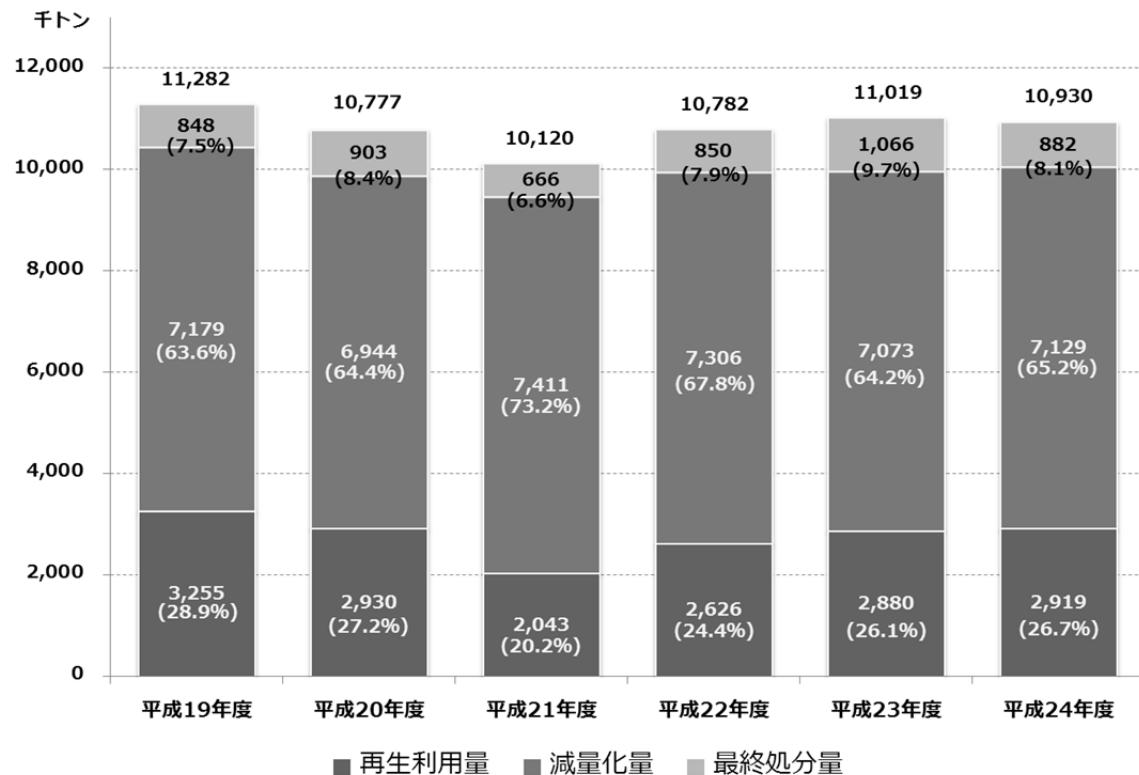


図 10 産業廃棄物の再生利用量、減量化及び最終処分量（横浜市）

3 政令指定都市の産業廃棄物発生量等

表 1 政令指定都市の産業廃棄物発生量等

政令指定 都市	発生量等 (千トン/年)	年度	出典
札幌市	2,883	H22	第3次産業廃棄物処理指導計画
仙台市	1,711	H24	平成26年度 仙台市環境局事業概要
さいたま市	1,438	H20	さいたま市産業廃棄物処理指導計画
千葉市	3,985	H25	平成27年度 千葉市産業廃棄物処理指導実施計画
横浜市	10,930	H24	—
川崎市	2,869	H21	第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画
相模原市	—	—	—
新潟市	1,688	H25	平成26年度 新潟市の環境
静岡市	1,002	H25	平成25年度実績 産業廃棄物実態調査
浜松市	785	H24	平成26年度 清掃事業概要
名古屋市	3,581	H19	第4次名古屋市産業廃棄物処理指導計画
京都市	2,718	H20	第3次京都市産業廃棄物処理指導計画
大阪市	6,029	H22	大阪市産業廃棄物処理実態調査報告書 (平成22年度実績)
堺市	2,680	H22	第2次堺市循環型社会づくり計画
神戸市	3,690	H24	平成25年度 神戸市環境基本計画年次報告書
岡山市	—	—	—
広島市	—	—	—
北九州市	4,957	H20	北九州市循環型社会形成推進基本計画
福岡市	1,236	H24	ふくおかの環境・廃棄物データ集 (平成26年度)
熊本市	—	—	—

4 社会・経済動向

横浜市の人口・世帯数

横浜市の人口と世帯数の実績及び予測を図11に示します。

横浜市の人口は、過去一貫して増加しており、平成26年10月1日時点では371.0万人となっています。今後は平成31年まで増加が続き、平成31年の373.6万人をピークに減少していくと予測されています。

第7次処理指導計画の終了年度の平成32年には373.5万人となる見込みで、平成26年と比べて、2.5万人の増加となる見込みとなっています。

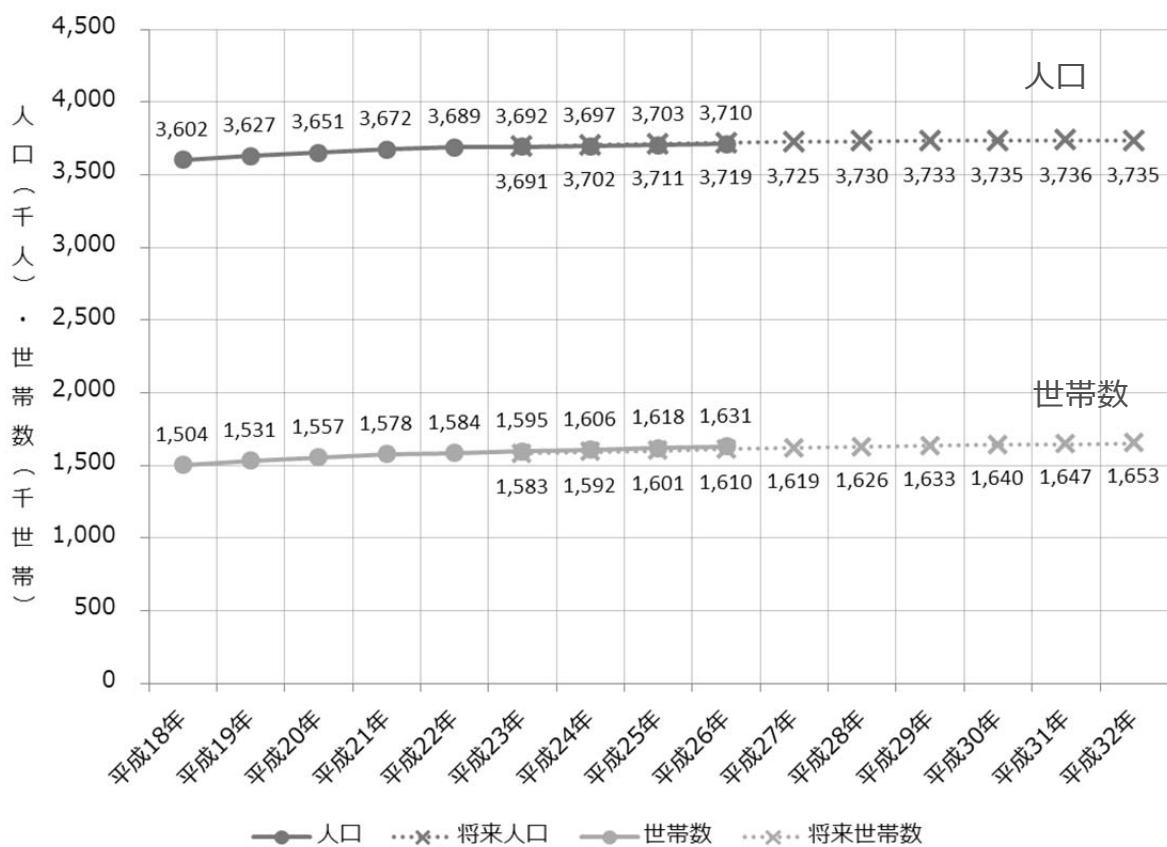


図11 人口と世帯数の実績及び予測（横浜市）

注 上記グラフの上段の数字は実績値、下段の数値は推計

横浜市の産業構造（事業場数）

横浜市の産業別の事業場数の推移を図12に示します。

全事業場数の増減はありますか、第一次産業、第二次産業、第三次産業の割合に変化はありません。

第三次産業の占める割合が高く、全事業場数の8割以上を占めています。

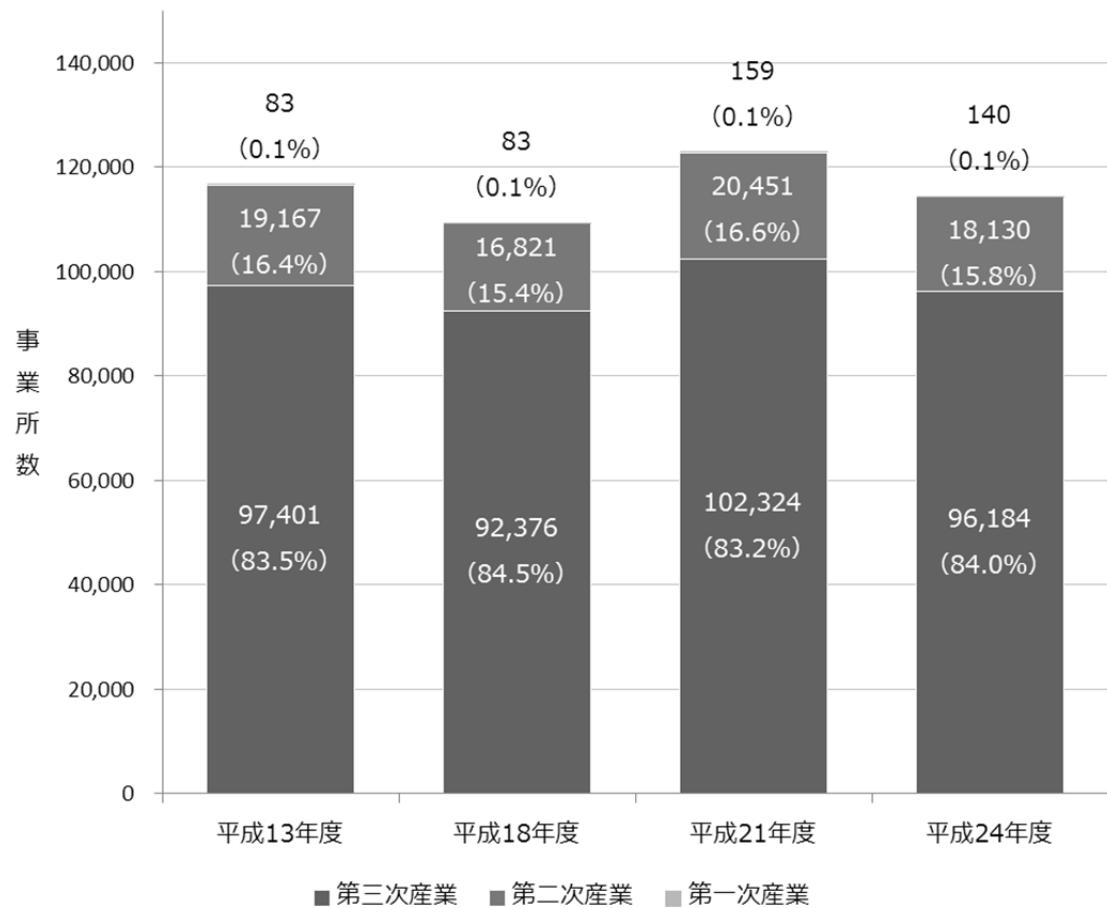


図12 事業場数の推移

平成 24 年度の第二次産業の事業場数の内訳は、建設業が最も多く、第二次産業の約 62%を占めており、次いで製造業(約 38%)となっています。

表 2 第二次産業の事業場数の内訳 (平成 24 年度)

産業分類 (大分類)	事業場数	構成比
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.01%
建設業	11,256	62.08%
製造業	6,873	37.91%
合計	18,130	100.00%

平成 24 年度の第三次産業の事業場数の内訳は、卸売・小売業が最も多く第三次産業の約 28%を占めており、次いで宿泊・飲食サービス業(約 15%)、不動産業、物品賃貸業(約 11%)、医療、福祉(約 10%)となっています。

表 3 第三次産業の事業場数の内訳 (平成 24 年度)

産業分類 (大分類)	事業場数	構成比
電気・ガス・熱供給・水道業	57	0.06%
情報通信業	2,106	2.19%
運輸業、郵便業	3,119	3.24%
卸売業、小売業	27,356	28.44%
金融業、保険業	1,726	1.79%
不動産業、物品賃貸業	10,957	11.39%
学術研究、専門・技術サービス業	5,978	6.22%
宿泊業、飲食サービス業	14,405	14.98%
生活関連サービス業、娯楽業	9,513	9.89%
教育、学習支援業	4,103	4.27%
医療、福祉	9,800	10.19%
複合サービス事業	413	0.43%
サービス業 (他に分類されないもの)	6,651	6.91%
合計	96,184	100.0%

横浜市の産業構造（従業員数）

横浜市の産業別の従業員数を図13に示します。

第三次産業の従業員数の割合は増加の傾向にあります。

第三次産業の占める割合が高く、全従業員数の8割以上を占めています。

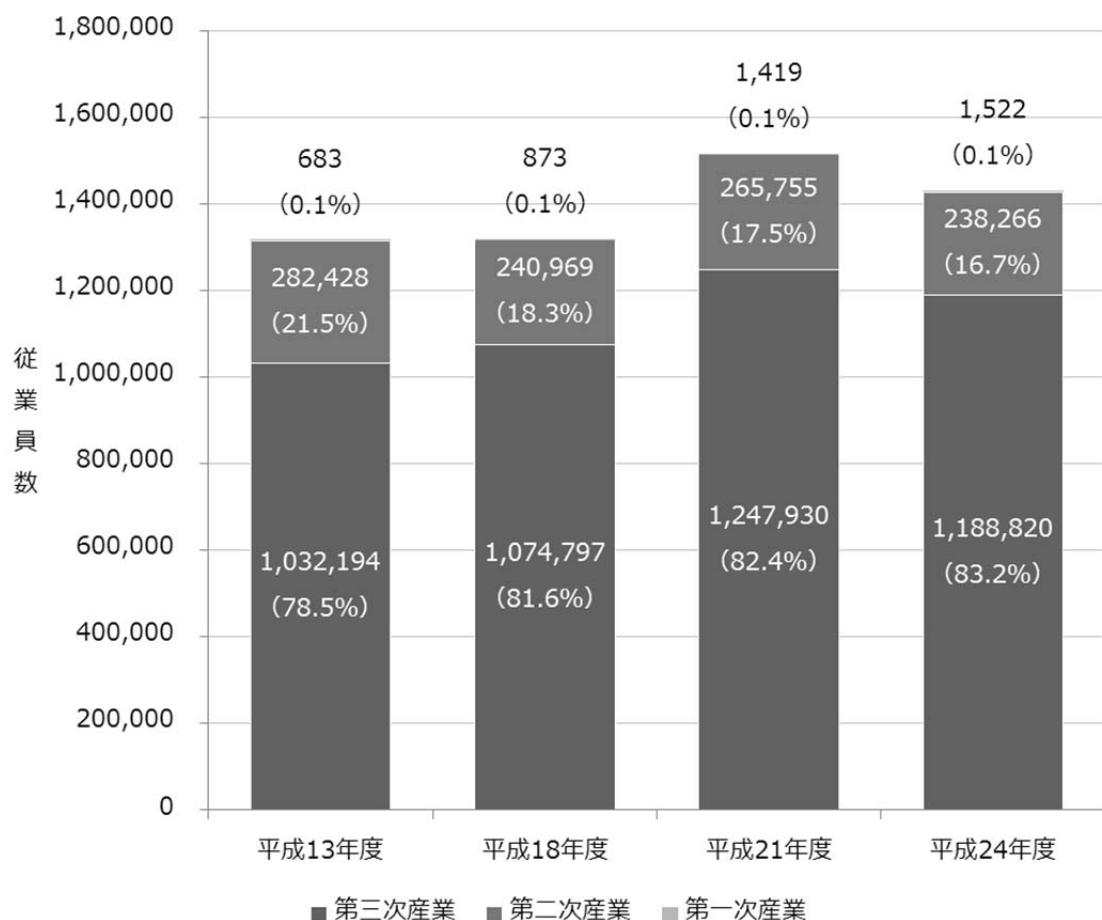


図 13 従業員数の推移

平成 24 年度の第二次産業に関しては、製造業が最も多く、第二次産業の約 60%を占めており、次いで建設業(約 40%)となっています。

表 4 第二次産業の従業員数の内訳 (平成 24 年度)

産業分類 (大分類)	従業員数	構成比
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.00%
建設業	94,943	39.85%
製造業	143,322	60.15%
合計	238,266	100.00%

平成 24 年度の第三次産業の従業員数の内訳を見ると、卸売・小売業が最も多く第三次産業の約 25%を占めており、次いで医療、福祉(約 15%)、宿泊業、飲食サービス業(約 12%)、サービス業(約 12%)となっています。

表 5 第三次産業の従業員数の内訳 (平成 24 年度)

産業分類 (大分類)	従業員数	構成比
電気・ガス・熱供給・水道業	4,157	0.35%
情報通信業	62,059	5.22%
運輸業、郵便業	88,421	7.44%
卸売業、小売業	291,383	24.51%
金融業、保険業	36,859	3.10%
不動産業、物品賃貸業	50,485	4.25%
学術研究、専門・技術サービス業	60,393	5.08%
宿泊業、飲食サービス業	143,869	12.10%
生活関連サービス業、娯楽業	65,280	5.49%
教育、学習支援業	55,219	4.64%
医療、福祉	181,493	15.27%
複合サービス事業	5,437	0.46%
サービス業 (他に分類されないもの)	143,765	12.09%
合計	1,188,820	100.00%

横浜市の製造品出荷額等の推移

横浜市の製造品出荷額等の推移を図14に示します。

製造品出荷額等全体では、平成21年を底に概ね回復傾向にあります。

また、加工組立は長期的に減少傾向が続き、生活関連はほぼ横ばいとなっていることから、横浜市の製造品出荷額等は基礎素材の製造品出荷額等に影響を受けることが分かります。

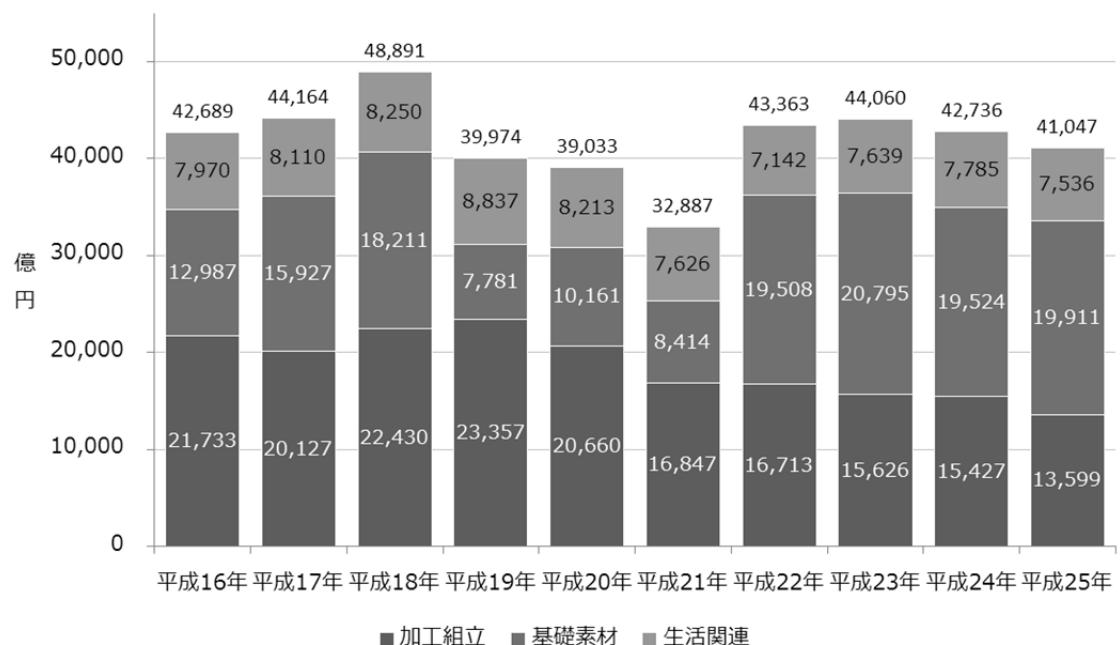


図14 横浜市の製造品出荷額等の推移（平成16年～平成25年）

※平成23年数値は「平成24年経済センサス－活動調査」の実施により、工業統計調査が中止されましたので、「平成24年経済センサス－活動調査」の結果を工業統計調査の範囲に合わせて集計したものです。

加工組立	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業
基礎素材	木材・木製品製造業（家具を除く）、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
生活関連	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業

横浜市の製造品出荷額等の内訳

横浜市の平成 25 年の製造品出荷額等の業種別内訳を図 15 に示します。

平成 25 年の製造品出荷額等の業種別内訳をみると、基礎素材型の石油製品・石炭製品製造業が最も多く全体の約 30% を占めており、次いで生活関連型の食料品製造業（約 13%）、加工組立型の輸送用機械器具製造業（約 10%）となっています。これら 3 業種の製造品出荷額等が全体の 5 割を占めています。

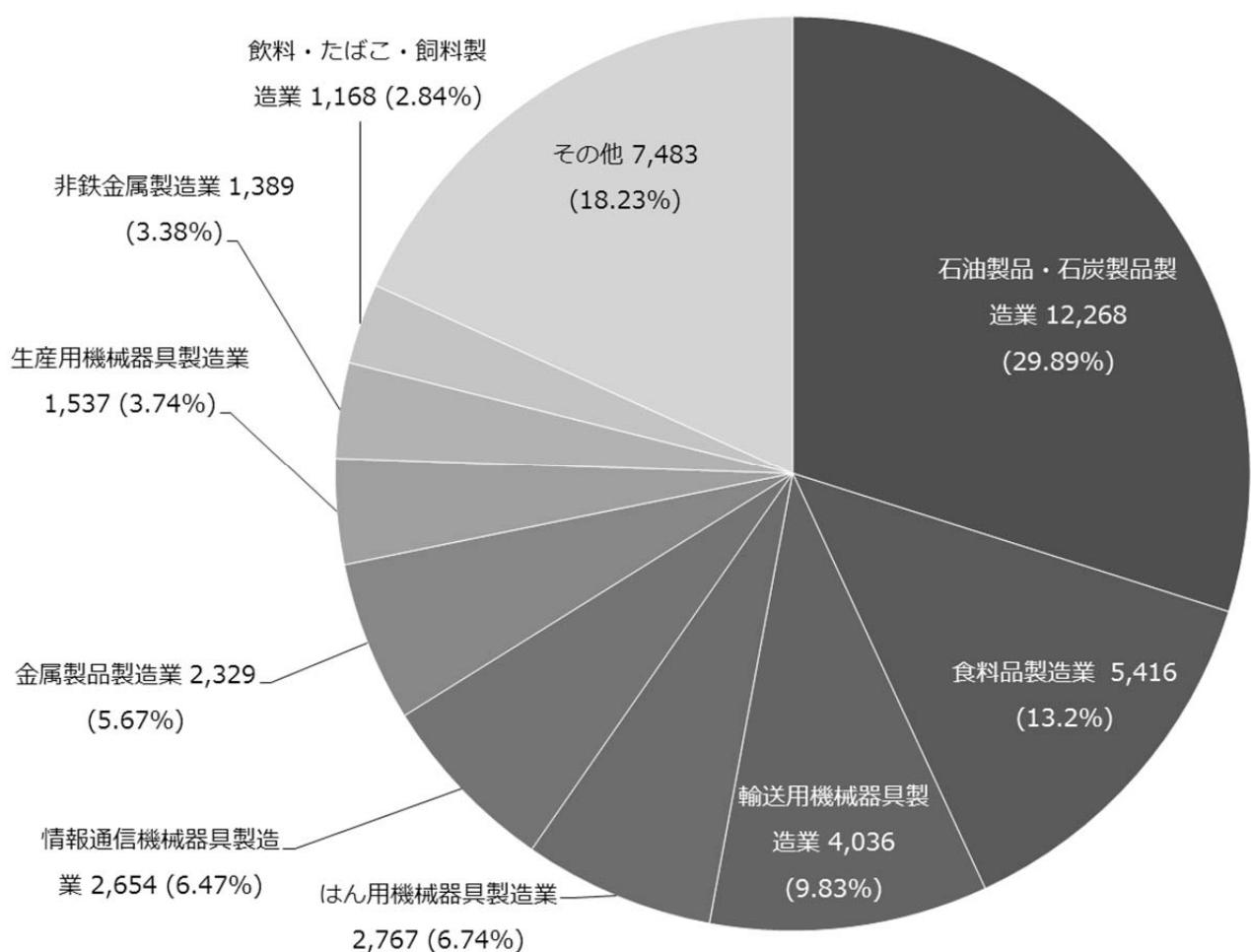


図 15 製造品出荷額等の内訳（平成 25 年）

5 横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測

発生量の予測方法

- 平成 24 年度の発生量を基準として、業種ごとの「活動量指標」の変化率を考慮することにより、発生量を予測しました。
- 業種は、「建設業」「製造業」「電気・ガス・水道業」「サービス業等」に区分して行いました。
- ただし、「製造業」については「製造業（生活関連）」「製造業（基礎素材）」「製造業（加工組立）」に、「電気・ガス・水道業」については「電気業」「ガス事業」「水道業」にさらに区分しました。
- 経済活動の水準が高いケース(ケース 1)及び経済活動の水準が低いケース(ケース 2)の 2 ケースに分けて、予測を行いました。
- 予測に使用した各業種の活動量指標は表 6 の通りです。
- 平成 26 年度にアルミニウム精錬工場が海外移転したため、海洋投入処分されていた汚泥（赤泥）は発生しないものとしました。

表 6 業種ごとの活動量指標

業種 (推計区分)	指標	活動量指標	
		使用データ	
		平成 28 年度～平成 32 年度	
		ケース 1	ケース 2
建設業	建設 投資額 (変化率)	「「建設投資額の中長期予測」－2010 年度及び 2020 年度の見通し－」((財)建設経済研究所、2005 年 8 月)より GDP 成長率の最も高いケース及び最も低いケースの建設投資額の変化率	
		GDP 成長率の最も高いケースとして年間の変化率を ± 0.0% と設定	GDP 成長率の最も高いケースとして年間の変化率を -1.5% と設定
製造業	製造品出荷額等 (変化率)	直近 10 年間(平成 15 年から 25 年)における横浜市内の製造品出荷額等を用いてトレンドにより、将来の変化率を設定	直近 5 年間(平成 20 年から 25 年)における横浜市内の製造品出荷額等を用いてトレンドにより、将来の変化率を設定
電気・ ガス・ 水道業	電気業	火力発電所の発電能力の変化率と同じと仮定。 ※平成 32 年まで新たな火力発電所は稼働しないものとして推計	
	ガス業	発生量は変化しないと設定 ※ガス事業については、産業廃棄物の発生量が少なく年間 1 千トン未満であり、電気・ガス・水道業における発生量に対するガス事業の占める割合は非常に小さい。このため、ガス事業からの産業廃棄物発生量は、今後とも横ばいの推移をするものとした。	
	水道業	横浜市の将来の人口変化率と同じと設定	
サービス業等	就業者数 (変化率)	「平成 18 年度労働力需給の推計-都道府県別将来推計-」((独)労働政策研究・研修機構、2007 年 3 月)より労働市場への参加が進むケース、進まないケースの就業者数の変化率	
		労働市場への参加が進むケースを使用	労働市場への参加が進まないケースを使用

再生利用量、減量化及び最終処分量の予測

ケース 1 における再生利用量、減量化及び最終処分量の予測を図 16 に示します。

平成 32 年度は、発生量の 28.3% にあたる 3,250 千トンが再生利用、5.0% にあたる 578 千トンが最終処分されるものと予測されます。

平成 24 年度実績との比較では、発生量は 544 千トン増加、再生利用量は 331 千トン増加、減量化量は 517 千トン増加し、最終処分量は 304 千トン減少するものと予測されます。

最終処分量の減少は、平成 28 年度以降、汚泥の一部（赤泥）の海洋投入処分が無くなると設定したためです。

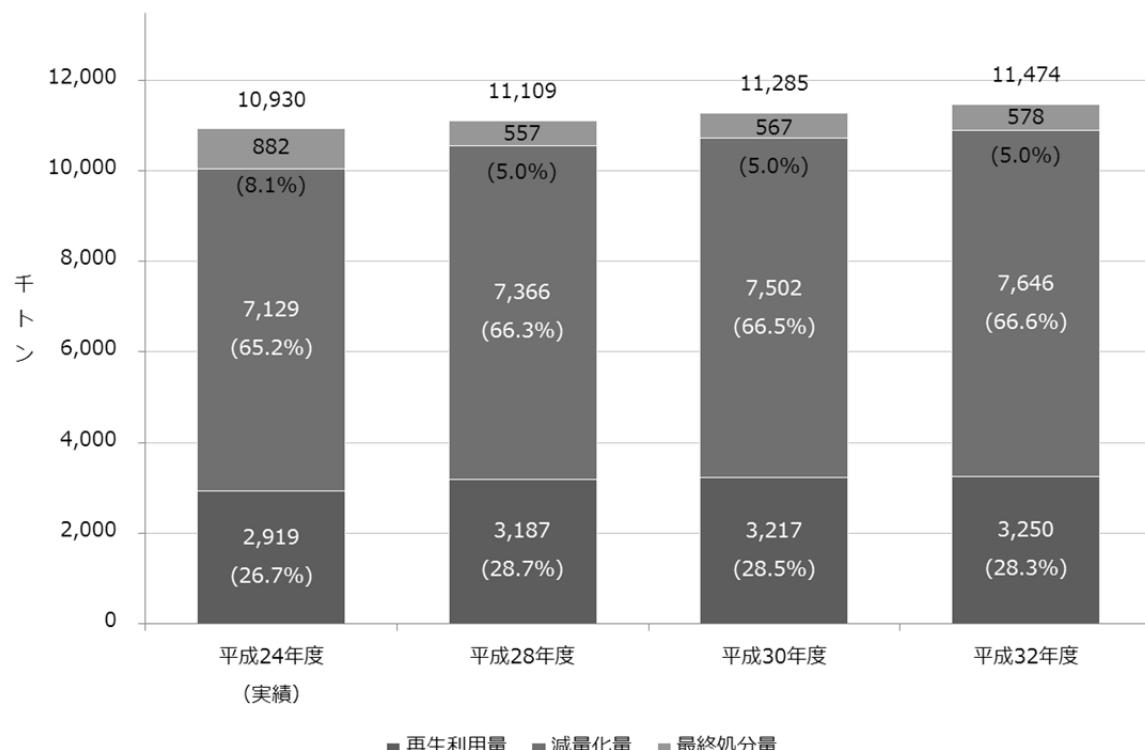


図 16 産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量予測（ケース 1）

ケース2における再生利用量、減量化及び最終処分量の予測を図17に示します。

平成32年度は、発生量の27.3%にあたる約2,882千トンが再生利用、4.7%にあたる499千トンが最終処分されるものと予測されます。

平成24年度実績との比較では、発生量は392千トン減少、再生利用量は37千トン減少、減量化量は28千トン増加し、最終処分量は383千トン減少するものと予測されます。

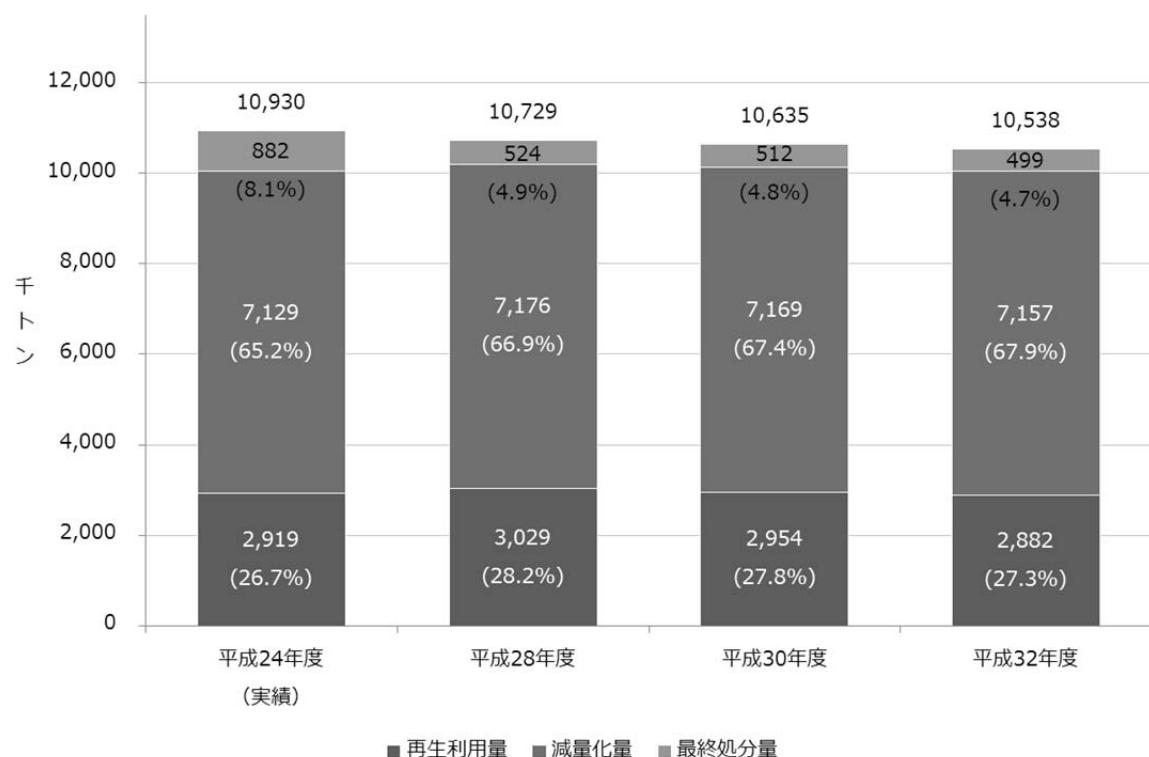


図17 産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量予測（ケース2）

業種別の産業廃棄物発生量予測

ケース1における業種別の産業廃棄物発生量の予測を図18に示します。

平成24年度の発生量10,930千トンに対し、平成32年度の発生量は、1,1474千トンと544千トン増加すると予測されました。

平成32年度では、建設業及び製造業の発生量が増加したことにより、全体の発生量が増加すると予測されました。

平成32年度の業種別発生量は、電気・ガス・水道業が最も多く5,966千トン、次いで建設業が3,327千トンで、この2業種が総発生量の8割を占めると予測されます。

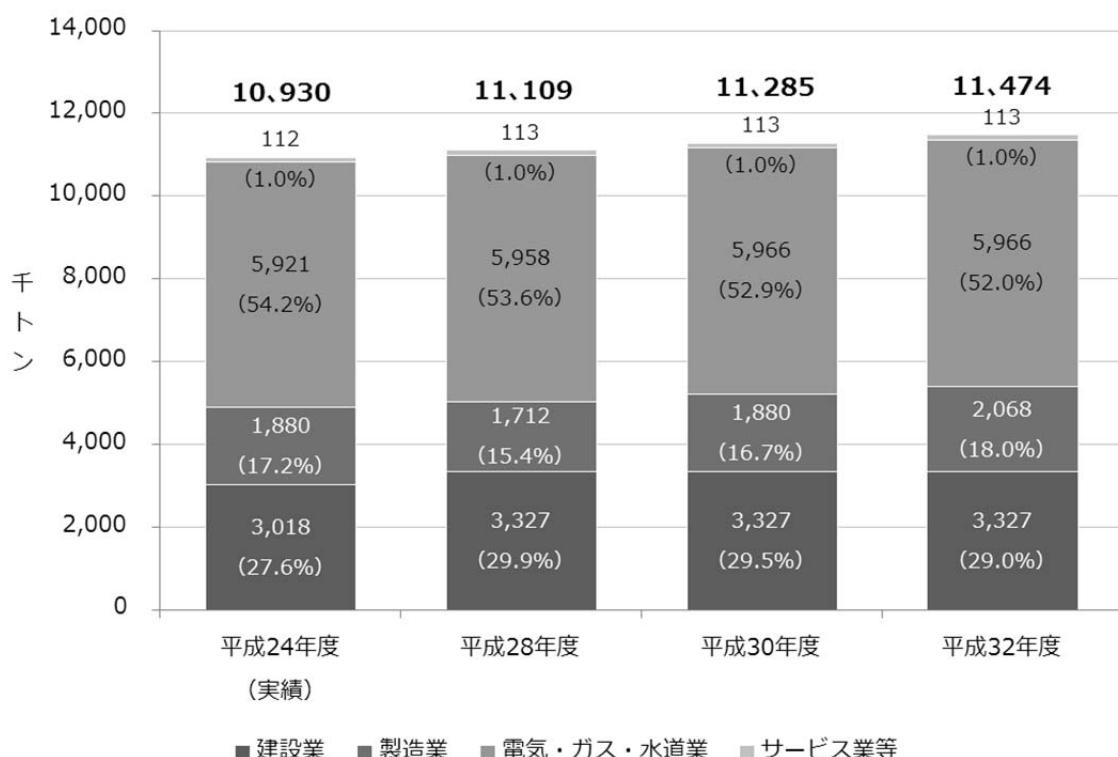


図18 産業廃棄物の業種別発生量の推移（ケース1）

ケース2における業種別の産業廃棄物発生量の予測を図19に示します。

平成24年度の発生量10,930千トンに対し、平成32年度の発生量は、10,538千トンと392千トン減少すると予測されました。

平成32年度では、建設業及び製造業の発生量が減少したことにより、全体の発生量が減少すると予測されました。

平成32年度の業種別発生量は、電気・ガス・水道業が最も多く5,966千トン、次いで建設業が2,993千トンで、この2業種が総発生量の8割を占めると予測されます。

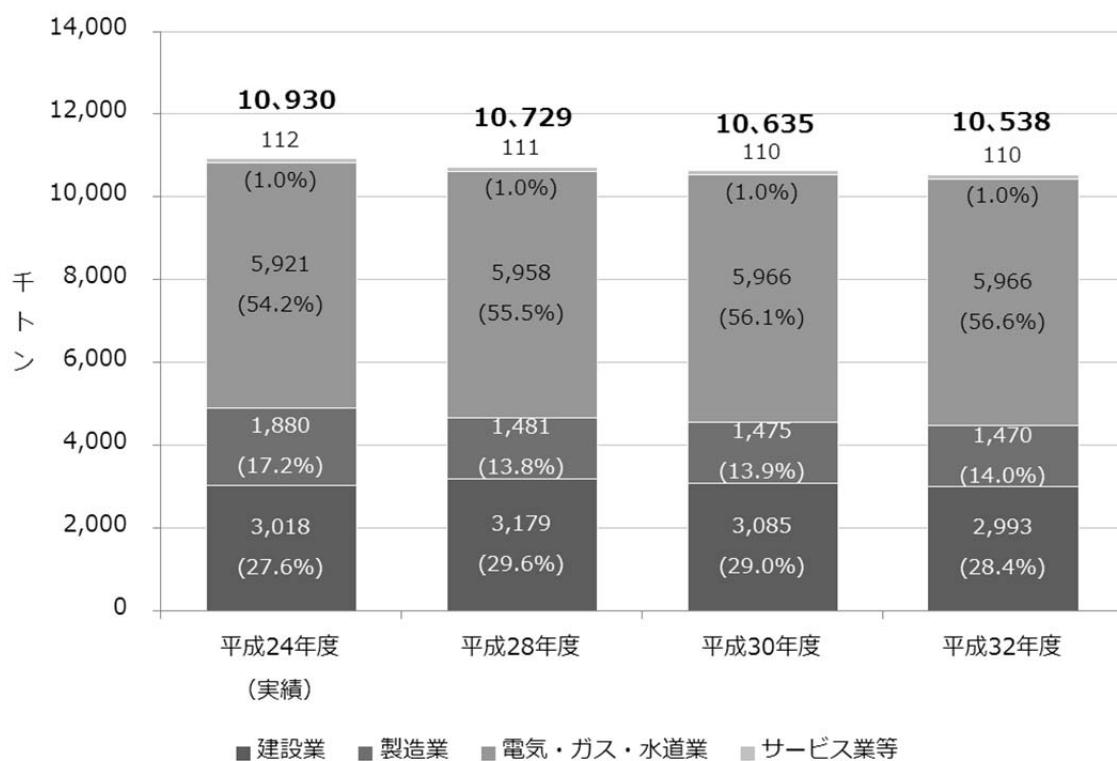


図19 産業廃棄物の業種別発生量の推移（ケース2）

種類別の産業廃棄物発生量予測

ケース1における平成32年度の種類別の産業廃棄物発生量の予測を図20に示します。汚泥が最も多く8,428千トン、次いでがれき類が1,948千トンであり、この2種類で総発生量の9割以上を占めるものと予測されます。

平成24年度との比較では、汚泥が247千トンの増加、がれき類が186千トンの増加、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが62千トンの増加で、総発生量で544千トン増加するものと予測される。

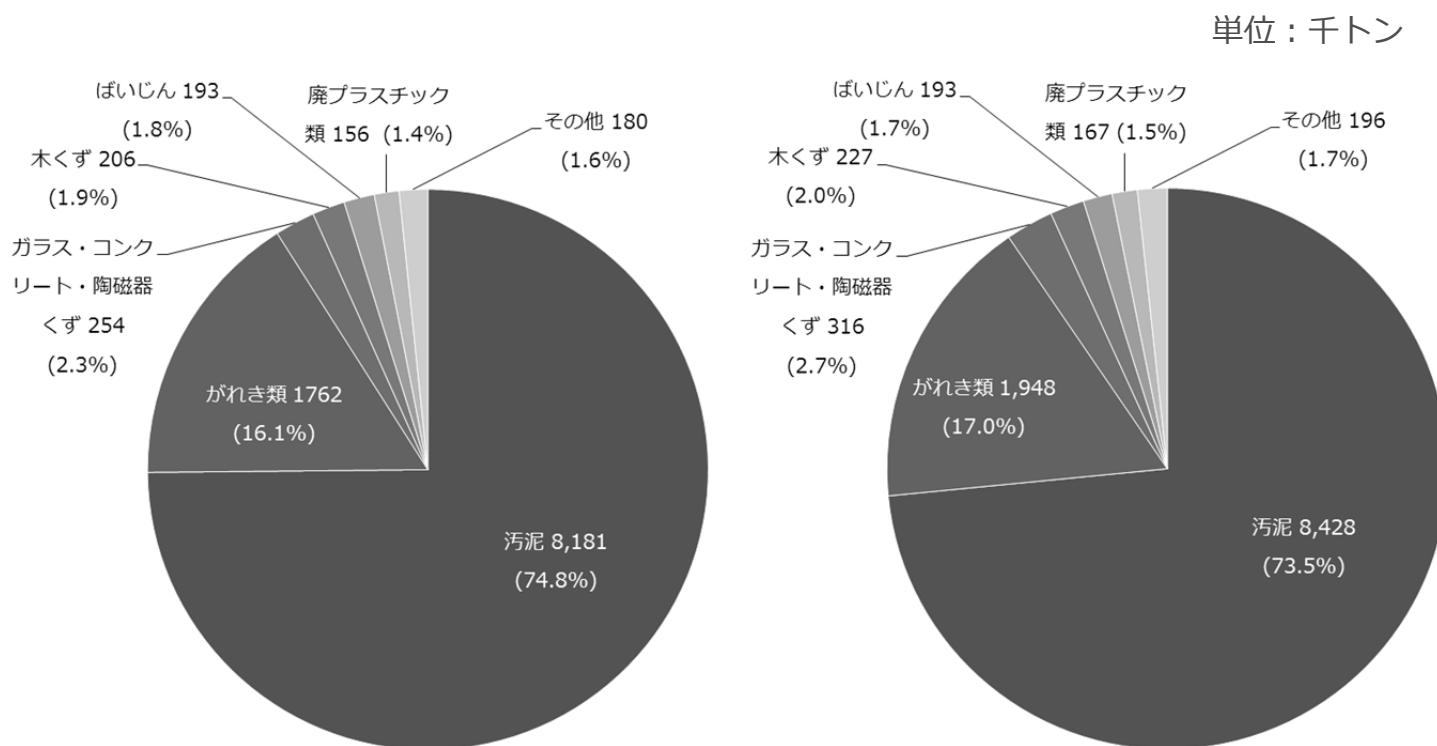


図20 種類別の産業廃棄物発生量予測
(左：平成24年度(実績) 右：平成32年度(ケース1))

ケース2における平成32年度の種類別の産業廃棄物発生量の予測を図21に示します。汚泥が最も多く7,832トン、次いでがれき類が1,748千トンで、この2種類が総発生量の9割以上を占めるものと予測されます。

平成24年度との比較では、汚泥が349千トンの減少、がれき類が14千トンの減少、総発生量で392千トン減少するものと予測されます。

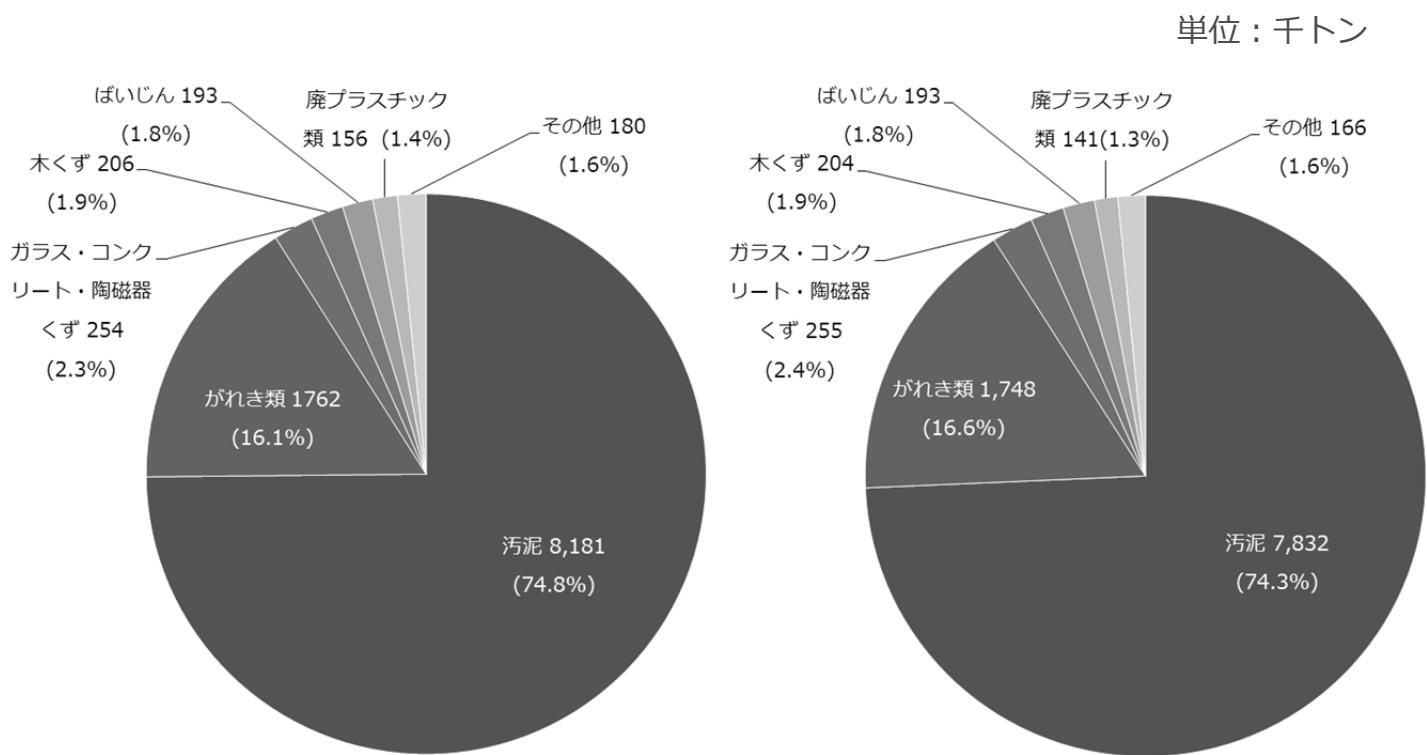


図21 種類別の産業廃棄物発生量予測
(左:平成24年度(実績) 右:平成32年度(ケース2))

6 第6次処理指導計画の取組状況

第6次処理指導計画の概要

第6次処理指導計画は、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、今後も①循環型社会を目指した3Rの取組の推進、②安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進及び③排出事業者、処理業者、行政及び市民の協働・連携の強化に取り組むことで、環境行動都市として、「持続可能な社会」を実現し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。

(基本理念) 環境行動都市として、持続可能な社会の実現

(計画目標) もっと進めよう3R

(具体的施策) 循環型社会を目指した取組の推進

発生抑制の推進

- ①多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導
- ②長寿命製品の利用促進
- ③海洋投入処分される産業廃棄物の削減指導

再使用の推進

- ①事業者内再使用の促進
- ②資源循環取引の活性化

再生利用の推進

- ①自動車リサイクル法の円滑な運営
- ②建設リサイクル法の円滑な運営
- ③リサイクル製品の利用・普及促進
- ④3R推進排出事業者・処理業者の支援策の検討
- ⑤リサイクル協力体制の推進
- ⑥公共事業等における再生利用推進
- ⑦バイオマス系循環資源の有効活用

(計画目標) 環境にやさしい処理で、今も未来も安全・安心

(具体的施策) 安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

有害廃棄物等の適正処理指導の徹底

- ①アスベスト廃棄物の適正処理指導の徹底
- ②P C B廃棄物の適正処理指導の推進
- ③感染性廃棄物の適正処理指導の徹底
- ④その他有害廃棄物等の適正処理の推進

不適正処理の未然防止

- ①排出事業者・処理業者への適正処理指導
- ②不法投棄・不適正処理の未然防止対策の検討・実施

適正処理を推進する仕組みづくりと普及促進

- ①産業廃棄物処理業者優良性の判断に係る評価制度の実施
- ②電子マニフェストの普及拡大
- ③小規模排出事業者の共同回収システムの整備

安全で環境負荷の少ない処理の推進

- ①公共関与による最終処分場の運営及び施設整備
- ②産業廃棄物の処理施設等の設置に係る指導の充実
- ③最終処分場・産業廃棄物処理施設周辺の環境モニタリングの充実

地球温暖化防止を考慮した廃棄物対策の推進

- ①産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策の推進
- ②サーマルリサイクル・処理施設の設置促進
- ③収集運搬車両から発生する温室効果ガスの発生抑制

緊急・災害時の廃棄物処理体制の整備

- ①災害時の解体廃棄物の処理体制の整備
- ②口蹄疫家畜伝染病発生時の処理体制の整備
- ③新型インフルエンザ等対策の処理体制の整備

(計画目標) みんなで考えよう、産業廃棄物のこと

(具体的施策) 排出事業者、処理業者、行政、市民の協働・連携の強化

排出事業者、処理業者、行政、市民の情報の共有化の推進

- ①市民に対する環境教育、環境学習、広報活動

分かりやすく効率的な廃棄物行政

- ①産業廃棄物に関する近隣自治体との連携の推進
- ②排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合の推進
- ③事業系廃棄物に対する一体的指導の推進
- ④産業廃棄物と一般廃棄物の両許可を有する処理施設、処理業者に対する適正処理指導の推進

数値目標の達成状況

【数値目標①】

市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について 10%削減を目指します。

表 7 発生量指標の推移

		A:発生量 (トン)	B:市内総生産 (百万円)	A/B:発生量指標 (トン/百万円)	削減
4 次 計 画	平成 13 年度	10,845,000	10,635,065	1.02	発生量 指標平均 1.03
	平成 14 年度	11,162,000	10,569,680	1.06	
	平成 15 年度	11,918,000	10,754,205	1.11	
	平成 16 年度	12,302,000	11,067,897	1.11	
	平成 17 年度	11,350,000	11,431,450	0.99	
5 次 計 画	平成 18 年度	11,746,000	11,900,269	0.99	▲12.6% ▲14.6% ▲10.7%
	平成 19 年度	11,282,000	12,260,233	0.92	
	平成 20 年度	10,777,000	12,028,888	0.90	
	平成 21 年度	10,119,000	11,525,408	0.88	
	平成 22 年度	10,782,000	11,728,660	0.92	
6 次 計 画	平成 23 年度	11,018,000	12,024,773	0.92	▲10.7%
	平成 24 年度	10,930,000	11,952,246	0.91	▲11.7%

【達成状況】

平成 24 年度の発生量指標は(0.91 トン/百万円)となっており、平成 13 年度から平成 19 年度までの発生量指標の平均値 1.03(トン/百万円)に対して、10%削減を達成しています。

【数値目標②】

産業廃棄物の3Rを推進し、平成27年度の再生利用率・減量化率の合計を93%以上に引き上げ、最終処分率を発生量の7%以下とすることを目指します。

表8 再生利用量、減量化及び最終処分量の推移

		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		千トン	%	千トン	%	千トン	%
合計		11,018	100	10,930	100	11,105	100
内訳	再生利用	2,880	26.1	2,919	26.7	2,884	26.0
	減量化	7,073	64.2	7,129	65.2	7,170	64.6
	最終処分	1,066	9.7	870	8.0	1,051	9.4

【達成状況】

平成25年度の最終処分率は9.4%となっていますが、平成26年度以降は海洋投入処分量の減少が予想され、計画最終年度の平成27年度には7%以下となる見込みです。

施策の取組状況

(1) 循環型社会を目指した取組の推進

ア 発生抑制の推進

①多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導

【取組状況】

- 報告書等の集計・分析結果を提供し、廃棄物の減量化・資源化等に向けた取組について支援しました。
- 多量排出事業者の計画書・報告書をホームページで公開しました。
- 多量排出事業者等への立入調査を実施し、3Rに関する自主的な取組のヒアリングを実施しました。
- 神奈川県及び4政令市共同で「廃棄物自主管理の手引き」の作成、「廃棄物自主管理事業説明会」を実施するとともに、優秀な取組については、事例として取り上げて説明会で紹介しました。
- 平成23年5月より電子申請による計画書・報告書の受付を開始しました。

表9 自主管理計画の提出報告書数

	提出書類	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		製造業等	建設業	製造業等	建設業	製造業等	建設業	製造業等	建設業
産業廃棄物	法定	80	144	86	135	82	151	81	158
	法定外	46	24	40	33	43	21	39	26
特別管理	法定	58	2	65	2	65	1	56	5
	法定外	28	8	27	7	29	8	27	6
計		212	178	218	177	219	181	203	195

②長寿命製品の利用促進

【取組状況】

- 長寿命製品認定制度の情報収集、他自治体の長寿命製品の利用促進に関する施策の実施状況等の調査を行いました。
- 事業者に配布する冊子（「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」）を使用して、長寿命製品の利用促進について周知しました。
- 公共建築物の劣化調査についての情報収集を行いました。

③海洋投入処分される産業廃棄物の削減指導

【取組状況】

- 赤泥が発生するアルミニウム精錬工場の海外移転に向けた脱水処理実験に対する指導を行いました。
- 横浜市の発注部局を対象とした「建設系産業廃棄物の適正処理に関する説明会」の中で、建設汚泥の自ら利用や再生利用個別指定の制度を紹介しました。
- 建設業者向けの講習会で建設汚泥の自ら利用等について周知しました。
- 建設業者に対して、建設汚泥の自ら利用、個別指定、3Rの取組状況等についてアンケートを実施し、建設汚泥の現状について把握しました。
- 建設汚泥の自ら利用は、「横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱」に基づき、5件実施されました。
- 建設汚泥の個別指定は、「横浜市建設汚泥の再生利用個別指定業の指定に係る要綱」に基づき1件の申請がありました。

表 10 海洋投入処分量（単位：千t）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
海洋投入処分量	759	588	710	350
内訳	赤泥	455	377	417
	建設汚泥	304	210	293

表 11 再生利用個別指定による建設汚泥の有効利用実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発生事業場数(所)	1	0	0	0
再生利用量(m ³)	24,613	0	0	0

表 12 「横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る要綱」に基づく
建設汚泥の有効利用実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発生事業場数	0	2	3	0
再生利用量(m ³)	0	5,797	1,246	0

【今後の課題】

- 建設業者に対して、多量排出事業者の報告書等の提出について周知が必要となります。
- 3 Rに関する情報の提供を充実させる必要があります。
- 3 Rに関する取組の推進には、事業者の事業形態にあわせた情報提供等が必要です。

イ 再使用の推進

①事業場内再使用の推進

【取組状況】

- 廃棄物自主管理事業説明会において事業者内再使用の取組事例について紹介を行いました。
- 事業者に配布する冊子（「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」）に事業者内再使用の具体的な事例を掲載し、周知を図りました。
- 他自治体の事業者内再使用に関する施策の実施状況についての調査を行いました。
- 横浜市役所内において、「再利用物品コーナー」の活用の周知が行われました。

②資源循環取引の活性化

【取組状況】

- 横浜市環境保全協議会が発行する会報誌「かんきょう横浜」に記事を掲載し、廃棄物交換システムの周知を図りました。
- 有効に再使用できる廃棄物を提供する事業者と利用する事業者を廃棄物交換システムに登録し、新規登録時の立入調査、審査の実施、年度ごとの報告徴収による取引実績の把握等を行いました。
- 廃棄物交換システムの活用拡大のために、交換実績の多い「おから」の利用実態について調査を行いました。

表 13 横浜市の廃棄物交換システム実績

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交換件数(件)		99	98	68	63
内 訳	市 内	56	59	39	38
	広 域	43	39	29	25
交換量(t)		2,342.24	1,896.69	2,061.89	1,319.53
内 訳	市 内	914.29	1,241.03	1,259.23	741.15
	広 域	1,427.95	655.66	802.66	578.38

【今後の課題】

- 3Rに関する情報の提供を充実させる必要があります。
- 3Rに関する取組の推進には、事業者の事業形態にあわせた情報提供等が必要です。

ウ 再生利用の推進

①自動車リサイクル法の円滑な運営

【取組状況】

- 使用済自動車の引取業及びフロン類回収業に係る登録受付、使用済自動車の解体業及び破碎業に係る許可申請の審査を適正に行いました。
- 適正な処理及びリサイクルのために立入調査等を実施しました。
- 電子マニフェスト（移動報告）制度による無報告情報に基づき、是正指導を実施しました。

表 14 自動車リサイクル法に基づく立入調査件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
解体業者	60	33	65	15
破碎業者	16	12	19	3
その他（苦情等）	5	13	4	2
合計	81	58	88	20

【今後の課題】

- 自動車リサイクル法に基づく引取業や解体業などの登録、許可制度の運用や立入調査による指導を継続することが必要です。

②建設リサイクル法の円滑な運営

【取組状況】

- 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、届出受付時の適正な指導の実施及び審議票による内容確認を実施しました。
- 適正な分別解体等及びリサイクルが実施されるように年2回の一斉パトロール及び週2回の定例パトロールを実施しました。

表 15 建設リサイクル法等の届出件数とパトロール件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
建設リサイクル法 届出件数	7,751	8,660	8,863	8,141
解体工事届出件数	4,963	5,712	5,903	5,187
アスベスト廃棄物有り	1,377	1,723	1,995	1,844
解体要綱届出件数	1,461	1,564	1,643	1,354
アスベスト廃棄物有り	208	280	342	301
パトロール件数	443	426	406	413

【今後の課題】

- 建築物の老朽化等により解体工事の増加が予想されることから、不適正工事の抑制と特定建設資材の分別解体・リサイクルを推進するために、現場指導の更なる徹底と建設リサイクル法等の制度周知が必要です。

③リサイクル製品の利用・普及促進

④3R推進排出事業者・処理業者の支援策の検討

⑤リサイクル協力体制の推進

【取組状況】

- 廃棄物の種類ごとのリサイクル事例や他自治体のリサイクル認定制度について調査しました。
- 事業者に配布する冊子（「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」）にリサイクル製品等のデータベースサイト等の案内を掲載し、リサイクル製品の周知を図りました。
- リーフレット「さんはいってなーに？」を改訂し、区民まつり等で配布し、市民に対してリサイクル製品の利用を呼びかけました。
- 横浜市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づき、非該当を除く全ての製品でグリーン購入を実施しました。
- 排出事業者の顕彰や経済的インセンティブ制度の参考とするために、他自治体の事業所認定制度の取組事例について調査を実施しました。
- 排出事業者の顕彰については、一般廃棄物対策課が実施する「3R活動優良事業所」との共同制度について検討しました。
- 処理業者については、法定の優良認定制度を推進するために「優良産業廃棄物処理業者認定制度の手引き」を作成しました。
- 優良認定を受けた処理業者を横浜市のホームページで公表し、PRを行いました。
- 廃棄物処理対策セミナーでの講演や神奈川県産業廃棄物協会の理事会出席、神奈川県産業廃棄物協会主催の処理業者を対象とした地区セミナーで行政指導に関する講演を実施し、本市のリサイクル推進も含めた産業廃棄物行政についての情報提供をしました。

【今後の課題】

- 3Rに関する情報の提供を充実させる必要があります。
- 排出事業者、処理業者に法定の優良認定制度を周知する必要があります。

⑥公共事業等における再生利用推進

【取組状況】

- 排出事業者による建設汚泥及びコンクリート廃材の自ら利用について、発注者、排出事業者向けの説明会を通じて周知しました。
- 「横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱」に基づき、計画書・報告書の提出等について指導しました。
- 建設業者に対して、個別指定についてアンケートを実施しました。
- 建設発生木材等の再資源化等については、本市発注局への建設系廃棄物の適正処理に関する説明会及びホームページで周知しました。
- 「横浜市木くずの再資源化に関する事務取扱要領」に基づく木くずの再資源化施設の登録・更新事務及び実績報告の徴収により実態を把握しました。

表 16 自ら利用の実績件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
建設汚泥	0	2	3	0
コンクリート廃材	2	5	8	6

表 17 木くずの再資源化施設登録数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規登録数	1	0	0	0
更新登録数	1	3	2	3
累計	5	5	5	5
実績報告書件数	5	5	5	5

【今後の課題】

- 建設工事から発生する廃棄物について、個別指定制度及び自ら利用により、再生利用を促進する必要があります。
- 木くずのリサイクル状況を維持する必要があります。

⑦バイオマス系循環資源の有効活用

【取組状況】

- 事業者に配布する冊子（「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」）を使ってバイオマス系循環資源の有効活用について周知しました。
- 横浜市環境保全協議会が発行する会報誌「かんきょう横浜」に記事を掲載し、廃棄物交換システムの周知を図りました。
- 廃棄物交換システムで交換実績の多い「おから」の利用実態について調査を行いました。

【今後の課題】

- バイオマス系循環資源の有効活用を含む3Rに関する情報の提供を充実させる必要があります。

(2) 安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

ア 有害廃棄物等の適正処理指導の徹底

①アスベスト廃棄物の適正処理指導の徹底

【取組状況】

- 廃石綿等を排出する建設工事を対象に届出書、報告書の徴収を行いました。
- 建設工事現場への立入調査を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導しました。
- 再生碎石へのアスベスト廃棄物の混入を防止するため、処理業者への立入指導を実施しました。
- 本市発注部局への建設系廃棄物の適正処理に関する説明会でアスベスト廃棄物の適正処理について周知しました。
- 建設工事現場への立入時に試料採取し、アスベスト分析を実施しました。

表 18 適正処理指導等の取組み実績

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
立入調査、 パトロール、説明会	アスベスト立入の実施	34	36	37	32
	建設合同パトロールの実施	157	159	134	124
	発注局説明会	5/18 に発注局説明会を実施	6/8 に発注局説明会を実施	5/31 に発注局説明会を実施	5/29 に発注局説明会を実施
	再生碎石の処理業者への立入指導の実施	37	36	41	33
分析確認	アスベスト分析の実施	5	5	5	5

【今後の課題】

- 排出事業者、処理業者に対してアスベスト廃棄物の適正処理に関する徹底した指導を継続する必要があります。

② PCB 廃棄物の適正処理指導の推進

【取組状況】

- PCB 特措法に基づく、届出書提出の周知を実施しました。
- PCB を保管する事業場への立入調査を平成 24 年度 31 件、平成 25 年度 153 件実施しました。
- PCB 廃棄物保管事業者への無害化処理認定施設の設置状況の周知を実施しました。

表 19 PCB 特措法の届出状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保管事業場数		1,349	1,344	1,350	1,357
保管 機器等	トランス(台)	684	665	613	243
	コンデンサ(台)	30,170	32,442	32,295	21,337
	液状物(kg)	7,419,309	7,369,614	7,007,722	6,847,549
	安定器(個)	160,114	157,811	160,042	162,787

表 20 PCB 廃棄物の処理状況

		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)
JESCO 搬入処理者数		54	54	20
処理物	トランス	38	5	12
	コンデンサ	143	89	468
低濃度 PCB 処理者数		4	11	24
処理物	トランス	2	19	129
	コンデンサ	3	3	30

【今後の課題】

- 届出がされていないP C B廃棄物について保管状況等の実態を調査し、届出の提出及び期間内に処理を行うこと等を指導する必要があります。
- P C B廃棄物の保管事業者への無害化処理認定施設の設置状況を周知する必要があります。

③感染性廃棄物の適正処理指導の徹底

④その他有害廃棄物等の適正処理の推進

【取組状況】

- 定期的に病院への立入調査を実施しました。
- 横浜市医師会、横浜市獣医師会、横浜市歯科医師会、横浜市病院協会を通じて、廃棄物処理法に関する情報提供を実施しました。
- 有害廃棄物等を排出する事業場等への立入調査及び説明会による適正処理指導を実施しました。
- 立入調査時に産業廃棄物の採取を行い、分析調査を実施しました。

表 21 特別管理産業廃棄物排出事業場の立入件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
病院、診療所関係	48	46	44	38
ダイオキシン類等 試料採取	10	9	6	6

表 22 産業廃棄物の分析検体数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
溶出試験	38	37	23	19
含有量試験	30	29	8	4
合計	68	66	31	23
基準超過検体数	11	9	5	3

【今後の課題】

- 感染性廃棄物が多量に発生する病院に対しては、定期的な立入調査が必要です。
- ダイオキシン類等の有害廃棄物等を排出する事業場等への立入調査や説明会を継続していくことが必要です。

イ 不適正処理の未然防止

①排出事業者・処理業者への適正処理指導

【取組状況】

(排出事業者への適正処理指導)

- 排出事業者に対して立入調査を実施しました。
- 業界団体等からの講師派遣依頼の情報を一般廃棄物対策課と共有し、合同で説明会を実施しました。
- 産業廃棄物事業場外保管届出書等の提出について指導を実施しました。
- 事業場外保管場所への立入調査を実施し、産業廃棄物の保管基準等について指導しました。

表 23 排出事業者に対する立入調査件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
立入調査件数	610	579	420	436

表 24 排出事業者に対する説明会開催数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
説明会	9	6	11	9
一般廃棄物対策課と合同	1	1	3	3

表 25 産業廃棄物事業場外保管届書等の受付数及び立入調査件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業場外保管届出書等の受付数	33	10	8	12
	新規 29 廃止 4	新規 4 廃止 6	新規 5 変更 1 廃止 2	新規 6 廃止 6
保管場所の立入調査件数	70	44	54	51

(処理業者への適正処理指導)

- 「産業廃棄物処理業者等に係る行政処分基準」を平成 23 年 12 月に改正し、処分基準に基づき行政処分を実施しました。
- 産業廃棄物処理施設に対しては、施設設置者への許可申請指導、中間処理施設や埋立処分場への立入指導を実施しました。
- 産業廃棄物処理業許可の審査、定期的な立入調査を通じて処理業者への指導内容の充実を図りました。

表 26 産業廃棄物処理業許可決定件数

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管
収集運搬業	107	9	77	8	59	12	78	7
処分業	35	5	23	3	28	8	33	1
合計		156		111		107		119

表 27 処理業者への立入調査件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
処理業者への立入調査	322	434	394	314

表 28 産業廃棄物処理施設に関する審査・維持管理状況等の立入件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
中間処理施設	286	276	335	299
埋立処分場	138	159	132	165
合計	424	435	467	464

表 29 行政処分の件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
許可の取消し	5	6	4	2
事業停止命令	1	0	0	1
使用停止命令	0	0	0	0
改善命令 (処理業者)	2	0	0	1
改善命令 (排出事業者)	0	1	2	0
措置命令	0	0	0	0
計	8	7	6	4

【今後の課題】

- 廃棄物の適正処理指導や説明会の継続が必要です。
- 解体工事業者等が事業場の外で行う過剰保管に対する指導の充実が必要です。
- 引き続き、繰り返し指導の対象となる処理業者については、「産業廃棄物処理業者等に係る行政処分基準」に基づく厳正な対応が必要です。
- 引き続き、産業廃棄物処理施設等に対して立入り、適正処理の指導を行い、不適正処理を未然に防ぐことが必要です。
- 引き続き、埋立処分を行おうとする産業廃棄物の性状の確認を行い、不適正処理を未然に防ぐことが必要です。

②不法投棄・不適正処理の未然防止対策の検討・実施

【取組状況】

- 不法投棄・不適正処理案件については2班体制で対応するとともに、各区の収集事務所と連携し、指導を実施しました。
- 相談窓口担当者に対して研修を実施しました。
- 改善されない継続監視事業場への立入指導を実施しました。
- 継続監視事業場に関しては、G I Sを活用して見える化したことで、業務の効率化を図りました。
- 市民からの通報に係る不適正処理業者への迅速な対応を継続的に実施しました。
- 「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム30)」に毎年参加しました。

表 30 苦情内容の内訳

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
苦情内容	屋外焼却	10	11	7
	不法投棄	18	35	65
	過剰保管	18	47	22
	悪臭・ほこり	17	33	11
	騒音	6	8	8
	その他	15	36	83
	合計	84	170	196
				91

【今後の課題】

- 各区の収集事務所との連携を継続する必要があります。
- 不適正処理業者への迅速な対応を継続する必要があります。

ウ 適正処理を推進する仕組みづくりと普及促進

①産業廃棄物処理業者優良性の判断に係る評価制度の実施

【取組状況】

- 優良認定制度の運用に関しては、事務処理要綱を制定しました。
- 優良認定制度の周知にあたっては、ホームページ、神奈川県産業廃棄物協会主催セミナーや広報紙(かんきょう横浜)等での周知を実施しました。

表 31 優良産業廃棄物処理業者の認定件数

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
産廃	収集運搬業	3	2	2	1
	処分業	4	4	5	2
特管	収集運搬業	3	2	2	2
	処分業	0	3	2	0
合計		10	11	11	5

表 32 処理事業者数及び優良認定業者数

	総数	優良認定業者数
収集運搬業者	873	10
処分業者	126	13

【今後の課題】

- 優良認定制度の更なるPRが必要です。

②電子マニフェストの普及拡大

③小規模排出事業者の共同回収システムの整備

【取組状況】

- 電子マニフェストの加入を促す排出事業者の業種について検討しました。
- 自動車販売店への加入を促すために、神奈川県自動車販売店協会を通じてチラシを会員に配布しました。
- 電子マニフェストの導入説明会を開催しました。
- 立入調査の際に、加入状況を確認するとともに、電子マニフェストのメリットを説明して加入を促しました。
- 庁内の一部署で電子マニフェストの利用を開始しました。
- 小規模排出事業者の共同回収システムの文献調査及び他自治体での実施状況等を調査し、制度化の実現可能性について検討しました。

【今後の課題】

- 電子マニフェストの説明会等の普及啓発を継続する必要があります。
- 庁内での電子マニフェストの利用を更に進めていく必要があります。

工 安全で環境負荷の少ない処理の推進

- ①公共関与による最終処分場の運営及び施設整備
- ②産業廃棄物処理施設等の設置に係る指導の充実
- ③最終処分場・産業廃棄物処理施設周辺の環境モニタリングの充実

【取組状況】

- 公共関与による最終処分場の運営及び施設整備に関しては、受入上限の変更を実施しました。
- 届出書で南本牧最終処分場(第2ブロック)に係る安定型産業廃棄物等の受入量の上限を確認しました。
- 新規処分場(第5ブロック)の設置の進捗状況等について情報を収集しました。
- 市内の産業廃棄物中間処理施設等の設置又は変更等を計画している事業者に対し、廃棄物処理法及び「横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱」に基づく指導を実施しました。
- 市内の産業廃棄物中間処理施設等の設置又は変更等を計画している事業者に対し、関係局との連携を密に行い、他法令に基づく手続き等も行うよう指導を実施しました。
- 事業者に対し、法で規定されている測定項目、頻度で環境モニタリングを行うよう指導しました。
- 最終処分場の放流水や周縁地下水等を採取し、重金属等の分析を実施しました。

表 33 南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋立事業の概要

項目	概要				
処分場の種類	管理型処分場				
埋立面積	16.4ha				
廃棄物計画 受入量	400 万m ³ (年間受入量 約 84 千m ³)	内 訳	一般 廃棄物	不燃物	23 千m ³ /年
				資源化不適物	17 千m ³ /年
				溶融飛灰固化 物	4 千m ³ /年
				計	44 千m ³ /年
			産業 廃棄物	安定型	20 千m ³ /年
				管理型	20 千m ³ /年
				計	40 千m ³ /年
			合 計		84 千m ³ /年
廃棄物受入期	埋立開始から概ね 50 年				

表 34 南本牧ふ頭第2ブロック廃棄物最終処分場の受入上限

項目	上限
安定型産業廃棄物	200 t /年・社
石綿含有産業廃棄物	100 t /年・社
石膏ボード	50 t /年・社
管理型産業廃棄物 (ただし、工事から発生する汚泥及び鉛さい)	上限なし (100 t /年・社)

表 35 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置等許可件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置許可	3	10	6	3
変更許可	2	4	4	4
借受譲受許可	0	0	3	1
合併分割認可	3	5	1	0
合計	8	19	14	8

表 36 横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する要綱に基づく指導件数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業計画書件数	17 (0)	39 (1)	54 (2)	38 (3)

()は建築基準法に基づく都市計画審議会の審議が必要な計画書の件数

表 37 最終処分場の環境モニタリング実施件数と検体数等

対象・採取物 (主な項目)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象最終処分場件数	4	4	4	4
採取検体数	排水等 (項目:重金属等)	151	148	165
	地下水等 (項目:重金属等)	253	227	208
	ダイオキシン類	38	39	37
	ガス (項目:メタン等)	31	36	37

【今後の課題】

- 産業廃棄物処理施設等の設置に係る指導の充実に関しては、設置時のみではなく、供用後も同様に関係部局と連携し、適切な運用を行っていくよう指導していく必要があります。
- 埋立中又は埋立終了後の最終処分場を適正に維持管理するため、今後も浸出液、放流水、周縁地下水の水質検査及び処分場湧出ガスの検査等の環境モニタリングが必要です。
- 廃止後の最終処分場を適正に維持管理するため、今後も跡地利用に際しては放流水、周縁地下水の水質検査及び処分場湧出ガスの検査等の環境モニタリングが必要です。

オ 地球温暖化防止を考慮した廃棄物対策の推進

- ①産業廃棄物処理に係る地球温暖化防止対策の推進**
- ②サーマルリサイクル・処理施設の設置促進**
- ③収集運搬車両から発生する温室効果ガスの発生抑制**

【取組状況】

- 事業者に配布する冊子にサーマルリサイクル・処理施設の設置促進について周知しました。
- 処理業者に対して、廃棄物熱回収施設設置者認定制度について周知しました。
- 収集運搬業者に対し、環境創造局の「低公害車への代替補助事業」について周知しました。

【今後の課題】

- 排出事業者に対して、廃棄物熱回収施設設置者の認定を受けた者を周知し、廃棄物熱回収施設の利用促進が必要です。

力 緊急・災害時の廃棄物処理体制の整備

- ①災害時の解体廃棄物の処理体制の整備
- ②口蹄疫家畜伝染病発生時の処理体制の整備
- ③新型インフルエンザ等対策の処理体制の整備

【取組状況】

- 災害廃棄物の処理手順等を整理し、資源循環局防災マニュアル内に取りまとめました。
- 災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に進めるために資料、雛型、様式等を作成しました。
- 一般社団法人横浜建設業協会と地震等の大規模災害により被災した家屋等の解体・撤去の協力に関する協定を締結しました。
- 口蹄疫家畜伝染病発生時の処理体制の整備に関しては、平成26年度に「横浜市緊急事態等対処計画」が策定されました。また、処理業者に対しては受入体制の確認をし、神奈川県と口蹄疫家畜伝染病発生時の対応について協議を行いました。
- 新型インフルエンザ等対策の処理体制の整備に関しては、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、平成25年度に「横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針」、「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されました。
- 処理業者に対しては受入体制を確認し、神奈川県と新型インフルエンザ等発生時の対応について協議を行いました。

【今後の課題】

- 災害時の解体廃棄物の処理体制の整備を更に推進していく必要があります。
- 庁内外の関係機関と連携し、災害時の解体廃棄物の処理体制を充実させていく必要があります。

(3) 排出事業者、処理業者、行政、市民の協働・連携の強化

ア 排出事業者、処理業者、行政、市民の情報の共有化の推進

①市民に対する環境教育、環境学習、広報活動

【取組状況】

- 区民まつりにてパンフレット「さんばいってなーに？」を配布しました。
- 産業廃棄物処理施設の現場見学会の受入可能な業者の検討を行いました。

表 38 区民まつりで配布したパンフレット数(単位:部)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
部数	410	540	540	540

【今後の課題】

- 産業廃棄物廃棄物に関する情報提供の充実が必要です。

イ 分かりやすく効率的な廃棄物行政

- ①産業廃棄物に関する近隣自治体との連携の推進
- ②排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合の推進
- ③事業系廃棄物に対する一体的指導の推進
- ④産業廃棄物と一般廃棄物の両許可を有する処理施設、処理業者に対する適正処理指導の推進

【取組状況】

- 産業廃棄物に関する近隣自治体との会議に参加し、情報交換を行いました。
- 産業廃棄物対策課と一般廃棄物対策課の両課に係る案件について情報共有を図り、合同立入調査を実施しました。
- 一般廃棄物対策課の配布リーフレット(事業系ごみ ごみと資源物の分け方)に産業廃棄物の処理について記載し、共通の冊子としました。
- 処理業者に対する適正処理指導に関して、産業廃棄物対策課と一般廃棄物対策課で情報共有を行い、合同立入調査を実施しました。

【今後の課題】

- 産業廃棄物に関する他自治体との連携を深めるため、近隣自治体、大都市間での情報交換を継続していくことが必要です。
- 一般廃棄物対策課と連携して実施している指導を継続する必要があります。

7 数値目標の考え方

第三次循環型社会形成推進基本計画の最終処分量（目標）の予測方法を参考にし、平成 32 年度の最終処分率の目標値を設定しました。

最終処分量（目標）の予測方法

- 平成 32 年度(ケース 1)における業種別、産業廃棄物の種類別の最終処分量を予測する。
- 施策により、業種別、産業廃棄物の種類別の「最終処分量」の 2 割が「再生利用量」に回ると設定する。
- 「最終処分率」が 5 %以下の産業廃棄物については、これ以上の「再生利用」は困難として、現状維持とする。

表 39 平成 32 年度における業種別の最終処分量の予測と目標

(単位：千トン)

業種	最終処分量 (H32 予測)	最終処分量 (H32 目標)
建設業（内訳は表 40 参照）	427.26	351.26
製造業（内訳は表 41 参照）	112.46	90.92
電気・ガス・水道業（内訳は表 42 参照）	20.96	20.81
サービス業等（内訳は表 43 参照）	17.31	13.86
合計	577.99	476.85

- 平成 32 年度(ケース 1)における発生量 11,474(千トン)を用いて最終処分率の目標値を計算する。

$$11,474 \text{ (千トン)} \div 476.85 \text{ (千トン)} = 4.1559\cdots (\%)$$

数値を切り下げた 4 %を最終処分率の目標としました。

表 40 建設業における産業廃棄物の種類別の最終処分量の目標

(単位 : 千トン)

産業廃棄物 の種類	最終処分量 (H32 予測)	最終処分率 (H32 予測)	最終処分量 (H32 目標)
燃え殻	—	—	—
汚泥	353.2	37.5%	282.56
廃油	0.03	100.0%	0.02
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
廃プラスチック類	1.69	10.1%	1.35
紙くず	2.23	11.7%	1.79
木くず	2.69	1.2%	2.69
繊維くず	0.04	1.0%	0.04
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	0.01	100.0%	0.01
金属くず	0.62	3.2%	0.62
ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず	22.53	12.8%	18.02
鉱さい	0.10	100.0%	0.08
がれき類	43.90	2.3%	43.90
ばいじん	—	—	—
混合廃棄物	0.22	18.4%	0.18
合計	427.26	—	351.26

表 41 製造業における産業廃棄物の種類別の最終処分量の目標

(単位:千トン)

産業廃棄物 の種類	最終処分量 (H32 予測)	最終処分率 (%) (H32 予測)	最終処分量 (H32 目標)
燃え殻	0.18	73.40%	0.14
汚泥	102.10	5.90%	81.68
廃油	0	0%	0
廃酸	0.26	9.60%	0.21
廃アルカリ	0.14	0.80%	0.14
廃プラスチック類	3.28	4.30%	3.28
紙くず	0.01	0.20%	0.01
木くず	0.03	1.50%	0.03
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	2.41	22.50%	1.93
ゴムくず	0	0%	0
金属くず	1.02	3.60%	1.02
ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず	0.28	0.20%	0.28
鉱さい	0.12	5.30%	0.09
がれき類	2.64	11.20%	2.11
ばいじん	0.005	0.50%	0.005
混合廃棄物	0.003	8.20%	0.0026
合計	112.46	—	90.92

表 42 電気・ガス・水道業における産業廃棄物の種類別の最終処分量の目標

(単位:千トン)

産業廃棄物 の種類	最終処分量 (H32 予測)	最終処分率 (%) (H32 予測)	最終処分量 (H32 目標)
燃え殻	0.09	0.30%	0.09
汚泥	20.10	0.35%	20.10
廃油	0	0%	0
廃酸	0.001	10.00%	0.00
廃アルカリ	0.07	9.40%	0.05
廃プラスチック類	0.08	15.50%	0.06
紙くず	—	—	—
木くず	0	0%	0
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	0	0%	0
金属くず	0.01	1.30%	0.01
ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず	0.01	10.50%	0.01
鉱さい	0.24	5.70%	0.19
がれき類	0.36	59.90%	0.29
ばいじん	0	0%	0
混合廃棄物	0.01	29.20%	0.01
合計	20.96	—	20.81

表 43 サービス業等における産業廃棄物の種類別の最終処分量の目標

(単位:千トン)

産業廃棄物 の種類	最終処分量 (H32 予測)	最終処分率 (%) (H32 予測)	最終処分量 (H32 目標)
燃え殻	0	0%	0
汚泥	0.06	0.60%	0.06
廃油	0	0%	0
廃酸	0.005	0.40%	0.005
廃アルカリ	0.08	7.20%	0.06
廃プラスチック類	8.87	12.10%	7.10
紙くず	0	0%	0
木くず	0.06	12.10%	0.05
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	0.01	37.10%	0.01
ゴムくず	0.003	28.00%	0.002
金属くず	6.62	28.30%	5.30
ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず	1.08	63.50%	0.86
鉱さい	0.003	28.00%	0.002
がれき類	0.51	84.30%	0.40
ばいじん	—	—	—
混合廃棄物	0.006	61.80%	0.005
合計	17.31	—	13.86

8 用語集

ア 行

◆アスベスト

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物の総称です。耐熱性、絶縁性等に優れ、大部分が建材で使用されています。アスベスト纖維を吸収すると、15～50 年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫などの病気を発症するおそれがあります。

石綿含有製品が廃棄物となったものについては、飛散性の有無から、「廃石綿等（飛散性アスベスト）」、「石綿含有廃棄物（非飛散性アスベスト）」に分類され、廃棄物処理法上の取扱いが異なります。

◆石綿（イシワタ）

→アスベスト参照

◆一般廃棄物（イッパンハイキブツ）

産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭から出るごみ、事業場、商店等から出る紙くず、こん包に使用したダンボール、飲食店、食堂から出る残飯、厨芥類、卸小売業から出る野菜くず、魚介類などをいいます。

◆埋立処分（ウメタテショブン）

自然界の代謝機能を利用し、安定化・減容化させる目的で生活環境の保全上支障が生じないよう、一定の場所で廃棄物を適切に埋め立てることをいいます。

廃棄物処理法によって遮断型処分場、安定型処分場及び管理型処分場の三つに分類されます。

力 行

◆海洋投入処分（カイヨウトウニユウショブン）

陸上で発生した廃棄物、港湾等のしゅんせつ工事によって生じた水底土砂、不要となった海洋施設（海底油田・ガス田のためのプラットフォーム等）を、一定海域において投入処分することをいいます。

◆拡大生産者責任（カクダイセイサンシャセキニン）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階までを責任を負うという考え方のことです。具体的には生産者が使用済み製品を回収、リサイクル又は廃棄し、その費用も負担することです。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、循環型社会形成推進基本法にもこの考え方を取り入れられています。

◆仮置場（カリオキバ）

大規模災害が発生した場合、廃棄物処理施設の処理能力を上回る廃棄物が発生することから、道路啓開、復旧等の空間確保を図る際に生じた処理しきれない廃棄物を一時的に保管する場所をいいます。

◆感染性廃棄物（カンセンセイハイキブツ）

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

◆グリーン購入（グリーンコウニユウ）

商品やサービスを購入する際、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指します。日本では、グリーン購入の取組を促進するために、グリーン購入ネットワーク（GPN）が設立され、2001年には国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定されました。

◆建設汚泥（ケンセツオディ）

建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細なものをいいます。建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200kN/m^2 以下又は一軸圧縮強さがおおむね 50kN/m^2 以下となります。

◆建設リサイクル法（ケンセツリサイクルホウ）

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材）の分別解体等及び再資源化等を促進し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的とした法律です。

◆減量化（ゲンリョウカ）

廃棄物を脱水や焼却など中間処理することにより、廃棄物の量を減少させることをいいます。

サ 行

◆サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収し、発電や余熱利用することです。

◆最終処分業者（サイシュウショブンギョウシャ）

埋立処分又は海洋投入処分を業として行う者をいいます。

◆再生利用指定制度（サイセイリヨウシティセイド）

廃棄物処理法により定められた制度であり、再生利用されることが確実な廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするもので、廃棄物の再生利用を容易にするための制度です。

指定には個別指定と一般指定があります。個別指定とは指定を受けようとする者の申請により、都道府県知事等が審査し指定するもので、廃棄物の種類を特定した上で、収集若しくは運搬又は処分を行うものを指定するものです。一般指定とは、都道府県知事等が再生利用に係る廃棄物を特定した上で、当該廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定するものです。

◆産業廃棄物（サンギョウハイキブツ）

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類のもののほか、輸入された廃棄物をいいます。ここでいう事業活動には製造業や建設業のほか、オフィス、商店等の商業活動や上下水道、学校等の公共事業も含まれます。

◆産業廃棄物管理票（サンギョウハイキブツカンリヒョウ）

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物の種類及び数量、運搬業者名、処分業者名などを記載した帳票を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことです。産業廃棄物管理票はマニフェストともいいます。

◆資源化（シゲンカ）

廃棄物を原材料や燃料などの資源として有効利用することをいいます。基本的に、再生利用と同じ意味で用いています。

◆自動車リサイクル法（ジドウシャリサイクルホウ）

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、自動車メーカーを含めた自動車のリサイクルに携わる関係者の役割分担のもと、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行います。

◆収集運搬業者（シュウシュウウンパンギョウシャ）

車両などにより廃棄物をとり集め、中間処理施設などまで運ぶことを業として行う者で、廃棄物処理法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者をいいます。

◆処分業者（ショブンギョウシャ）

中間処理業者及び最終処分業者を総称していいます。

◆3 R（スリーアール）

発生抑制（Reduce（リデュース））、再使用（Reuse（リユース））、再生利用（Recycle（リサイクル））のことで、発生抑制とは、製造工程あるいは原料などの見直しや長寿命製品の利用等により、事業場内で廃棄物の発生そのものを抑制すること、再使用とは、製品や部品の一部として繰り返し使用すること、再生利用とは、廃棄物を加工して原材料や燃料などの資源として有効利用することをいいます。

◆赤泥（セキディ）

アルミナ（酸化アルミニウム）の製造工程において、ボーキサイトに苛性ソーダを加えた際の残さ物として発生します。赤泥の主成分は酸化鉄(III)で廃アルカリと汚泥の混合物として扱われます。

タ 行

◆ダイオキシン類（ダイオキシンルイ）

化学物質の中で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼びます。強い毒性があり、人体に悪影響を及ぼすといわれており、塩素を含んだ廃棄物等を低温で燃やすか、完全燃焼しない場合に発生します。

◆多量排出事業者（タリヨウハイシュツジギョウシャ）

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上）である事業場を設置している事業者をいいます。多量排出事業者は（特別管理）産業廃棄物処理計画等を毎年 6 月 30 日までに、都道府県知事等に提出することになっています。

◆中間処理業者（チュウカンショリギョウシャ）

廃棄物に破碎、脱水、中和、焼却などの処理を行うことによって、減量化、減容化、無害化、安定化することを業として行う者で、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有する者をいいます。

◆電子マニフェスト（デンシマニフェスト）

電子マニフェストは、紙製のマニフェストに代えて、ネットワーク上で、電子データによってやりとりするものです。排出事業者、処理業者における情報管理が合理化されることに加え、偽造がしにくいため、都道府県等の廃棄物処理の監視業務の合理化や不適正処理の原因者究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。

◆特定建設資材（トクティケンセツシザイ）

建設リサイクル法にて、分別解体や再資源化が義務付けられている建設資材で、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材（繊維板等を含む）、アスファルト・コンクリートのことです。

◆特別管理産業廃棄物（トクベツカンリサンギョウハイキブツ）

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

◆特別管理産業廃棄物管理責任者（トクベツカンリサンギョウハイキブツカ ンリセキニンシャ）

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられています。

ナ 行

◆熱回収（ネツカイシュウ）

→ サーマルリサイクルへ

ハ 行

◆バイオマス

もともと生物（bio）の量（mass）のことで、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）を指し、エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、植物油、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトン等の有機物があります。バイオマスエネルギーは燃焼時のCO₂の発生を抑える自然エネルギーであるため、地球温暖化を抑制するエネルギー源として期待されています。

◆廃棄物（ハイキブツ）

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきであるとされています。

また、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く、固形状から液状に至るものすべてのものを含みます。

◆廃棄物交換システム（ハイキブツコウカンシステム）

事業場から発生する廃棄物のなかには、他の事業場で資源として有効に再利用できるものがあります。それらの廃棄物についての情報を広く集め排出事業者に提供し、排出事業者が希望する廃棄物をあっ旋することにより、廃棄物の再利用を促進しようとする制度で、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市と商工会議所及び商工会で共同して実施しています。

◆廃棄物処理法（ハイキブツショリホウ）

廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を進めることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。昭和40年代に、経済の高度成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が深刻化し、従来の「清掃法」を全面的に改める形で昭和45年に制定されました。

◆排出事業者（ハイシュツジギョウシャ）

廃棄物を排出する事業者をいいます。排出事業者は、事業活動で生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが、廃棄物処理法で定められています。建設工事及び解体工事の場合は、発注者から直接工事を請け負った者、いわゆる元請業者が該当します。

◆排出事業者責任（ハイシュツジギョウシャセキニン）

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方のことです。

◆P C B（ピーシービー）

P C Bは昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で分解されにくい上に、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に製造・輸入が原則禁止されました。

国際的にも、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、製造・使用の原則禁止、非意図的生成物質の排出削減、P C Bを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理、これらの対策に関する国内実施計画の策定等が締約国に義務付けられています。

◆ポリ塩化ビフェニル（ポリエンカビフェニル）

→ P C B（ピーシービー）へ

マ 行

◆マニフェスト

→ 産業廃棄物管理票（サンギョウハイキブツカンリヒョウ）へ

◆自ら利用（ミズカラリヨウ）

排出事業者が自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に利用できる品質にした上で、再度資材等として自ら利用することをいいます。

本市では、市内の建設工事から生ずる産業廃棄物を排出事業者が自ら利用するためには必要な事項を定め、再生利用の促進を図ることを目的として要綱を策定しています。

横浜市資源循環局産業廃棄物対策課

〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8F

電話：045（671）2513 FAX：045（651）6805